

平成 20 年度 特定非営利活動法人の実態及び
認定特定非営利活動法人制度の利用状況に関する調査

報 告 書

平成 2 1 年 3 月

内閣府国民生活局

特定非営利活動法人制度の実態及び認定特定非営利活動法人制度の利用状況に関する調査

- 目次 -

1. 調査の目的及び実施概要	
1. 調査の目的.....	3
2. 実施概要.....	3
2. 調査結果の概要	
1. 法人の概要について.....	7
2. 活動及び財務状況について.....	9
3. 認定特定非営利活動法人制度の利用状況について.....	14
3. 前回調査との比較	
1. 法人の概要について.....	23
2. 活動及び財務状況について.....	25
3. 認定特定非営利活動法人制度の利用状況について.....	31
4. 特定非営利活動法人に対するアンケート調査結果	
1. 法人の概要について	
(1) 活動分野.....	35
(2) 設立年月.....	37
(3) 設立経過状況.....	37
(4) 所轄庁・活動区域.....	38
(5) 社員・役員・会員の状況.....	40
2. 活動及び財務状況について	
(1) 特定非営利活動事業の収支状況.....	42
(2) 会費	
年会費・入会金の状況.....	47
財・サービスの提供内容.....	48
(3) 寄附金	
寄附金内訳.....	49
寄附金の位置付け.....	51
(4) 補助金・助成金.....	52
(5) 特定非営利活動事業による収入	
特定非営利活動事業の内、収入が多い事業分野.....	54
介護保険法に基づく事業の実施状況.....	55
(6) 委託事業費.....	56
(7) パブリックサポートテスト.....	58

(8) 法人税法上の収益事業	
法人税法上の収益事業の実施状況	59
法人税法上の収益の生じた事業活動分野	60
税務申告における収益事業の所得	60
(9) 経理の状況	
経理担当者の状況	61
発生主義・現金主義	61
帳簿書類の記帳頻度	62
監査方法	63
3. 認定特定非営利活動法人制度の利用状況について	
(1) 「認定特定非営利活動法人」制度の認知度	64
(2) 「認定特定非営利活動法人」制度の利用意向	65
(3) 「認定特定非営利活動法人」になることで得られるメリット	66
(4) 「認定特定非営利活動法人」の申請の準備を進めていない理由	67
満たすことができない認定要件	68
確認が困難な認定要件	69
作成が煩雑な申請書類	70
(5) 申請準備の進捗状況	72
(6) 税制改正(認定要件の緩和等)に対する見解	73
4. 公益法人制度改革について	
新しい公益法人制度(平成 20 年 12 月 1 日)の認知状況	74
5. 認定特定非営利活動法人に対するアンケート調査結果	
1. 認定特定非営利活動法人の概要について	
(1) 設立時期・認定有効期間	77
(2) 小規模法人の適用状況	77
2. 認定の効果について	78
3. 活動及び財務状況について	
(1) 特定非営利活動事業の収支状況	79
(2) 会費	
年会費・入会金の状況	84
財・サービスの提供内容	85

(3) 寄附金	
寄附金内訳	86
寄附金のうちの相続財産	88
寄附金の位置付け	89
(4) 補助金・助成金	90
(5) 特定非営利活動事業による収入	
事業収入が多い特定非営利活動事業の分野	92
介護保険法に基づく事業の実施状況	93
(6) 委託事業費	94
(7) 法人税法上の収益事業	
法人税法上の収益事業の実施状況	96
法人税法上の収益が生じた事業活動分野	97
税務申告における収益事業の所得	97
4. みなし寄附金制度の活用について	98
5. 個人住民税(地方税)の寄附金控除について	99
6. 税制改正(認定要件の緩和等)に対する見解	100
7. パブリックサポートテストについて	101
8. 申請手続きについて	
(1) 申請手続きを行ったスタッフ	102
(2) 作成が煩雑な書類	103
9. 認定後の運営について	105
参考資料: アンケート調査票	
特定非営利活動法人向け	109
認定特定非営利活動法人向け	129

1. 調査の目的及び実施概要

1. 調査の目的

認定特定非営利活動法人制度は、市民や企業から特定非営利活動法人への寄附を促す仕組みとして重要である。平成 20 年度の税制改正において、認定特定非営利活動法人の「パブリックサポートテスト等の認定要件の大幅な緩和」、「認定の有効期間の延長」、「法人の損金算入限度額の引き上げ」等、制度の大幅な拡充がなされたところであるが、平成 20 年 12 月 31 日現在、特定非営利活動法人の数は 92 法人にとどまっている。

このため、認定特定非営利活動法人制度の更なる活用増進に向けて、特定非営利活動法人及び認定特定非営利活動法人に対して現行制度の利用実態及び認定特定非営利活動法人制度の利用状況についての調査を行った。

2. 実施概要

(1) 実施期間

特定非営利活動法人・・・平成 21 年 1 月 16 日(金) ～ 平成 21 年 3 月 13 日(金)

認定特定非営利活動法人・・・平成 21 年 1 月 16 日(金) ～ 平成 21 年 3 月 19 日(木)

(2) 調査対象

全国の特定非営利活動法人

発送対象法人数・・・15,000

(うち、不達・解散・活動休止連絡等があった法人数 1,034 件)

回答法人数・・・2,294 (回収率 16.4%)

有効回答数・・・2,240

全ての認定特定非営利活動法人(平成 20 年 12 月末時点)

発送対象法人数・・・92 (うち解散連絡 1 件)

回答法人数・・・51 (回収率 51.1%)

有効回答数・・・45

特定非営利活動法人のリスト抽出方法

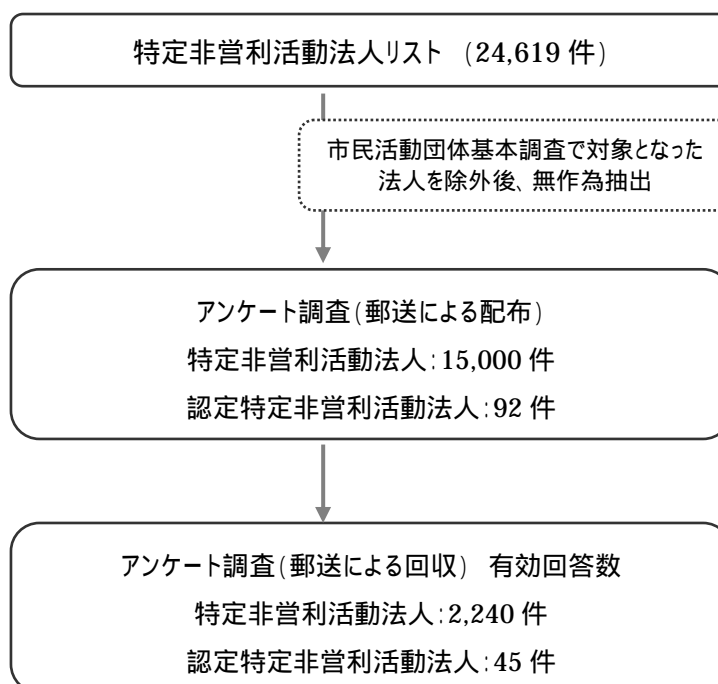
内閣府及び各都道府県が保有する特定非営利活動法人名簿 24,619 件から、重複及び、平成 20 年度市民活動団体基本調査の対象となった 3,000 法人及び認定特定非営利活動法人を除き、15,000 法人を無作為に抽出。

なお、抽出には、各都道府県における特定非営利活動法人の数で按分して母集団の縮図となるよう抽出間隔を決定して行った。

(3) 調査方法

質問票 郵送法

(4) 調査の流れ



報告書の記述に関する留意事項

(1) 図表説明

“ n ” は有効回答を指し、原則として n 数に対する比率を%表示(割合)で記している。

(SA) は単一回答 (Single Answer) (MA) は複数回答 (Multiple Answer) (FA) は自由回答 (Free Answer) 。

(2) 集計結果は、原則として小数点第 2 位以下を四捨五入して表記しているため、合計が 100% にならない場合がある。

(3) 文中、「社員」とあるのは、特定非営利活動促進法上の社員のことで、総会で議決権を有するいわゆる正会員を指す。

(4) 文中、「社員以外の会員」とは、総会で議決権の無い会員全てを指す。

(例：賛助会員、名誉会員、特別会員、ジュニア会員等)

(5) 文中、「公益法人」とあるのは、平成 20 年 12 月より新しい公益法人制度が施行されているが、ここでは、旧制度における公益法人を指す。

(6) 図表中、スペースの関係でやむを得ない場合に限り、「特活法人」とあるのは「特定非営利活動法人」を指し、「認定特活法人」とあるのは「認定特定非営利活動法人」を指す。

2. 調査結果の概要

各項目の横にある、（特定非営利活動法人/認定特定非営利活動法人）とあるのは当該質問が対象とした法人の種類を指す。

1. 法人の概要について

(1) 活動分野 (特定非営利活動法人)

「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を実施している法人が5割以上を占めている。

活動分野を「定款上に記載されている活動分野」と「実際に活動している分野」に分けて尋ねたところ、17分野すべてにおいて実際に活動している分野の件数が定款上記載されている活動の件数を下回っているが、いずれも「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」が5割以上を占め、最も多くなっている。

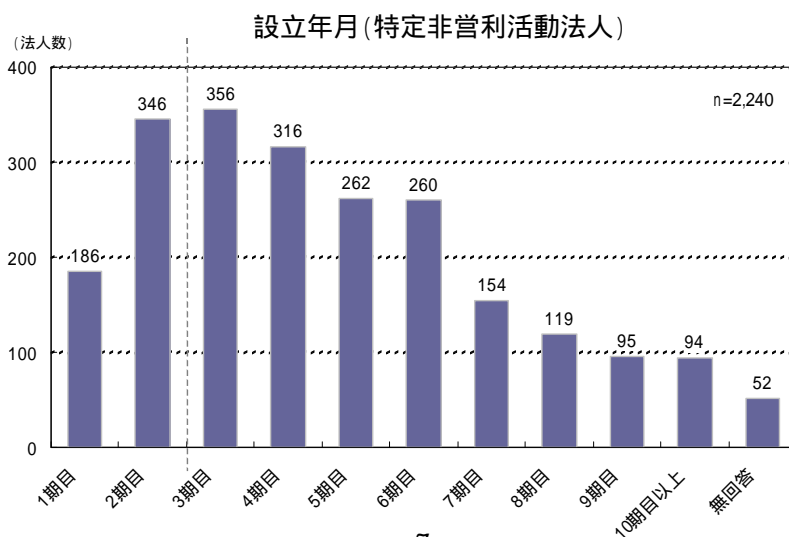
設立年月 (特定非営利活動法人)

号数	活動分野	定款上に記載		実際に活動	
		法人数	構成比 (%)	法人数	構成比 (%)
1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	1,311	58.5	1,187	53.0
2	社会教育の推進を図る活動	774	34.6	568	25.4
3	まちづくりの推進を図る活動	857	38.3	694	31.0
4	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	626	27.9	516	23.0
5	環境の保全を図る活動	580	25.9	461	20.6
6	災害救援活動	156	7.0	76	3.4
7	地域安全活動	212	9.5	136	6.1
8	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	299	13.3	195	8.7
9	国際協力の活動	288	12.9	176	7.9
10	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	185	8.3	125	5.6
11	子どもの健全育成を図る活動	825	36.8	676	30.2
12	情報化社会の発展を図る活動	176	7.9	119	5.3
13	科学技術の振興を図る活動	104	4.6	67	3.0
14	経済活動の活性化を図る活動	251	11.2	195	8.7
15	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	332	14.8	253	11.3
16	消費者の保護を図る活動	106	4.7	65	2.9
17	上記活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	586	26.2	445	19.9
	無回答	36	1.6	79	3.5
	全体	2240	100.0	2240	100.0

(2) 設立年月 (特定非営利活動法人)

設立3期目以上の法人が7割以上を占めている。

認定特定非営利活動法人の申請に必要な要件(2事業年度を終えている)を満たす法人は7割以上となっている。

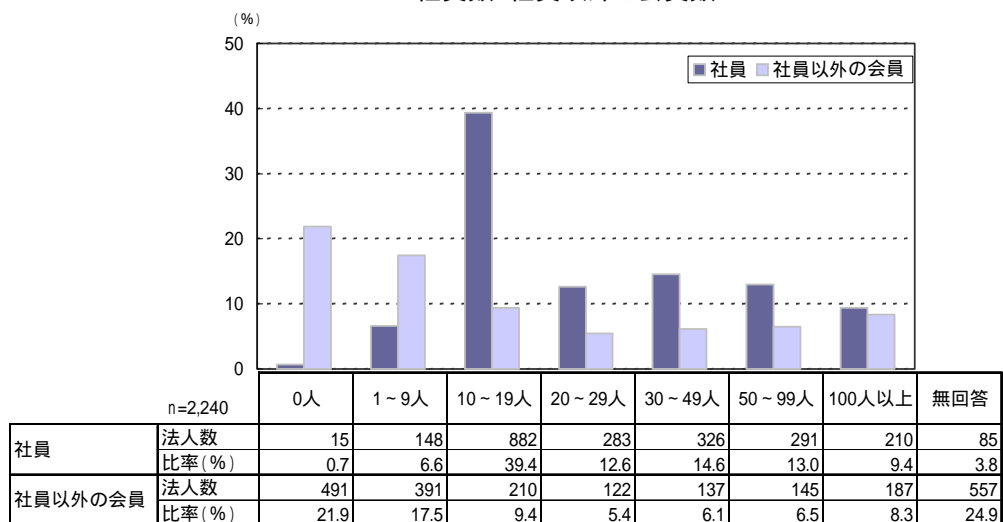


(3) 社員・役員・会員の状況(特定非営利活動法人)

社員規模の小さい法人が4割弱を占めている。

特定非営利活動法人の1法人あたりの社員数についてみると、「10人～19人」が39.4%（882件）と他に比べて高く、また、社員以外の会員についても「0人」が21.9%（491件）、「1～9人」が17.5%（391件）で、合計39.4%（882件）となっており、比較的少人数で構成される法人が多いことが窺われる。

社員数・社員以外の会員数



2. 活動及び財務状況について

(1) 特定非営利活動事業の収支状況(特定非営利活動法人/認定特定非営利活動法人)

特定非営利活動法人は「特定非営利活動事業による収入」、認定特定非営利活動法人は「寄附金」がそれぞれ主な収入源となっている。

特定非営利活動法人の定款上の特定非営利活動事業における1法人あたりの収入金額は平均値が1,875万円、中央値が558万円となっている。

また、収入金額の内訳としては、「特定非営利活動事業による収入」が72.8%と大半を占めている。

一方、認定特定非営利活動法人では、定款上の特定非営利活動事業における1法人あたりの収入金額は平均値が1億5,114万円、中央値が2,142万円となっている。

収入金額の内訳は、「寄附金」が61.3%、「補助金・助成金」が20.4%の順となっており、これら上位2つで全体の8割以上を占めている。

1法人あたりの定款上の特定非営利活動事業の

収入部門	特活法人(前事業年度)				認定特活法人(前事業年度)			
	有効回答数 件	平均値 円	平均値 構成比 %	中央値 円	有効回答数 件	平均値 円	平均値 構成比 %	中央値 円
会費収入	1,969	687,099	3.4	135,000	43	2,988,732	1.9	1,798,000
寄附金総額	1,804	699,645	3.4	46,243	43	94,687,517	61.3	8,109,200
補助金・助成金	1,754	3,229,552	15.9	125,350	41	31,478,519	20.4	1,070,000
事業による収入	1,904	14,799,176	72.8	2,281,555	40	10,486,235	6.8	2,749,407
その他収入	1,819	921,679	4.5	18,640	39	14,853,949	9.6	100,736
上記～の合計	2,034	18,748,209	-	5,582,407	43	151,140,297	-	21,424,805

:(～を除く、特定非営利活動事業による収入。国等からの委託の対価としての収入を含む)

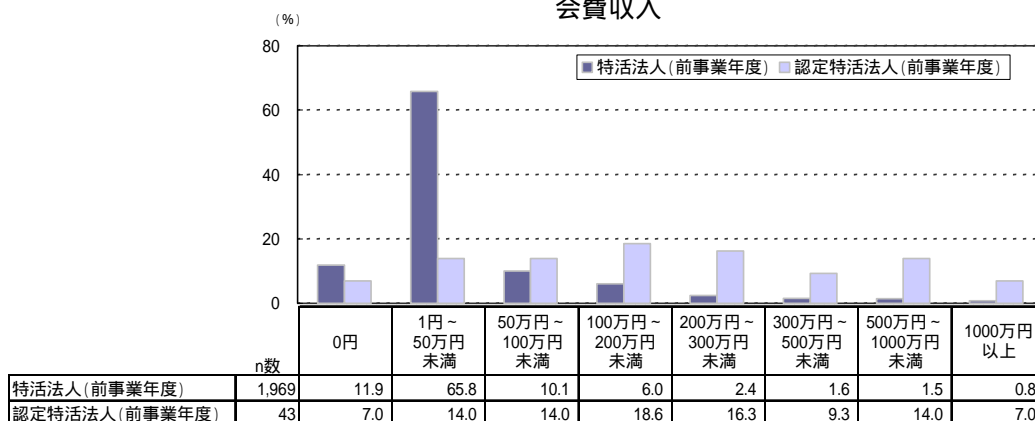
(2) 会費収入(特定非営利活動法人/認定特定非営利活動法人)

認定特定非営利活動法人の会費収入額は特定非営利活動法人よりも大きい。

特定非営利活動法人についてみると、「1円～50万円未満」が65.8%(1,296件)と最も高くなっている。

認定特定非営利活動法人の会費収入額は、「100万円～200万円未満」が18.6%(8件)、「200万円～300万円未満」が16.3%(7件)でこれらの区分を中心に、高額区分においてもある程度分散しており、特定非営利活動法人と比較して、総じて収入規模が大きいことが窺われる。

会費収入

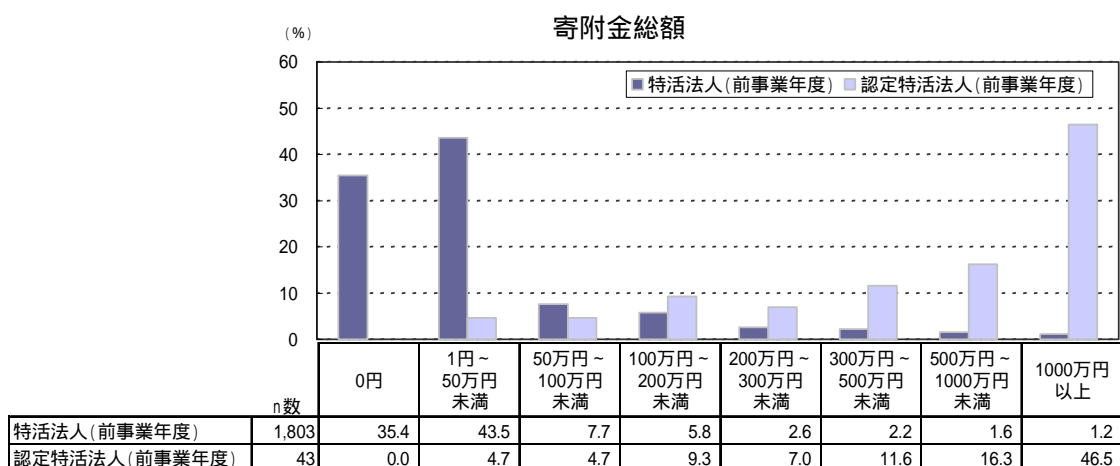


(3) 寄附金(特定非営利活動法人/認定特定非営利活動法人)

- 収入規模別 -

特定非営利活動法人と認定特定非営利活動法人とは、寄附金受入金額の差が大きい。

特定非営利活動法人の寄附金受入金額は「0円」が35.4%(639件)、「1円~50万円未満」が43.5%(785件)となっており、これら2つの区分で合わせて78.9%(1,424件)を占めている。一方、認定特定非営利活動法人は「1,000万円以上」が46.5%(20件)と半数近くを占めている。



- 1者あたりの寄附金受入額の内訳 - (特定非営利活動法人/認定特定非営利活動法人)

認定特定非営利活動法人は特定非営利活動法人よりも1者あたりの寄附金受入件数、金額が共に大きい。

特定非営利活動法人では、1者あたりの寄附金受入金額は、「1千円以上5千円以下のもの」がボリュームゾーンとなっているのに対して、認定特定非営利活動法人では「5千円超10万円以下のもの」がボリュームゾーンとなっており、認定特定非営利活動法人の方が1者あたりの寄附金受入金額が大きい。

1者あたりの寄附金受入額の内訳

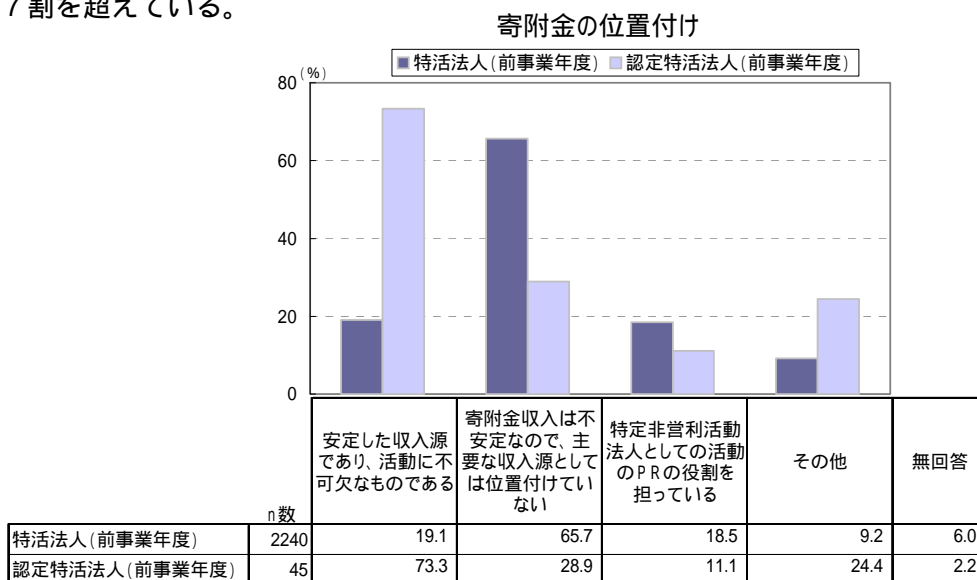
	特活法人(前事業年度)			認定特活法人(前事業年度)		
	有効回答数	平均		有効回答数	平均	
		件数 件	合計金額 円		件数 件	合計金額 円
1者あたり100万円超のもの	182	0.6	2,278,972	26	6.3	33,839,329
1者あたり10万円超100万円以下のもの	386	2.3	567,412	30	109.0	20,581,907
1者あたり5千円超10万円以下のもの	701	10.3	215,065	35	1,536.8	61,346,194
1者あたり1千円以上5千円以下のもの	505	24.2	74,540	33	268.7	878,842
1者あたり1千円未満のもの	216	-	72,817	25	-	3,570
寄附者の氏名が不明なもの	237	-	157,136	25	-	1,371,944
合計	1,160	-	754,587	36	-	106,085,629

寄附金のうち1千円未満及び寄附者の氏名が不明なものは、寄附件数としてカウントされない

- 寄附金の位置付け - (特定非営利活動法人/認定特定非営利活動法人)

特定非営利活動法人では「寄附金収入は不安定で、主要な収入源としては位置付けていない」としているのに対し、認定特定非営利活動法人では「安定した収入源で活動に不可欠なもの」として位置付けている。

「寄附金」の位置付けについてみると、特定非営利活動法人では「寄附金収入は不安定なので、主要な収入源としては位置付けていない」が6割強となっているのに対し、認定特定非営利活動法人では「安定した収入源であり、活動に不可欠なものである」が7割を超えている。

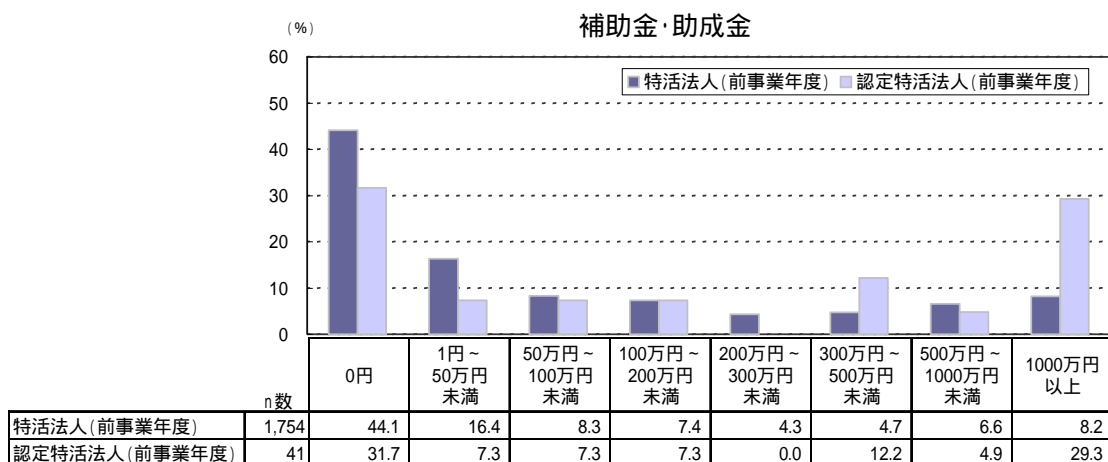


(4) 補助金・助成金 (特定非営利活動法人/認定特定非営利活動法人)

特定非営利活動法人は認定特定非営利活動法人よりも補助金・助成金の受入額が少ない。

「補助金・助成金」について特定非営利活動法人をみると、「0円」が44.1% (774件)、「1円～50万円未満」が16.4% (287件) これら2つの区分で合わせて60.5% (1,061件) を占めており、低い金額区分に集中している。

一方、認定特定非営利活動法人についてみると、「0円」が31.7% (13件)、「1,000万円以上」が29.3% (12件) となっており、認定特定非営利活動法人の間での格差が大きいものと見られる。



(5) 特定非営利活動事業(会費・寄附金・補助金・助成金を除く)による収入

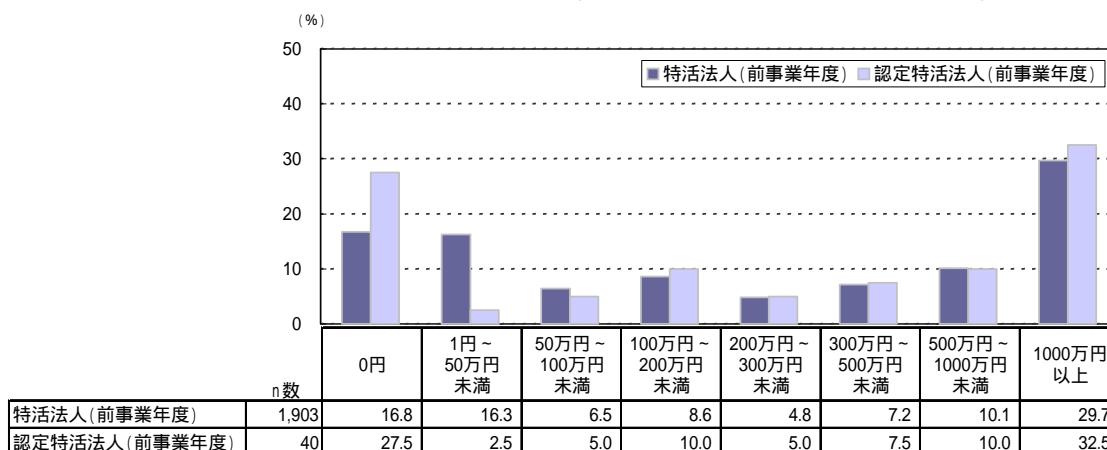
国等からの委託の対価としての収入を含む

(特定非営利活動法人/認定特定非営利活動法人)

特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人共に「0円」、「1円～50万円未満」、「1,000万円以上」が多い。

「特定非営利活動事業(会費・寄附金・補助金・助成金を除く)による収入」についてみると、特定非営利活動法人と認定特定非営利活動法人共に、「0円」、「1円～50万円未満」が3割程度、「1,000万円以上」が3割程度を占めており、いずれにおいても法人間における差が大きいことが窺える。

特定非営利活動事業(会費・寄附金・補助金・助成金を除く)による収入



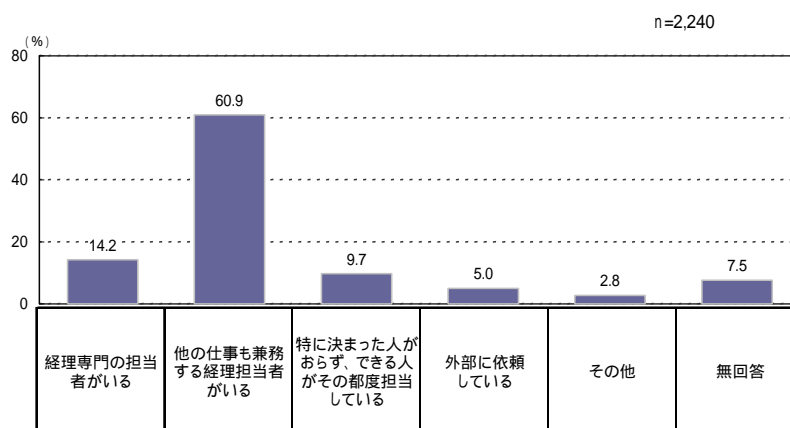
(6) 経理の状況(特定非営利活動法人)

専任の経理担当者がある法人は約2割にとどまり、大半が他の仕事と兼務している者が経理を担当している。

特定非営利活動法人の経理の状況についてみると、「他の仕事も兼務する経理担当者がある」が60.9%(1,364件)、「経理専門の担当者がある」が14.2%(317件)、「特に決まった人がおらず、できる人がその都度担当している」が9.7%(217件)の順となっており、大半が他の仕事と兼務している者が経理を担当している。

< SA >

経理担当者の状況(特定非営利活動法人)

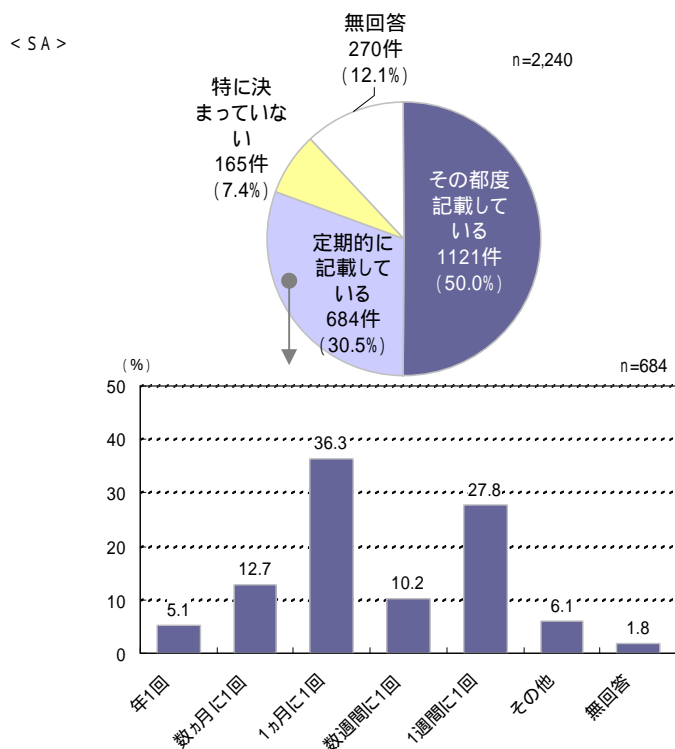


(7) 帳簿書類の記帳頻度 (特定非営利活動法人)

その都度帳簿に記帳している法人は全体の5割を占めている。

特定非営利活動法人の帳簿書類の記帳頻度についてみると、「その都度記帳している」が50.0% (1,121件)、「定期的に記帳している」が30.5% (684件)となっている。なお、「定期的に記帳している」の内訳としては、「1ヵ月に1回」が36.3% (248件)、「1週間に1回」が27.8% (190件)、「数ヵ月に1回」が12.7% (87件)の順となっている。

帳簿書類の記入頻度 (特定非営利活動法人)

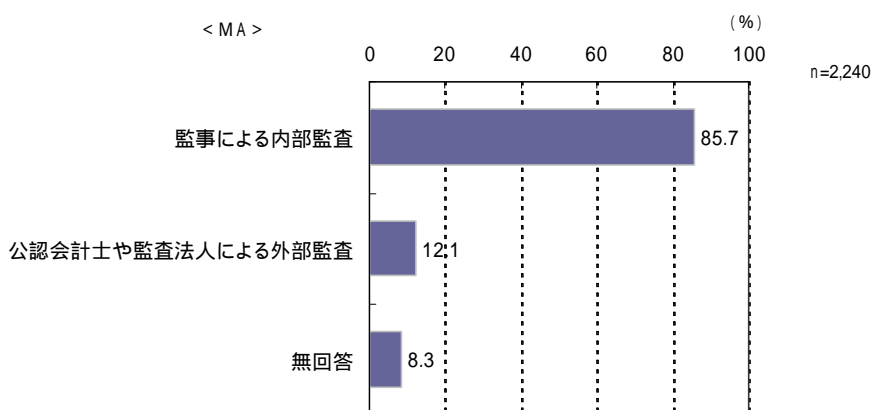


(8) 監査方法 (特定非営利活動法人)

「監事による内部監査」が8割以上を占めている。

監査方法についてみると、「監事による内部監査」が85.7% (1,920件)と突出している一方で、「公認会計士や監査法人による外部監査」を実施している法人はわずか12.1% (270件)となっている。

監査方法 (特定非営利活動法人)



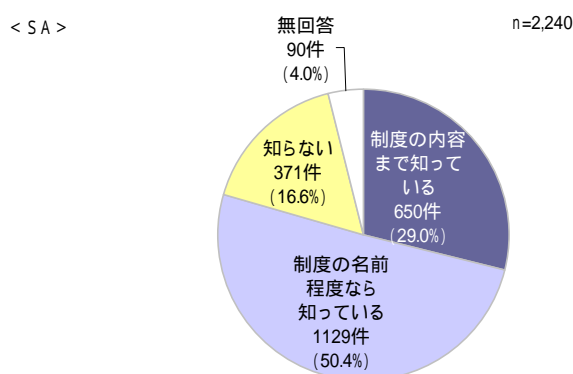
3. 認定特定非営利活動法人制度の利用状況について

(1) 認定特定非営利活動法人制度の認知度(特定非営利活動法人)

「制度の内容まで知っている」が29.0%（650件）、「制度の名前程度なら知っている」が50.4%（1,129件）でこれらを合わせると79.4%（1,779件）が認知しているといえる。

特定非営利活動法人における認定特定非営利活動法人制度の認知度についてみると、「制度の名前程度なら知っている」が50.4%（1,129件）と最も多く、次いで、「制度の内容まで知っている」が29.0%（650件）となっており、これらを合わせると79.4%（1,779件）の法人が認定特定非営利活動法人制度についてある程度認知しているといえる。

認定特定非営利活動法人制度の認知度(特定非営利活動法人)



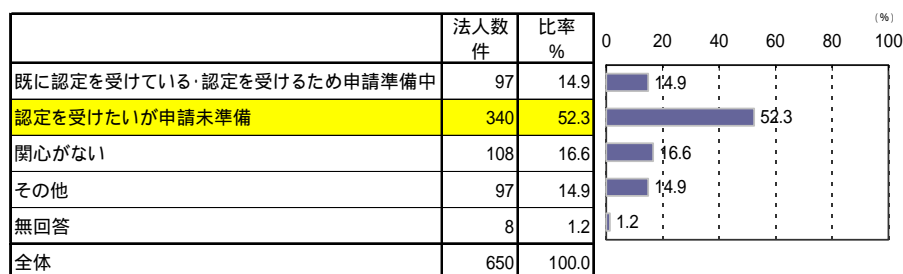
(2) 認定特定非営利活動法人制度の利用意向(特定非営利活動法人)

「認定を受けたいが申請の準備を進めていない」法人が5割以上を占めている。

「制度の内容まで知っている」と回答した法人（650法人）の内、認定特定非営利活動法人制度の利用意向についてみると、「認定を受けたいと思っているが申請の準備を進めていない」が5割以上を占めている。

< SA >

認定特定非営利活動法人制度の利用意向(特定非営利活動法人)



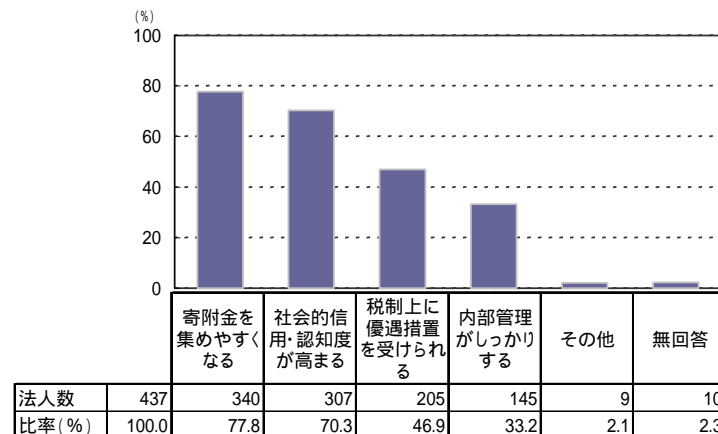
(3) 認定特定非営利活動法人制度によって得られるメリットの見解(特定非営利活動法人/認定特定非営利活動法人)

「寄附金が集めやすくなる」、「社会的信用・認知度が高まる」が7割以上を占めている。

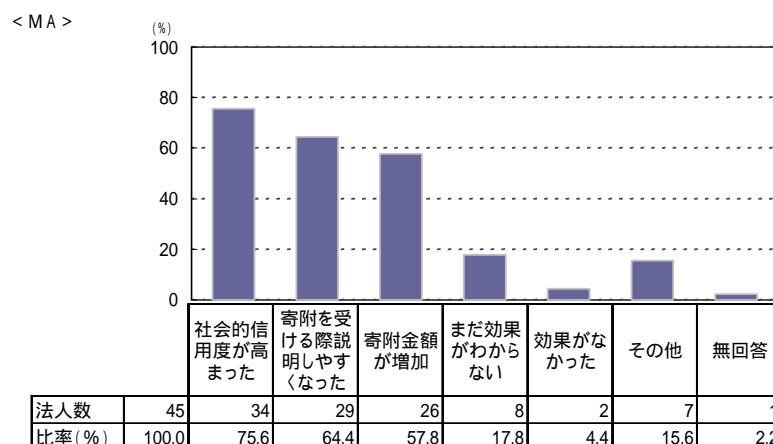
認定特定非営利活動法人になることで得られるメリットについてみると、「寄附者が税制優遇措置を受けられるので、寄附金を集めやすくなる」が77.8%(340件)、「社会的信用・認知度が高まる」が70.3%(307件)となっている。

一方、認定特定非営利活動法人の認定後の効果についてみると、「社会的信用度が高まった」が75.6%(34件)、「寄附を受ける際に説明しやすくなった」が64.4%(29件)、「寄附金が増加した」が57.8%(26件)が上位を占めており、信用の向上に伴う寄附金の増加といったメリットが共通して挙げられている。

< MA > 認定特定非営利活動法人制度によって得られるメリット(特定非営利活動法人)



認定特定非営利活動法人になったことの効果(認定特定非営利活動法人)

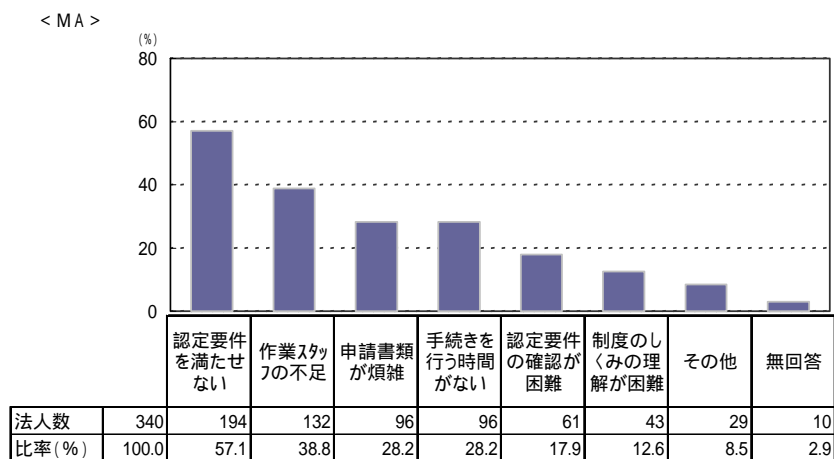


(4) 認定取得希望はあるが申請準備を進めていない理由(特定非営利活動法人)

「認定要件を満たすことができない」法人が約6割を占めている。

申請準備を進めていない理由についてみると、「認定要件を満たすことができない」が57.1%(194件)と最も多くなっている。次いで、「申請作業を行うスタッフが不足している」が38.8%(132件)、「申請書類が煩雑である」、「認定に必要な手続きを行う時間がない」が各々28.2%(各々96件)となっている。

認定取得希望はあるが申請準備を進めていない理由(特定非営利活動法人)

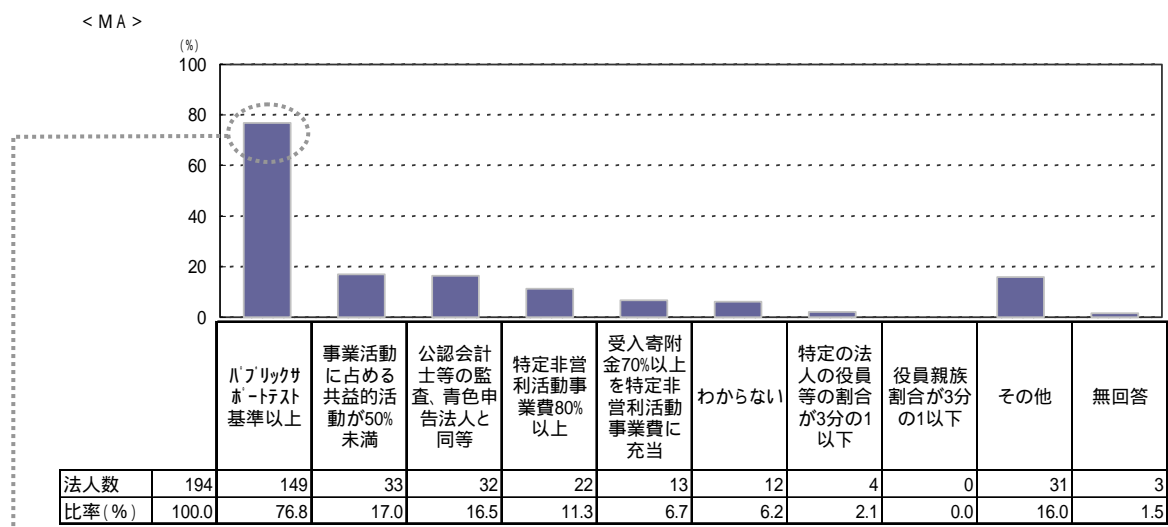


P S Tの基準値を満たすことができない法人が約8割を占めている。

認定要件を満たすことができない理由についてみると、「P S Tが基準値以上であること」が76.8%（149件）と他の項目と比べて特に高くなっている。

なお、P S Tの基準値を満たせない理由は「寄附金の収入が少ない」が90.6%（135件）と大半を占めている。

満たすことができない認定要件



< MA >

	法人数 件	比率 %
寄附金の収入が少ない	135	90.6
寄附者名簿を管理していない	4	2.7
その他	11	7.4
無回答	7	4.7
全体	149	100.0

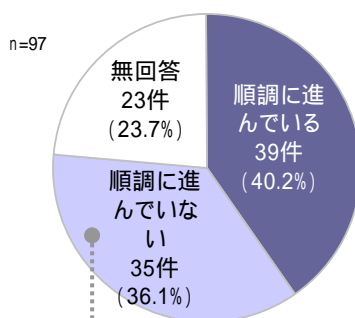
(5) 申請準備の進捗状況(特定非営利活動法人)

申請準備が「順調に進んでいる(進んだ)」法人は約4割を占めている。

申請準備中の法人における申請準備の進捗状況についてみると、「順調に進んでいる(進んだ)」が40.2%(39件)となったのに対し、「順調に進んでいない(進まなかった)」が36.1%(35件)となっている。

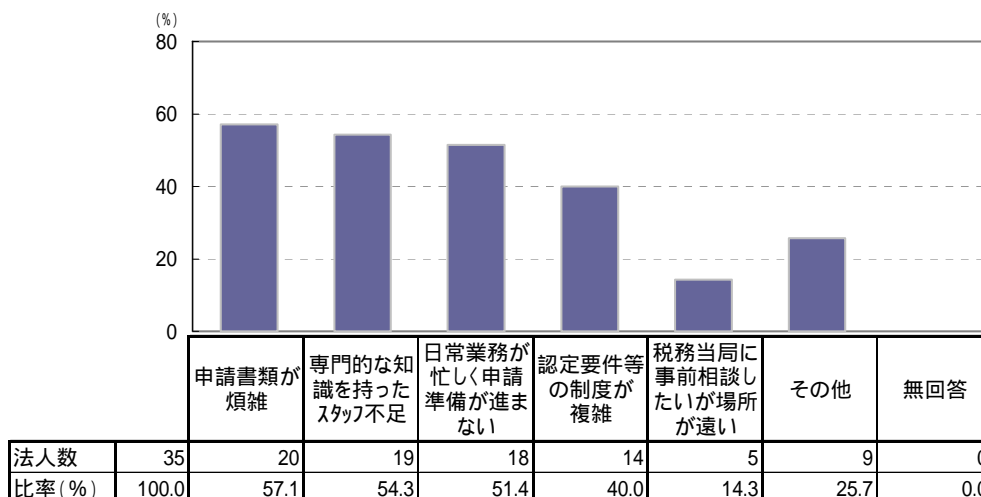
申請準備が順調に進まない主な理由は、「申請書類が煩雑で作成に手間がかかる」や「会計や税務に関する専門的な知識を持ったスタッフが足りない」、「日常業務で忙しいため申請準備が思い通り進まない」などとなっている。

< MA > 申請準備が順調に進んだか



< MA >

順調に進んでいない理由



(6) 税制改正(認定要件の緩和等)の効果について(特定非営利活動法人/認定特定非営利活動法人)

「認定特定非営利活動法人になりやすくなった」と回答した法人のうち、その理由としては、特定非営利活動法人では「パブリックサポートテストの基準値を 1/3 から 1/5 に引き下げる特例が 3 年延長され、平成 23 年 3 月 31 日までの間に申請書を提出した場合とされたこと」が 30.4% (133 件)、「小規模法人の特例が、平成 18 年度から創設されたこと」が 30.2% (132 件) の順となっている。

一方、認定特定非営利活動法人では「パブリックサポートテストの基準値を 1/3 から 1/5 に引き下げる特例が 3 年延長され、平成 23 年 3 月 31 日までの間に申請書を提出した場合とされたこと」が 73.3% (33 件) と最も多くなっている。次いで、「認定の有効期間の延長(2 年から 5 年)に合わせて、パブリックサポートテストの実績判定期間も 2 事業年度から原則 5 事業年度に延長するとともに、各事業年度の基準値を 1/10 以上とする要件が廃止されたこと」、「パブリックサポートテストの分子に算入する寄附金の計算において、一者あたり基準限度額が受入寄附金総額の 5% から 10% に引き上げられたこと」が各々 60.0% (各々 27 件) となっている。

「変わらない」と回答した法人のうち、その理由としては、特定非営利活動法人では「『社員に占める社員の親族等の割合が 1/3 以下であること』、『社員に占める特定の役員等の割合が 1/3 以下であること』の要件が撤廃されたこと」が 32.3% (141 件)、「『社員に占める社員の親族等の割合が 1/3 以下であること』、『社員に占める特定の役員等の割合が 1/3 以下であること』といった要件を満たすことを証明するために必要であった社員すべての名簿の公開が不要になったこと」が 30.2% (132 件) の順となっている。

他方、認定特定非営利活動法人においては「改正前は、社員が寄附者である場合、他の寄附者の中にその社員の配偶者や三親等以内の親族等がいるときは、その親族等は社員と同一の者とみなして、パブリックサポートテストの分子に算入する寄附金を算出する必要があった(いわゆる「親族合算」)が、この要件が撤廃されたこと」が 71.1% (28 件)、「『社員に占める社員の親族等の割合が 1/3 以下であること』、『社員に占める特定の役員等の割合が 1/3 以下であること』といった要件を満たすことを証明するために必要であった社員すべての名簿の公開が不要になったこと」が 66.7% (27 件) の順となっている。

税制改正(認定要件の緩和等)の効果について

(%)

	< SA >	特定非営利活動法人 認定特定非営利活動法人	n=437 n=45	特定非営利活動法人に なりやすくなった		変わらない	
				特活法人	認定特活法人	特活法人	認定特活法人
1	PSTの分母の算定において、独立行政法人や国立大学法人等からの補助金・委託費も除くことができるようになったこと			20.6	42.2	23.3	51.1
2	PSTの基準値を1/3から1/5に引き下げる特例が3年延長され、平成23年3月31日までの間に申請書を提出した場合とされたこと			30.4	73.3	16.9	24.4
3	認定の有効期間の延長(2年から5年)に合わせて、PSTの実績判定期間も2事業年度から原則5事業年度に延長するとともに、各事業年度の基準値を1/10以上とする要件が廃止されたこと			28.8	60.0	15.3	37.8
4	PSTの分子に算入する寄附金の計算において、一者あたり基準限度額が受入寄附金総額の5%から10%に引き上げられたこと			25.2	60.0	19.0	35.6
5	改正前は、社員が寄附者である場合、他の寄附者の中にその社員の配偶者や三親等以内の親族等がいるときは、その親族等は社員と同一の者とみなして、PSTの分子に算入する寄附金を算出する必要があった(いわゆる「親族合算」)が、この要件が撤廃されたこと			21.5	28.9	26.5	71.1
6	「社員に占める社員の親族等の割合が1/3以下であること」、「社員に占める特定の役員等の割合が1/3以下であること」の要件が撤廃されたこと			17.2	33.3	32.3	66.7
7	「社員に占める社員の親族等の割合が1/3以下であること」、「社員に占める特定の役員等の割合が1/3以下であること」といった要件を満たすことを証明するために必要であった社員すべての名簿の公開が不要になったこと			19.2	42.2	30.2	57.8
8	小規模法人の特例が、平成18年度から創設されたこと			30.2	31.1	16.9	60.0

3. 前回調査との比較

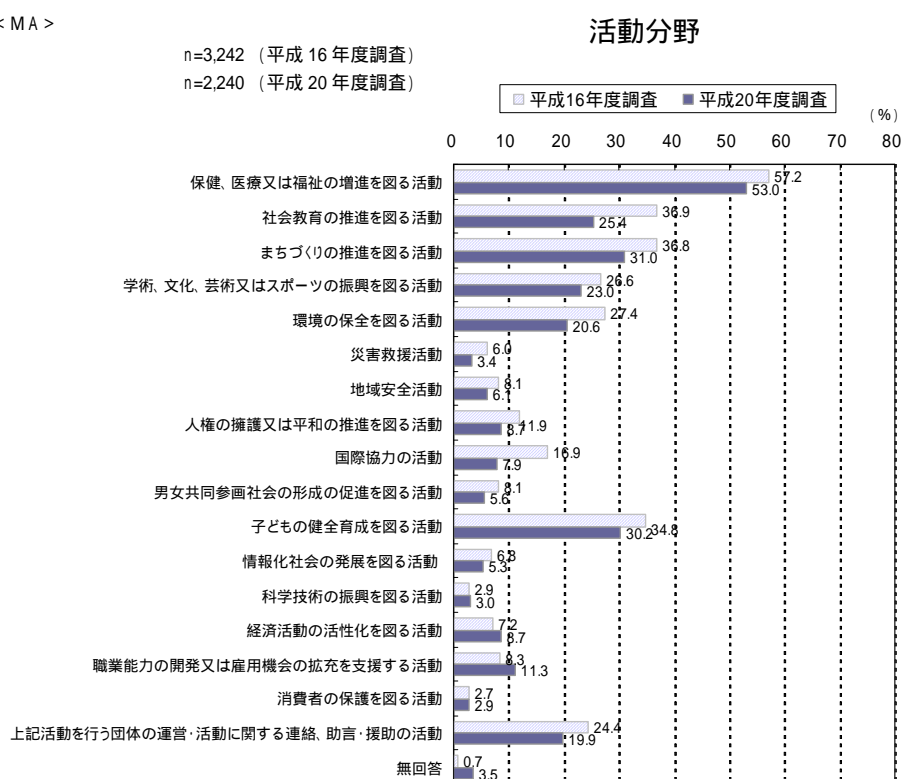
1. 法人の概要について

(1) 活動分野

平成 20 年度調査と平成 16 年度調査で活動分野の分布状況に大きな変化はない。

活動分野の構成比率に関して、平成 20 年度調査と平成 16 年度調査を比較すると、「社会教育の推進を図る活動」では平成 20 年度調査が 25.4%（568 件）、平成 16 年度調査が 36.9%（1,196 件）、「国際協力の活動」では平成 20 年度調査が 7.9%（176 件）、平成 16 年度調査が 16.9%（547 件）となっており、平成 16 年度調査よりも「社会教育の推進を図る活動」で 11.5%ポイント、「国際協力の活動」で 9.0%ポイント、それぞれ比率の減少が見られるものの、全体として見れば「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」が最も高く、「まちづくりの推進を図る活動」、「子どもの健全育成を図る活動」などが続くなど、活動分野の分布状況に大きな変化は見られない。

< MA >

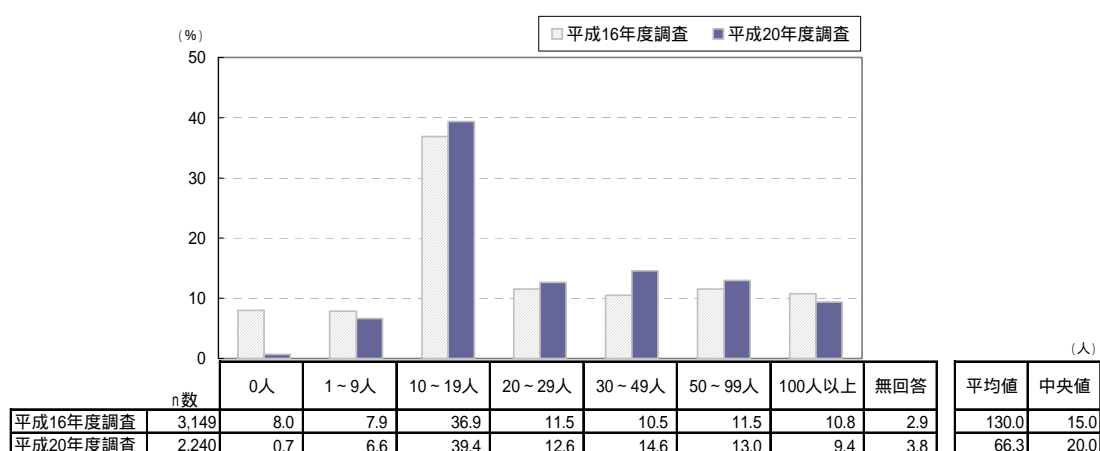


(2) 社員及び社員以外の会員の人数

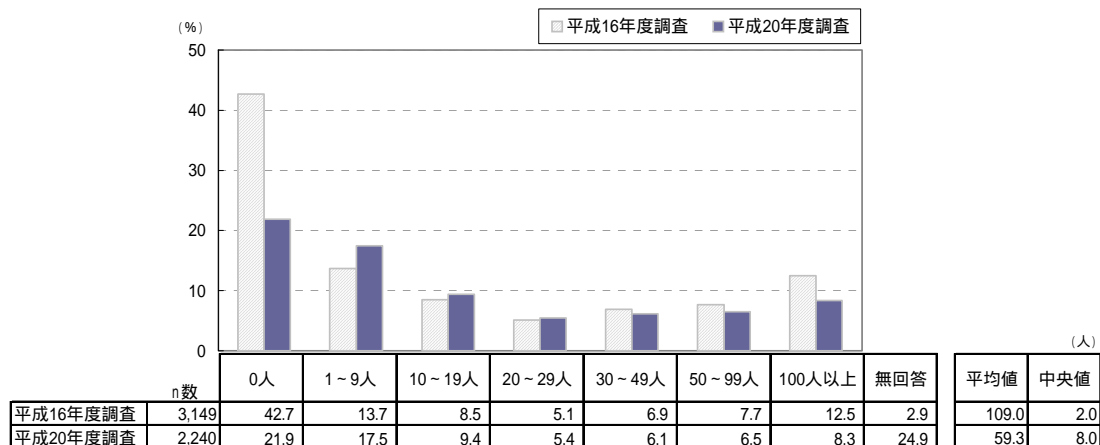
社員数の分布状況について平成20年度調査と平成16年度調査を比較すると、ほぼ同様の傾向を示している。

社員以外の会員数についてみると、「無回答」が平成16年度調査で2.9%（91人）であったが、平成20年度調査では24.9%（557人）と回答状況は異なるものの、「0人」が平成16年度調査では42.7%（1,385件）であるのに対し、平成20年度調査では21.9%（491件）を占める他は、会員数の分布状況は平成20年度調査と平成16年度調査はほぼ同様の傾向を示しているものと考えられる。

社員数



社員以外の会員数



(注) 特定非営利活動法上、社員のうち10人以上の名簿を提出する必要があるが、これらの法人のうち、社員を従業員や専属スタッフとして解釈して回答した法人もあったものと考えられる。そのため、これらの全てが特定非営利活動法の規定に反しているものではないと考えられる。

2. 活動及び財務状況について

(1) 特定非営利活動事業の収支状況

特定非営利活動事業の収入は増加している。

特定非営利活動事業の収入部門の合計を平均値（円）で見ると、平成20年度調査が1,874万8,209円、平成16年度調査が1,821万3,538円となっており、平成16年度調査から53万4,671円増加している。他方、中央値は、平成20年度調査が558万2,407円、平成16年度調査が371万9,512円となっている。構成比は、平成20年度調査、平成16年度調査とも「特定非営利活動事業による収入」が最も高く、次いで「補助金・助成金」となっている。

支出部門の合計を平均値（円）で見ると、平成20年度調査が1,813万7,462円、平成16年度調査が1,981万3,181円となっており、平成16年度調査から167万5,719円減少している。他方、中央値は、平成20年度調査が565万914円、平成16年度調査が421万5,473円となっている。構成比は、平成20年度調査、平成16年度調査とも「事業費」が支出全体の7割前後を占めており、支出構成に大きな変化は見られない。

特定非営利活動事業の収支状況

収入部門	n=2,034 平成16年度調査(前事業年度)			n=2,023 平成20年度調査(前事業年度)		
	平均値	平均値	中央値	平均値	平均値	中央値
	円	構成比 %	円	円	構成比 %	円
会費収入	1,281,913	7.0	181,000	687,099	3.4	135,000
寄附金総額	1,618,000	8.9	30,000	699,645	3.4	46,243
補助金・助成金	2,538,612	13.9	0	3,229,552	15.9	125,350
事業による収入	11,334,195	62.2	955,181	14,799,176	72.8	2,281,555
その他収入	1,440,818	7.9	0	921,679	4.5	18,640
上記～の合計	18,213,538	-	3,719,512	18,748,209	-	5,582,407

:(～を除く、特定非営利活動事業による収入。国等からの委託の対価としての収入を含む)

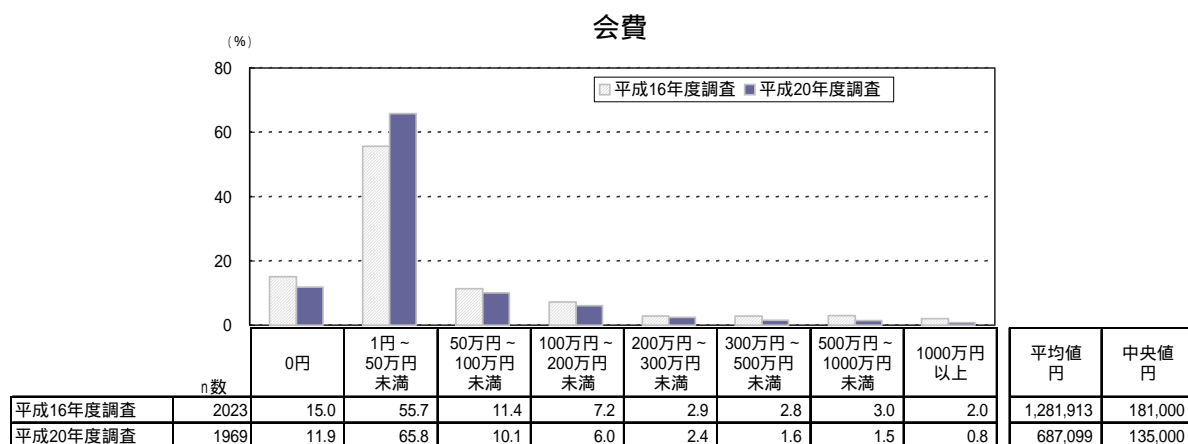
支出部門	n=2,009 平成16年度調査(前事業年度)			n=2,498 平成20年度調査(前事業年度)		
	平均値	平均値	中央値	平均値	平均値	中央値
	円	構成比 %	円	円	構成比 %	円
事業費	14,491,444	73.1	2,385,255	13,183,947	68.8	3,497,404
管理費	4,021,626	20.3	374,505	4,595,185	24.0	732,428
その他支出	1,300,110	6.6	0	1,374,614	7.2	0
上記～の合計	19,813,181	-	4,215,473	18,137,462	-	5,650,914

(2) 会費

会費収入額は減少している。

会費収入 特定非営利活動事業の収支状況の図表（P25）参照は、平成20年度調査では平均値が68万7,099円、中央値が13万5,000円となっており、平成16年度調査（平均値128万1,913円、中央値18万1,000円）から平均値が59万4,814円、中央値が4万6,000円それぞれ減少している。

区分別でみると、「1円～50万円未満」がボリュームゾーンという傾向は変わらないものの、「1円～50万円未満」の比率が平成20年度調査は65.8%（1,296件）と、平成16年度調査の55.7%（1,126件）よりも10.1%ポイント高くなっている。

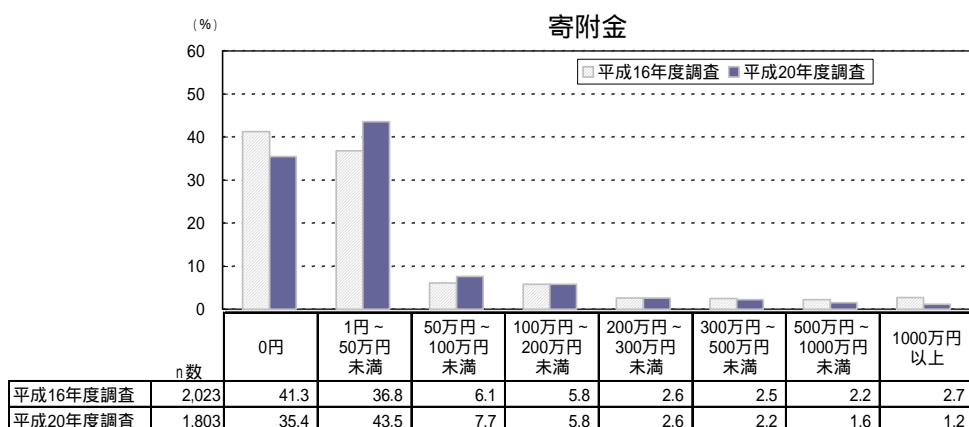


(3) 寄附金

小口の寄附金が増加している。

寄附金総額 特定非営利活動事業の収支状況の図表（P25）参照の平均値についてみると、平成20年度調査では69万9,645円と平成16年度調査の161万8,000円よりも91万8,355円減少しているが、中央値は4万6,243円と平成16年度調査の3万円よりも1万6,243円増加している。

また、金額区分でみると、平成20年度調査では「0円」が35.4%（639件）と平成16年度調査の41.3%（835件）よりも5.9%ポイント減少している一方、「1円～50万円未満」は43.5%（785件）と平成16年度調査の36.8%（745件）よりも6.7%ポイント増加している。また、300万円以上の金額区分については総じて微減している。以上のことから、小口の寄附金が増加していることが窺える。

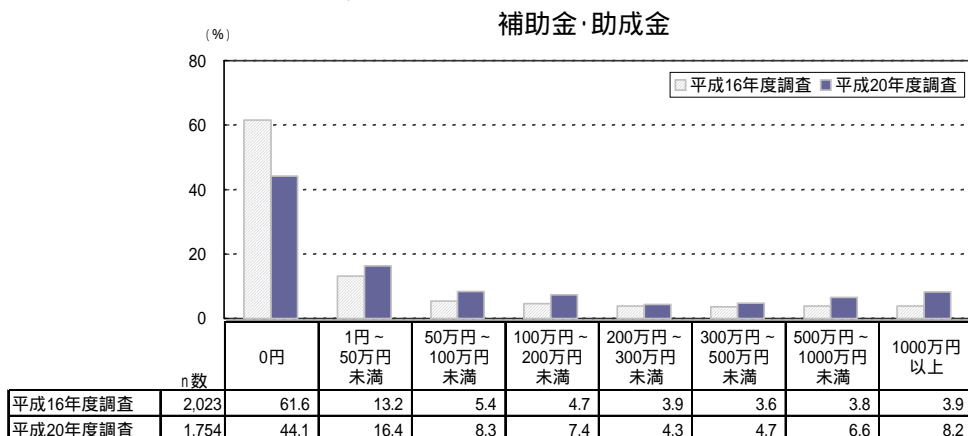


(4) 補助金・助成金

補助金・助成金による収入は増加している。

補助金・助成金 特定非営利活動事業の収支状況の図表（P25）参照の平均値についてみると、平成20年度調査が322万9,552円、平成16年度調査が253万8,612円となっており、平成16年度調査よりも69万940円増加している。中央値も平成20年度調査が12万5,350円、平成16年度調査が0円となっており、平成16年度調査よりも12万5,350円増加している。すなわち、補助金・助成金による収入が増加傾向にあることが窺える。

なお、金額区分でみると、平成20年度調査では「0円」が44.1%（774件）と平成16年度調査の61.6%（1,247件）よりも17.5%ポイント減少している一方、「1円以上」は全ての区分において微増となっている。



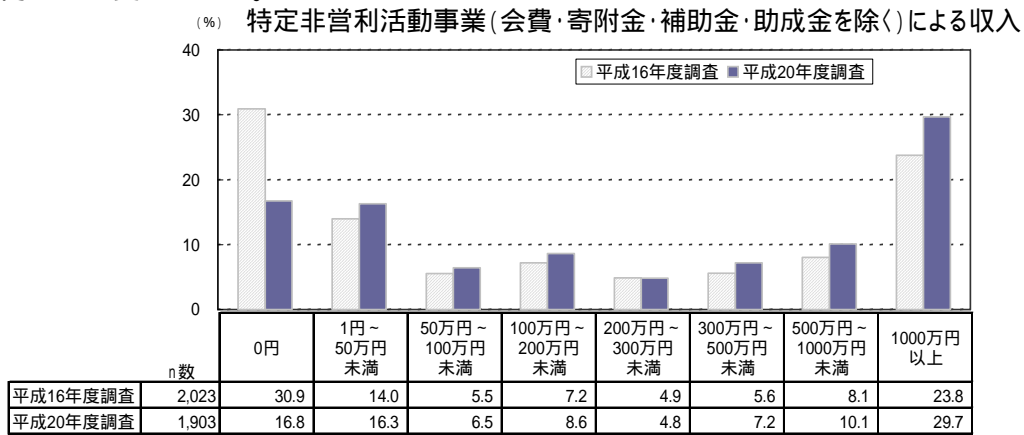
(5) 特定非営利活動事業（会費・寄附金・補助金・助成金を除く）による収入

特定非営利活動事業（会費・寄附金・補助金・助成金を除く）による収入は増加している。

特定非営利活動事業による収入（会費・寄附金・補助金・助成金を除く） 特定非営利活動事業の収支状況の図表（P25）参照の平均値についてみると、平成20年度調査が1,479万9,176円、平成16年度調査が1,133万4,195円となっており、平成16年度調査よりも346万4,981円増加している。中央値も平成20年度調査は228万1,555円となっており、平成16年度調査の95万5,181円より132万6,374円増加している。

金額区分でみると、平成20年度調査では「0円」が16.8%（319件）となっており、平成16年度調査の30.9%（626件）よりも14.1ポイント減少する一方で、「1,000万円以上」では29.7%（565件）と平成16年度調査の23.8%（481件）よりも5.9ポイント増加している。

なお、「1,000万円以上」と、「0円」、「1円～50万円未満」がボリュームゾーンであるという傾向はほぼ変わらない。

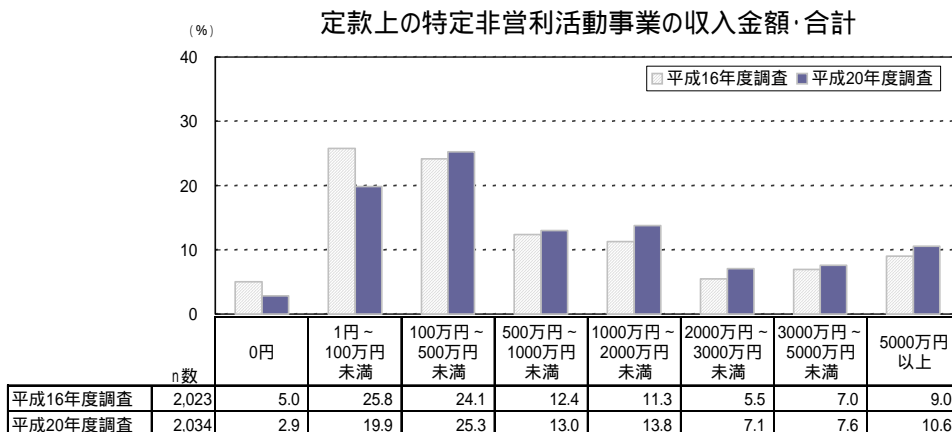


(6) 定款上の特定非営利活動事業の収入金額・合計

収入金額は増加傾向している。

収入合計金額 特定非営利活動事業の収支状況の図表（P25）参照の平均値についてみると、平成20年度調査では1,874万8,209円と平成16年度調査の1,821万3,538円よりも53万4,671円増加し、また、中央値も558万2,407円と平成16年度調査の371万9,512円よりも186万2,895円増加している。

金額区分でみると、「1円～100万円未満」、「100万円～500万円未満」がボリュームゾーンとなっており、平成20年度調査と平成16年度調査でほぼ同様の傾向を示している。



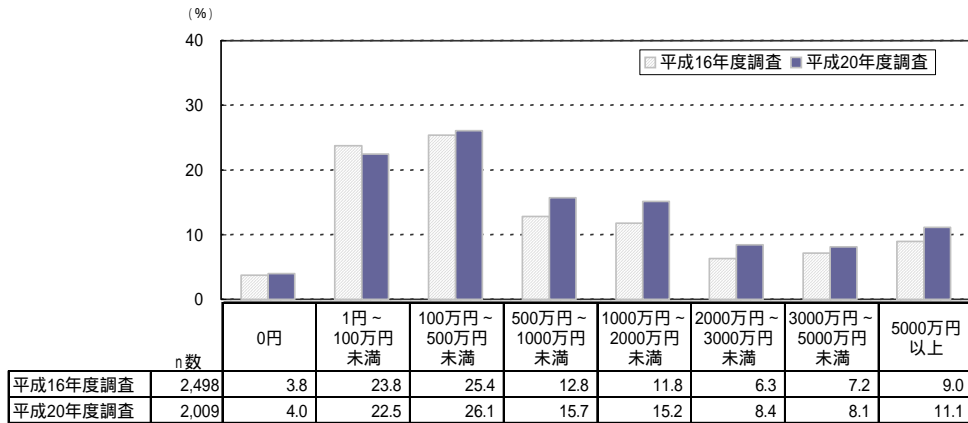
(7) 支出合計

支出合計金額は減少している。

支出合計金額 特定非営利活動事業の収支状況の図表（P25）参照の平均値についてみると、平成20年度調査では1,813万7,462円となっており、平成16年度調査の1,981万3,181円よりも167万5,719円減少している。

金額区分でみると、平成20年度調査、平成16年度調査とも「1円～100万円未満」、「100万円～500万円未満」がボリュームゾーンとなっており、大きな傾向の変化はみられない。

支出金額・合計



(8) 事業収入が大きい活動分野

平成20年度調査、平成16年度調査ともに同様の傾向を示しており、大きな変化はない。

平成20年度調査、平成16年度調査とも上位1位～3位の全てにおいて「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」が最も多く、1位では平成20年度調査が48.1%（657件）、平成16年度調査が47.4%（586件）、2位では平成20年度調査が41.5%（332件）、平成16年度調査が39.7%（297件）、3位では平成20年度調査が37.7%（180件）、平成16年度調査が37.0%（190件）となっている。その他は比較的分散しているが、平成20年度調査、平成16年度調査とも共通して、「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」、「子どもの健全育成を図る活動」などが多い。

事業収入が大きい活動分野

n=1,397（平成16年度調査）

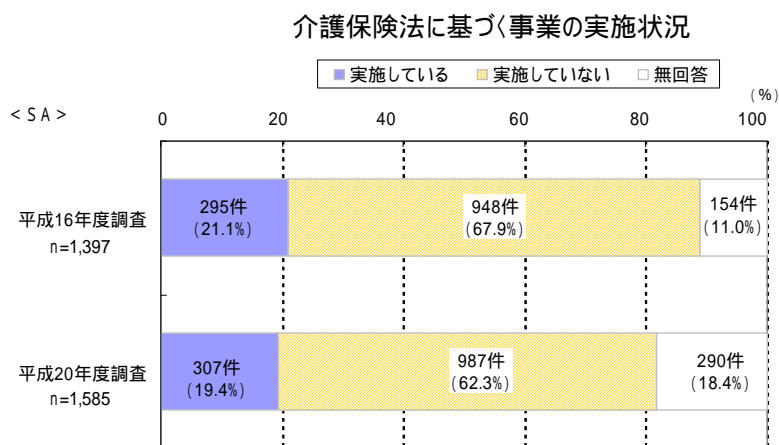
n=1,585（平成20年度調査）

< SA >

号数	活動分野	1位		2位		3位	
		平成16年度調査 (前事業年度)	平成20年度調査 (前事業年度)	平成16年度調査 (前事業年度)	平成20年度調査 (前事業年度)	平成16年度調査 (前事業年度)	平成20年度調査 (前事業年度)
1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	47.4	48.1	39.7	41.5	37.0	37.7
2	社会教育の推進を図る活動	6.6	5.3	9.5	7.6	9.0	6.9
3	まちづくりの推進を図る活動	6.7	7.5	7.4	8.5	11.5	9.0
4	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	9.1	8.2	8.7	9.1	8.0	9.8
5	環境の保全を図る活動	9.6	8.6	9.9	8.6	9.7	9.4
6	災害救援活動	0.2	0.4	0.4	0.4	0.4	0.6
7	地域安全活動	0.7	0.9	0.7	0.8	1.2	1.0
8	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	0.7	0.8	1.3	0.8	1.2	0.6
9	国際協力の活動	1.8	1.3	2.9	2.1	3.1	1.0
10	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	1.3	1.2	1.3	1.0	1.2	0.8
11	子どもの健全育成を図る活動	7.4	7.5	9.4	10.3	7.8	8.4
12	情報化社会の発展を図る活動	1.5	1.7	0.8	1.6	0.8	1.9
13	科学技術の振興を図る活動	0.4	0.7	0.3	0.9	0.2	1.3
14	経済活動の活性化を図る活動	1.7	2.1	1.7	2.5	1.9	2.9
15	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	1.3	3.2	1.6	2.1	1.4	3.1
16	消費者の保護を図る活動	0.2	0.6	0.3	0.5	0.6	0.4
17	上記活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	3.2	1.9	4.1	1.8	5.1	5.0

(9) 介護保険法に基づく事業の実施状況

介護保険法に基づく事業の実施状況についてみると、「実施している」では平成20年度調査が19.4%（307件）、平成16年度調査が21.1%（295件）と2割前後を占め、ほぼ同傾向となった。



(10) 介護保険法に基づく事業収入規模別法人数、平均値、中央値

介護保険法に基づく事業収入規模が大きい法人が増加している。

介護保険法に基づく事業の内、金額を記入した法人の金額区分をみると、平成20年度調査では「5,000万円以上」が25.8%（75件）と平成16年度調査の17.5%（47件）よりも8.3%ポイント増加している一方、「1円以上100万円未満」が3.8%（11件）と平成16年度調査の10.0%（27件）よりも6.2%ポイント減少しており、平成16年度調査より介護保険法に基づく事業収入の規模が大きい法人の比率がやや高くなっているとみられる。

介護保険法に基づく事業の収入規模別法人

	n=269 平成16年度調査	n=291 平成20年度調査
1円以上100万円未満	10.0	3.8
100万円以上500万円未満	13.0	10.7
500万円以上1000万円未満	9.7	11.3
1000万円以上2000万円未満	18.2	17.2
2000万円以上3000万円未満	12.3	13.7
3000万円以上5000万円未満	19.3	17.5
5000万円以上	17.5	25.8
平均値(円)	37,190,935	38,340,372
中央値(円)	24,102,590	23,369,003

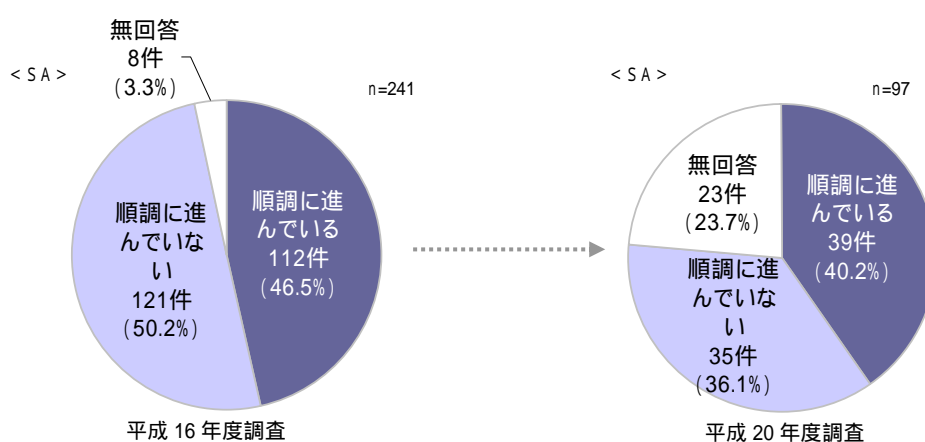
3. 認定特定非営利活動法人制度の利用状況について

(1) 申請準備の進捗状況

申請準備が「順調に進んでいる」法人の割合が「順調に進んでいない」法人の割合を上回っている。

認定特定非営利活動法人制度について、「既に認定を受けている」、「認定を受けたいと思っており、申請の準備を進めている」と回答した法人の進捗状況についてみると、平成20年度調査と平成16年度調査とは、サンプル数が少ないこと、及び「無回答」の比率に差が見られることから単純に比較することは困難であるが、「順調に進んでいる」比率は平成20年度調査、平成16年度調査とも4～5割を占め、最も多くなっている。

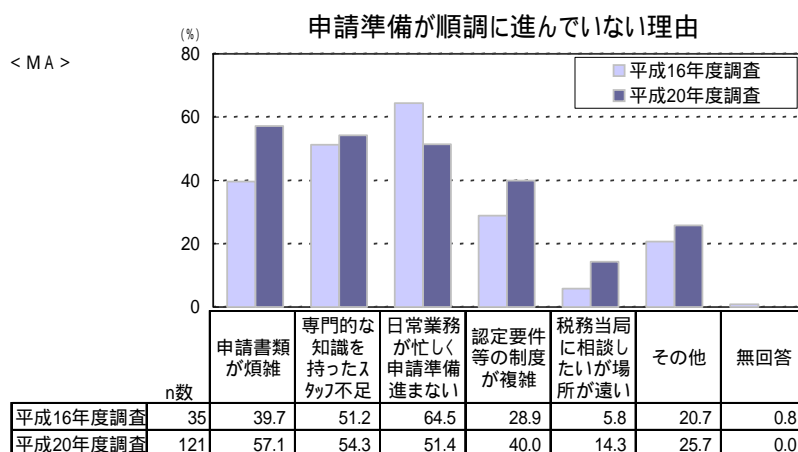
認定特定非営利活動法人制度の申請準備の進捗状況



(2) 順調に進んでいない理由

「申請書類が煩雑で作成に手間がかかる」、「認定要件等の制度が複雑すぎて理解が困難」の比率が増加している。

サンプル数には十分留意すべきであるが、申請準備が順調に進んでいない理由を見ると、平成20年度調査、平成16年度調査とも、多少の順位の変動は見られるものの、「申請書類が煩雑で作成に手間がかかる」、「会計や税務に関する専門的な知識を持ったスタッフが足りない」、「日常業務で忙しいため申請準備が思い通り進まない」が上位3つの理由として挙げられている。



4. 特定非営利活動法人に対するアンケート
調査結果

1.法人の概要について

(1)活動分野

問2. 特定非営利活動促進法別表に掲げる特定非営利活動の分野のうち、貴法人の定款上に記載されている活動分野及び実際に活動している分野について、下表の区分により、該当する番号全てに を付けてください。(MA)

特定非営利活動法人は以下の17分野のいずれかに該当する特定非営利活動を主たる目的で行うことが法律で定められている。

定款上に記載されている活動分野と、実際に活動している分野について法人数をみると、「1. 保険、医療又は福祉の増進を図る活動」が最も多くなっている。これに、「3.まちづくりの推進を図る活動」、「11.子どもの健全育成を図る活動」、「2.社会教育の推進を図る活動」などが続いている。

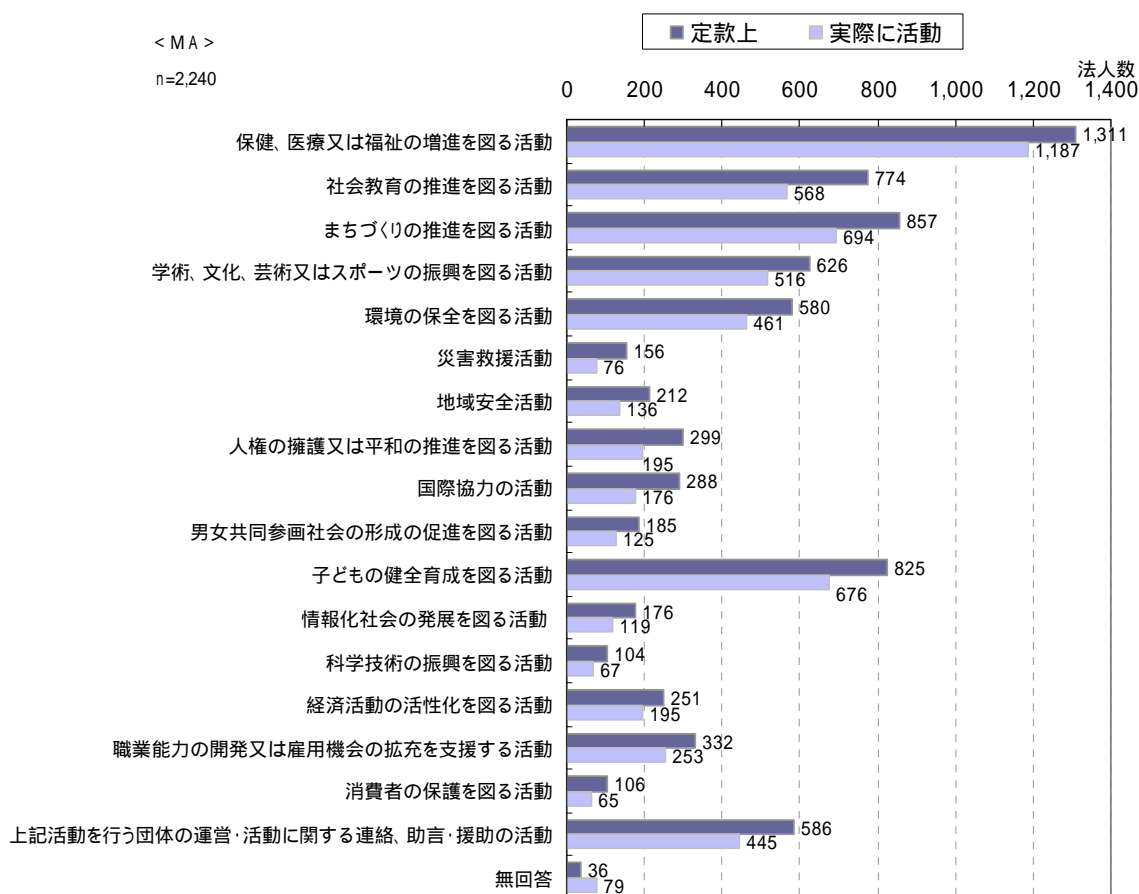
<MA>

特定非営利活動法人における定款上に記載されている分野及び実際に活動している分野

号数	活動分野	定款上に記載		実際に活動	
		法人数	構成比 (%)	法人数	構成比 (%)
1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	1,311	58.5	1,187	53.0
2	社会教育の推進を図る活動	774	34.6	568	25.4
3	まちづくりの推進を図る活動	857	38.3	694	31.0
4	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	626	27.9	516	23.0
5	環境の保全を図る活動	580	25.9	461	20.6
6	災害救援活動	156	7.0	76	3.4
7	地域安全活動	212	9.5	136	6.1
8	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	299	13.3	195	8.7
9	国際協力の活動	288	12.9	176	7.9
10	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	185	8.3	125	5.6
11	子どもの健全育成を図る活動	825	36.8	676	30.2
12	情報化社会の発展を図る活動	176	7.9	119	5.3
13	科学技術の振興を図る活動	104	4.6	67	3.0
14	経済活動の活性化を図る活動	251	11.2	195	8.7
15	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	332	14.8	253	11.3
16	消費者の保護を図る活動	106	4.7	65	2.9
17	上記活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	586	26.2	445	19.9
	無回答	36	1.6	79	3.5
	全体	2240	100.0	2240	100.0

前述の定款上に記載されている活動分野と実際に活動している分野を比較すると以下の図の通りとなり、全ての活動分野において、実際に活動している分野の件数が定款上に記載されている活動を下回っている。

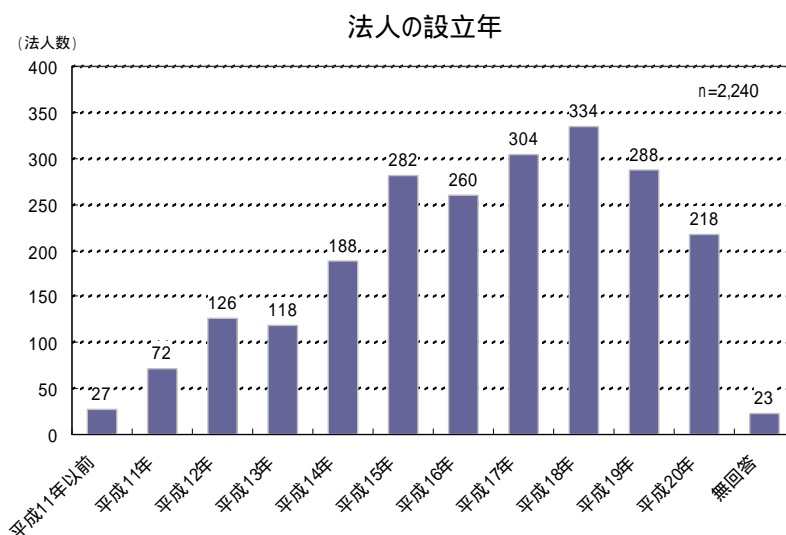
特定非営利活動法人における定款上に記載されている分野及び実際に活動している分野



(2) 設立年月

問3. 貴法人が設立された年月(設立登記した年月)はいつですか。(数量)

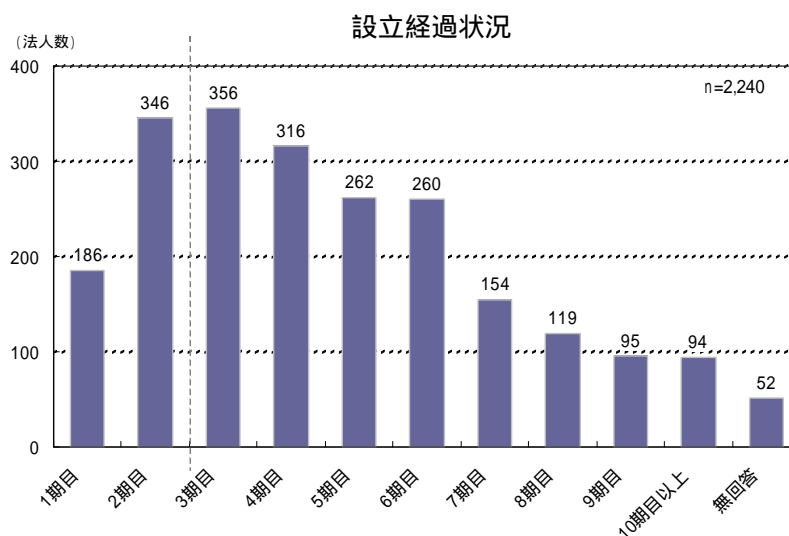
アンケートに回答した特定非営利活動法人の設立時期についてみると、改正特定非営利活動法が施行された平成15年5月以降に設立された法人数が1,586件と全体の70.8%を占めている。



(3) 設立経過状況

問4. 貴法人は回答日現在において、設立何期目ですか。(数量)

法人が設立何期目かについて尋ねたところ、認定特定非営利活動法人の申請に必要な2事業年度を経過している要件を満たす法人(設立3期目以上)は、1,656件と全体の73.9%を占めている。



(4) 所轄庁・活動区域

問5. 貴法人の現在の所轄庁について、該当する番号ひとつに を付けてください。(SA)

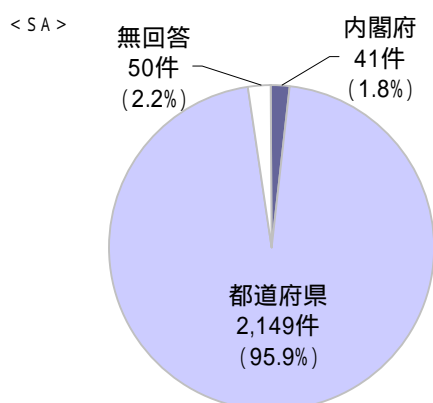
問6. 貴法人が特定非営利活動事業を行う区域についてお尋ねします。

問6-1. 貴法人が特定非営利活動事業を行う区域について、該当する番号ひとつに を付けてください。(SA)

アンケートに回答した特定非営利活動法人のうち、現在の所轄庁が、都道府県であるものが2,149件と全体の95.9%を占めている。

特定非営利活動事業を行う区域についてみると、「ひとつの都道府県内において複数の市町村にわたって事業を行っている」が47.4%(1,061件)で最も多いものの、「国内の複数の都道府県にわたって事業を行っている」が12.1%(270件)、「日本国内において、全国にわたって事業を行っている」が4.6%(102件)となり、合計16.7%(372件)の法人が事務所の所在地を越えて活動しているといえる。

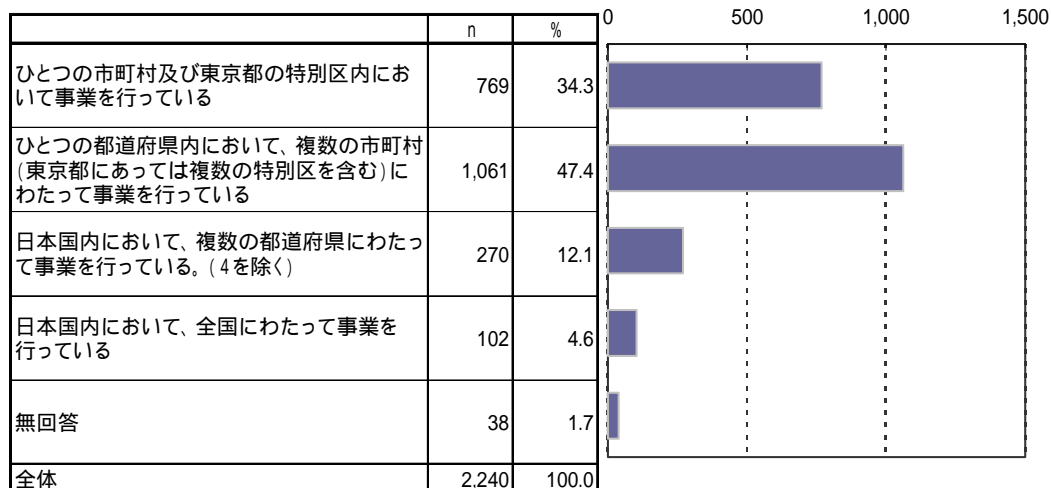
現在の所轄庁



	n	%
内閣府	41	1.8
都道府県	2,149	95.9
無回答	50	2.2
全体	2,240	100.0

< SA >

特定非営利活動事業を行う区域

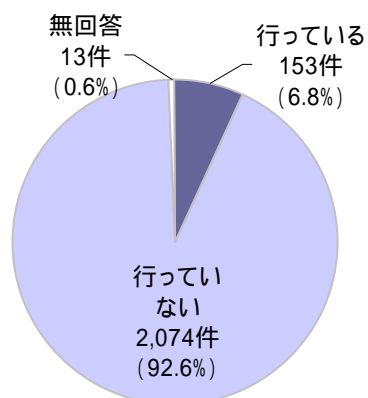


問 6-2. 貴法人は海外において、特定非営利活動事業を行っていますか。該当する番号ひとつに を付けてください。(SA)

海外における特定非営利活動事業の実施状況を見ると、「行っている」と回答した法人が 153 件と全体の 6.8%を占めている。

海外での特定非営利活動事業実施状況

< SA >



	n	%
行っている	153	6.8
行っていない	2,074	92.6
無回答	13	0.6
全体	2,240	100.0

(5) 社員・役員・会員の状況

役員数、社員数、会員数(個人)

問7. 貴法人の会員(社員と社員以外の会員)と役員(理事と監事)の数をご記入ください。
 なお、会員については、個人と団体(企業やその他の法人などを含む)の別にご記入ください。
 また、団体会員のなかに、特定非営利活動法人及び公益法人が含まれる場合はその団体数をご記入ください。(数量)

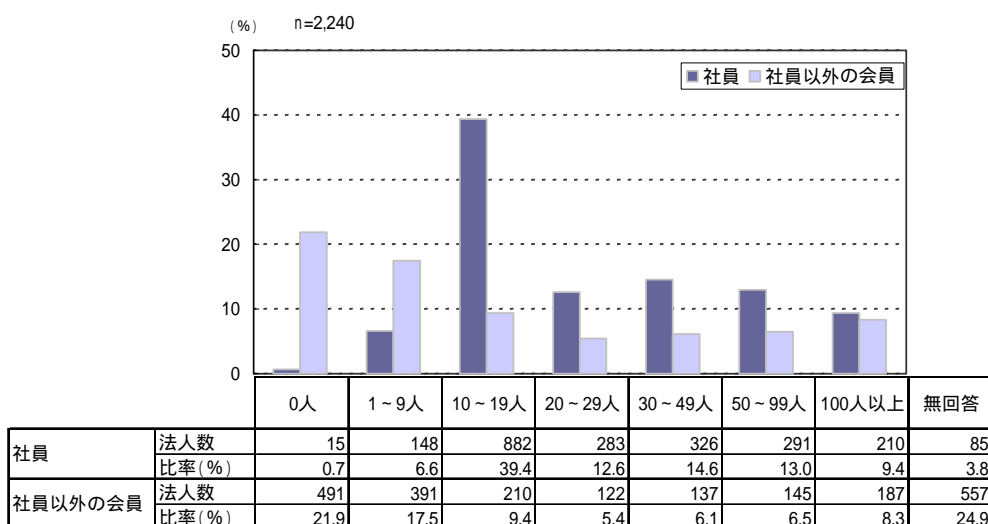
1 法人あたりの役員数、社員数、会員数は以下の通り。

社員及び社員以外の会員について人数規模別に法人数をみると、社員では「10～19人」が882法人で39.4%と他に比べて高く、社員以外の会員では「0人～9人」が882法人で39.4%を占めるなど、少人数で構成される法人が多いことが窺える。

役員数、社員数、会員数

n=2,240		単位:人	
	平均値	中央値	
理事	7.8	7.0	
監事	1.5	1.0	
社員	66.3	20.0	
社員以外の会員	59.3	8.0	

社員及び社員以外の会員の人数(人数規模別の法人数・比率)



(注) 社員数が0～9人と回答した法人が163法人(7.3%)あった。特定非営利活動法上、社員のうち10人以上の名簿を提出する必要があるが、これらの法人のうち、社員を従業員や専属スタッフとして解釈して回答した法人もあったものと考えられる。そのため、これらの全てが特定非営利活動法の規定に反しているものではないと考えられる。

1.法人の概要について

特定非営利活動法人及び公益法人の会員（社員、社員以外の会員）を有する法人

団体社員（正会員）を有している法人は 363 件で全体の 16.2%を占めている。

このうち、特定非営利活動法人を社員として有する法人は 100 件（4.5%）、公益法人を社員として有する法人は 58 件（2.6%）となっている。

団体の社員以外の会員（賛助会員等）を有している法人は 335 件で全体の 15.0%を占めている。このうち、特定非営利活動法人を社員として有する法人は 50 件（2.2%）、公益法人を社員として有する法人は 68 件（3.0%）となっている。

社員及び社員以外の会員の人数(人数規模別の法人数・比率)

n=2,240

		法人数	構成比(%)
社員	団体	363	16.2
	特活法人	100	4.5
	公益法人	58	2.6
社員以外の 会員	団体	335	15.0
	特活法人	50	2.2
	公益法人	68	3.0

2. 活動及び財務状況について

(1) 特定非営利活動事業の収支状況

問8. 貴法人が所轄庁に提出した収支計算書に基づき、前事業年度及び前々事業年度の、定款上の特定非営利活動事業と定款上のその他事業(特定非営利活動以外の事業)のそれぞれの収支金額を、以下の科目にしたがってご記入ください。
(一般に、所轄庁に提出した収支計算書は区分経理されています。) (数量)

1 法人あたり定款上の特定非営利活動事業における収支金額について、まず収入についてみると、総額の平均値は前事業年度で1,875万円(前々事業年度1,801万円)、中央値は558万円(同505万円)となっている。平均値と中央値との乖離が大きくなっているが、これは特定非営利活動法人の大半が小規模の法人であることによると考えられる。

次にこの内訳を平均値でみると、収入の約70%が「定款上の特定非営利活動事業」によるものとなっている。これに、「補助金・助成金」が15%前後で続いており、「会費収入」、「寄附金」による収入は、それぞれ収入全体の4%程度となっている。

支出についてみると、総額の平均値は、前事業年度で1,814万円(前々事業年度1,759万円)、中央値は565万円(同497万円)となっている。

1 法人あたり定款上の特定非営利活動事業の収支金額(内訳)

収入部門	前々事業年度				前事業年度			
	有効 回答数 件	平均値 円	平均値 構成比 %	中央値 円	有効 回答数 件	平均値 円	平均値 構成比 %	中央値 円
会費収入	1,620	783,496	4.0	140,000	1,969	687,099	3.4	135,000
寄附金総額	1,474	730,914	3.7	50,000	1,804	699,645	3.4	46,243
補助金・助成金	1,427	2,654,087	13.5	92,222	1,754	3,229,552	15.9	125,350
事業による収入	1,557	14,759,954	74.9	2,310,000	1,904	14,799,176	72.8	2,281,555
その他収入	1,480	785,153	4.0	12,031	1,819	921,679	4.5	18,640
上記 ~ の合計	1,681	18,011,473	-	5,045,062	2,034	18,748,209	-	5,582,407

:(~ を除く、特定非営利活動事業による収入。国等からの委託の対価としての収入を含む)

支出部門	前々事業年度				前事業年度			
	有効 回答数 件	平均値 円	平均値 構成比 %	中央値 円	有効 回答数 件	平均値 円	平均値 構成比 %	中央値 円
事業費	1,607	12,781,967	68.8	3,200,000	1,953	13,183,947	68.8	3,497,404
管理費	1,578	4,525,948	24.4	787,639	1,918	4,595,185	24.0	732,428
その他支出	1,128	1,269,309	6.8	0	1,365	1,374,614	7.2	0
上記 ~ の合計	1,655	17,591,750	-	4,974,599	2,009	18,137,462	-	5,650,914

(注) 各収入項目によって有効回答数が異なるため、平均値の合計値と各収入項目の合算値は一致しない。
平均値構成比については、便宜上、各収入項目の合算値をもとに算出している。

1 法人あたりの定款上のその他の事業の収支金額(内訳)

収入部門	前々事業年度				前事業年度			
	有効 回答数 件	平均値 円	平均値 構成比 %	中央値 円	有効 回答数 件	平均値 円	平均値 構成比 %	中央値 円
事業による収入	734	2,540,511	84.9	0	871	2,301,541	86.5	0
その他収入	680	453,541	15.1	0	812	359,986	13.5	0
上記 ~ の合計	867	2,506,509	-	0	1,027	2,236,564	-	0

支出部門	前々事業年度				前事業年度			
	有効 回答数 件	平均値 円	平均値 構成比 %	中央値 円	有効 回答数 件	平均値 円	平均値 構成比 %	中央値 円
事業費	714	2,273,272	71.3	0	857	1,986,066	73.4	0
管理費	684	701,690	22.0	0	818	510,573	18.9	0
その他支出	661	214,012	6.7	0	797	207,473	7.7	0
上記 ~ の合計	853	2,631,341	-	0	1,015	2,251,294	-	0

【参考】(管理費(特活事業+その他) ÷ 総支出(特活事業+その他)) × 100

= 平均値 28.1%
中央値 19.3%

1/2 (注) 認証基準: 特定非営利活動促進法第2条等2項において「『特定非営利活動法人』とは、特定非営利活動を主たる目的」とする法人とされている。

他方、その他の事業における収入金額についてみると、総額の平均値は、前事業年度で224万円(前々事業年度251万円)、中央値は0円(同0円)となっている。

その他の事業における支出金額についてみると、総額の平均値は、前事業年度で225万円(前々事業年度263万円)、中央値は0円(同0円)となっている。

収入、支出共に中央値は0円となっているが、これは、その他事業を行っていない法人が多数存在することによると考えられる。

「定款上の特定非営利活動事業の収入金額」について、収入規模ごとに、特定非営利活動法人の分布状況を見ると、前事業年度で「1円～100万円未満」が19.9%(404件)、「100万円～500万円未満」が25.3%(514件)がボリュームゾーンとなっており、収入規模が小さい法人が多くを占めているといえる。(P45: 図表 参照)

同様に、収入項目毎に分布を見ると

・「会費収入」についてみると、「1円～50万円未満」が65.8%(1296件)と突出している。

(P44: 図表 参照)

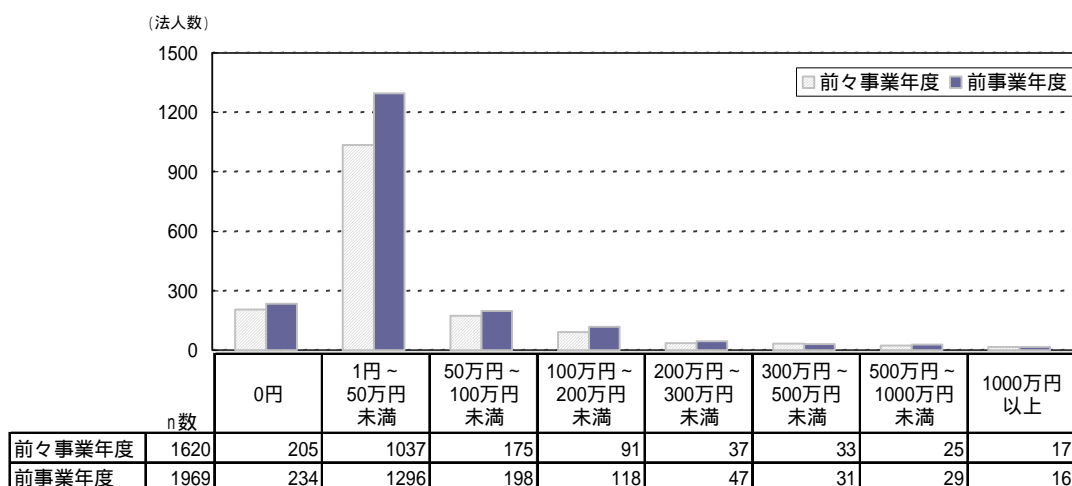
・「寄附金収入」についてみると、「0円」が35.4%(639件)、「1円～50万円未満」が43.5%(785件)と50万円未満が8割近くを占めている。(P44: 図表 参照)

・「補助金・助成金」についてみると、「0円」が44.1%(774件)と、他の収入項目と比較して多くなっている。(P44: 図表 参照)

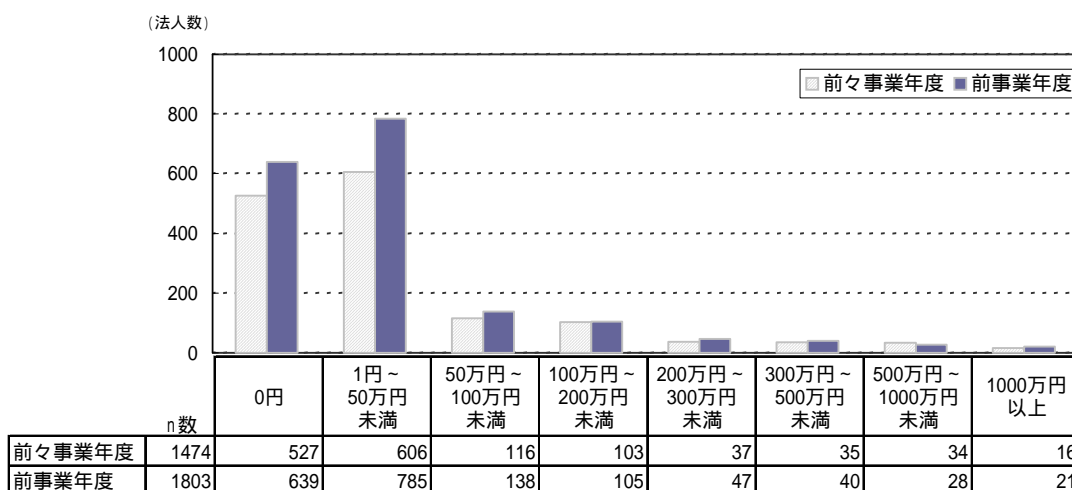
・「特定非営利活動事業による収入」についてみると、「1000万円以上」が29.7%(565件)と最も多くなっている。(P45: 図表 参照)

2. 活動及び財務状況について

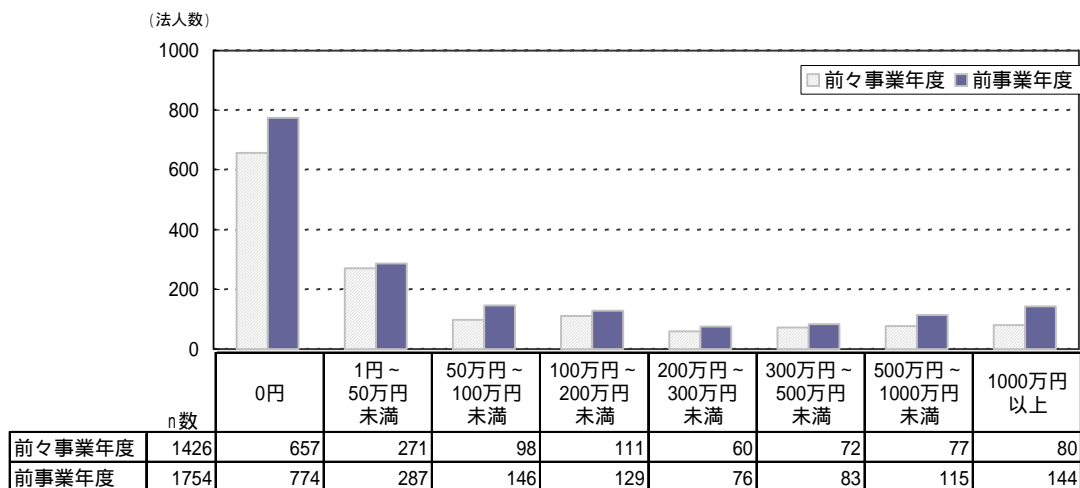
会費（収入規模別）



寄附金（収入規模別）

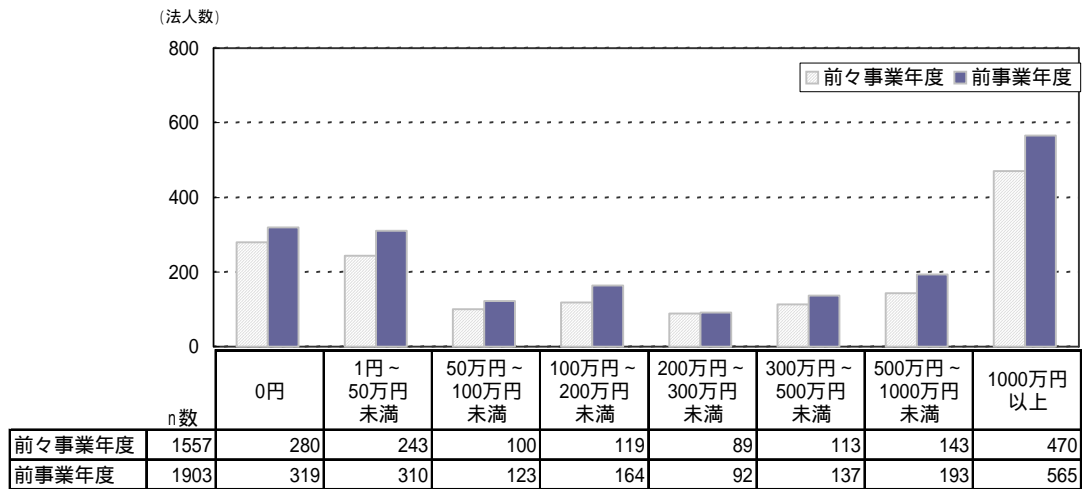


補助金・助成金（収入規模別）

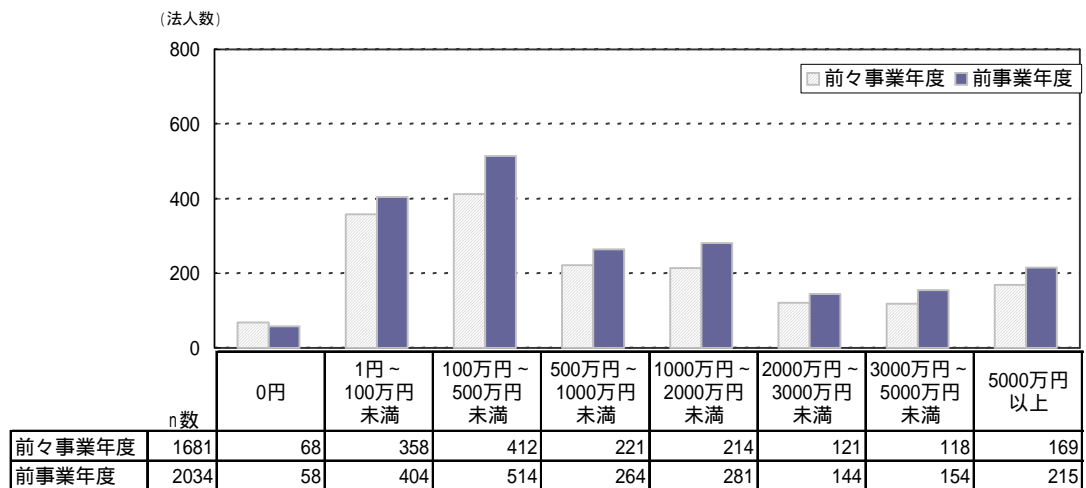


2. 活動及び財務状況について

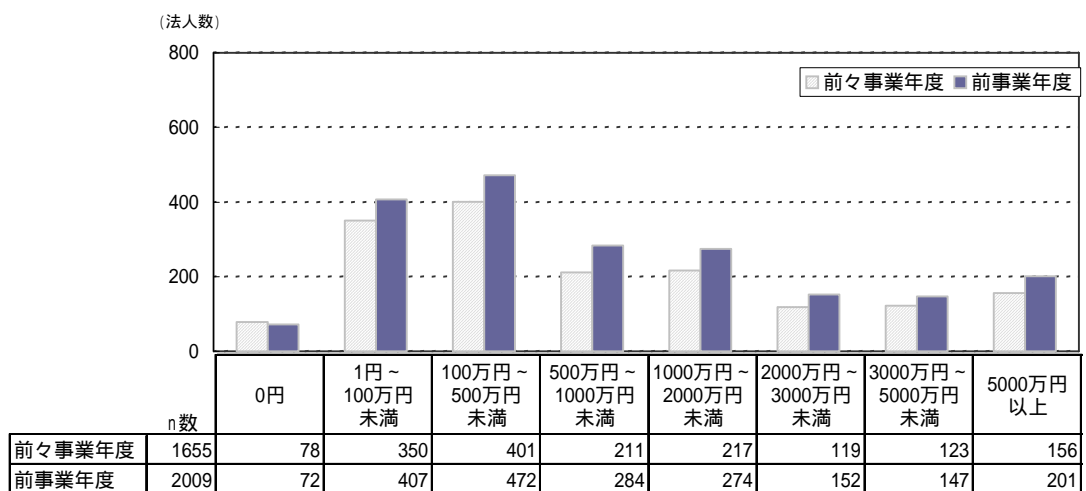
特定非営利活動事業による収入（会費・寄附金・補助金・助成金を除く、国等からの委託の対価としての収入を含む）



定款上の特定非営利活動事業の収入金額・合計（収入規模別）



定款上の特定非営利活動事業の支出金額・合計（支出規模別）



2. 活動及び財務状況について

「定款上の特定非営利活動事業」(前事業年度)による収入全体に対して、各収入項目がどの程度の割合を占めているかについてみると、「会費収入」については、「0%」の法人が34.7%(667件)、「1~9%」が31.8%(610件)となっている。すなわち、「定款上の特定非営利活動事業による収入」のうち「会費収入」の占める割合が10%未満となっている法人が66.5%(1,277件)を占めている。

「寄附金」についてみると、「0%」が52.5%(921件)を占めている。また、「補助金・助成金」では「0%」が48.2%(821件)を占めている。すなわち、約半数の法人は、「寄附金」や「補助金・助成金」による収入がないことがわかる。

一方、「特定非営利活動事業による収入(会費・寄附金・補助金・助成金を除く)」については、「90%~100%」が30.6%(568件)を占めていることから、収入の大半を特定非営利活動事業から得ている法人が多いといえる。

なお、以上のような各収入項目の構成割合は、前々事業年度についても前事業年度と同様となっている。

定款上の特定非営利活動事業による収入全体に占める各収入項目の割合別法人数及び比率

前々事業年度					前事業年度				
	会費収入	寄付金	補助金・助成金	事業による収入		会費収入	寄付金	補助金・助成金	事業による収入
0%	490	703	680	248	0%	667	921	821	305
	31.3	49.5	49.5	16.5		34.7	52.5	48.2	16.5
1%~9%	517	344	209	100	1%~9%	610	432	229	127
	33.1	24.2	15.2	6.6		31.8	24.6	13.4	6.9
10%~19%	147	108	90	93	10%~19%	170	106	119	135
	9.4	7.6	6.6	6.2		8.8	6.0	7.0	7.3
20%~29%	84	71	66	82	20%~29%	108	89	95	92
	5.4	5.0	4.8	5.4		5.6	5.1	5.6	5.0
30%~39%	65	37	55	67	30%~39%	70	47	67	84
	4.2	2.6	4.0	4.4		3.6	2.7	3.9	4.5
40%~49%	44	25	64	64	40%~49%	48	20	71	87
	2.8	1.8	4.7	4.2		2.5	1.1	4.2	4.7
50%~59%	41	28	53	73	50%~59%	36	40	52	86
	2.6	2.0	3.9	4.8		1.9	2.3	3.0	4.6
60%~69%	31	26	38	75	60%~69%	46	20	69	96
	2.0	1.8	2.8	5.0		2.4	1.1	4.0	5.2
70%~79%	24	15	47	88	70%~79%	29	18	53	110
	1.5	1.1	3.4	5.8		1.5	1.0	3.1	5.9
80%~89%	23	20	30	146	80%~89%	28	17	57	164
	1.5	1.4	2.2	9.7		1.5	1.0	3.3	8.8
90%~100%	97	43	41	470	90%~100%	109	43	72	568
	6.2	3.0	3.0	31.2		5.7	2.5	4.2	30.6
無回答	677	820	867	734	無回答	319	487	535	386
全体	2240	2240	2240	2240	全体	2240	2240	2240	2240
	100.0	100.0	100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	100.0

(注)各収入項目の数値の合算値と、合計金額が一致する回答についてのみ集計し、合算値が一致しないものについては「無回答」と見なしている。そのため、前述の収支金額の数値と一致しない。

(2) 会費

年会費・入会金の状況

問9. 問8-1の「会費収入」に回答された法人の方にお尋ねします。

貴法人の会費収入について、記入例に従って以下の表にご記入ください。

また、会費を支払った会員に対して財・サービスの提供内容がない場合は、「なし」とご記入ください。(数量)

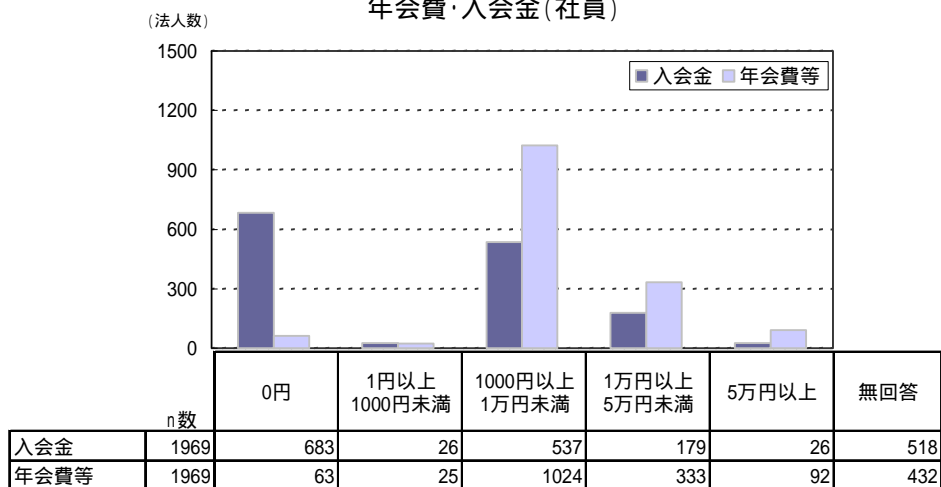
前問8において、「会費収入」項目に回答した1969法人について、1会員あたりの年会費・入会金の状況について、「無回答」を除いて平均値及び中央値をみると以下の通りとなる。

会費の分布を金額区分で見ると、社員、社員以外の会員とも、入会金「0円」、年会費「1,000円～1万円未満」がボリュームゾーンとなっている。

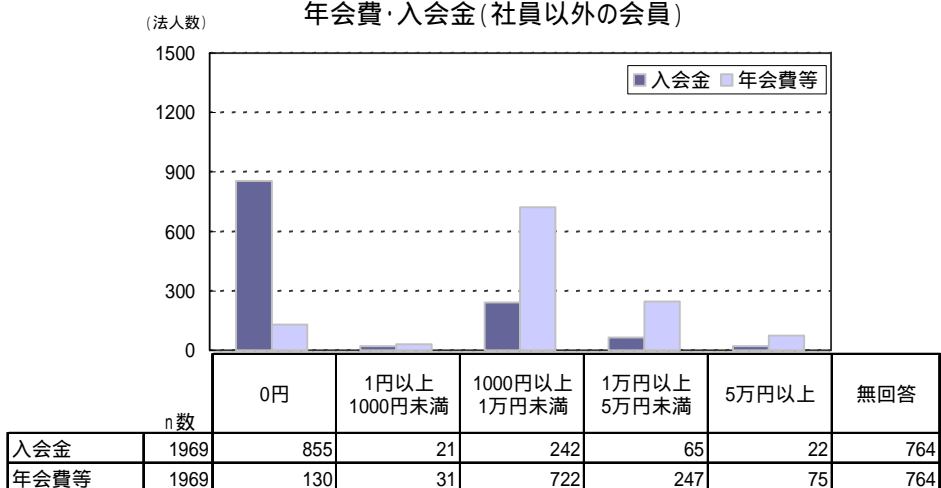
年会費・入会金

	母集団	平均値			中央値		
		会員数 人	年会費 円	入会金 円	会員数 人	年会費 円	入会金 円
社員	1,969	71	4,624	19,105	18	1,000	3,000
社員以外の会員		158	5,389	16,067	10	0	3,000

年会費・入会金(社員)



年会費・入会金(社員以外の会員)



財・サービスの提供内容

「会費収入」がある法人の会員に対する、財・サービスの提供内容として主なものとしては、会報誌・機関紙、事業報告書などの提供がある。その他、情報提供、講習会・勉強会、イベントなどへの招待などといったものもある。

他方、特に財・サービスを提供していないと回答した法人も見受けられた。

(3) 寄附金

寄附金内訳

問 10. 問 8-1 の「寄附金総額」に金額を記入した法人の方へお尋ねします。

問 10-1. 寄附金総額のうち、個人から受け入れた寄附金の内訳について、寄附者 1 者あたりの年間寄附金額に基づき、次の表の区分にしたがって、それぞれの人数と合計金額をご記入ください。(数量)

前述した問 8 において、「寄附金総額」に金額を記入した法人(前事業年度 1,164 件、前々事業年度 947 件)のうち無回答を除く法人について、個人からの寄附金の受け入れ状況を見ると、前事業年度における 1 法人あたりの寄附金受け入れ額の平均は 754,587 円、中央値は 109,604 円となっている。前々事業年度と比較すると、「寄附金総額」の平均値、中央値ともやや減少している。

金額区分で見ると、1 者あたり 1,000 円～5,000 円のレンジがボリュームゾーンとなっている。

1 法人あたりの寄附金受け入れ額(内訳) - 前々事業年度 -

	前々事業年度				
	有効 回答数	平均		中央値	
		件数 件数	合計金額 円	件数 件	合計金額 円
1 者あたり 100 万円超のもの	143	0.6	1,666,296	0.0	0
1 者あたり 10 万円超 100 万円以下のもの	290	2.3	517,354	1.0	300,000
1 者あたり 5 千円超 10 万円以下のもの	531	11.2	236,746	4.0	89,000
1 者あたり 1 千円以上 5 千円以下のもの	379	27.7	88,521	4.0	14,000
1 者あたり 1 千円未満のもの	172	-	90,008	-	749
寄附者の氏名が不明なもの	181	-	249,397	-	6,964
合 計	792	-	768,288	-	178,285

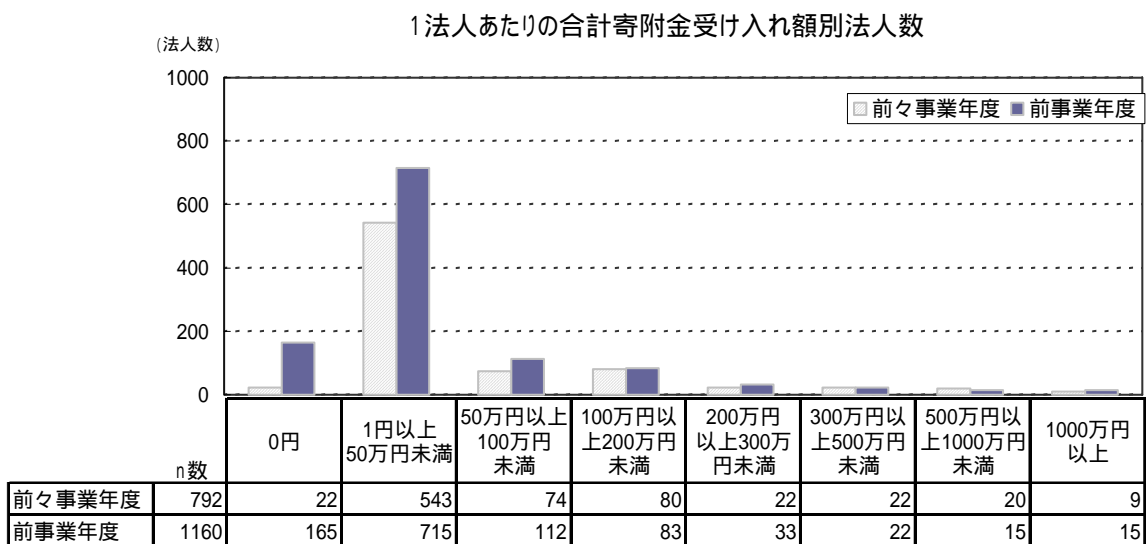
1 法人あたりの寄附金受け入れ額(内訳) - 前事業年度 -

	前事業年度				
	有効 回答数	平均		中央値	
		件数 件	合計金額 円	件数 件	合計金額 円
1 者あたり 100 万円超のもの	182	0.6	2,278,972	0.0	0
1 者あたり 10 万円超 100 万円以下のもの	386	2.3	567,412	1.0	250,000
1 者あたり 5 千円超 10 万円以下のもの	701	10.3	215,065	3.0	78,000
1 者あたり 1 千円以上 5 千円以下のもの	505	24.2	74,540	4.0	14,360
1 者あたり 1 千円未満のもの	216	-	72,817	-	779
寄附者の氏名が不明なもの	237	-	157,136	-	5,642
合 計	1,160	-	754,587	-	109,604

寄附金のうち 1 千円未満及び寄附者の氏名が不明なものは、寄附件数としてカウントされない。

2. 活動及び財務状況について

法人の「寄附金受入総額」についての分布状況をみると、受け入れ総額が50万円未満の法人が7割以上を占めている。

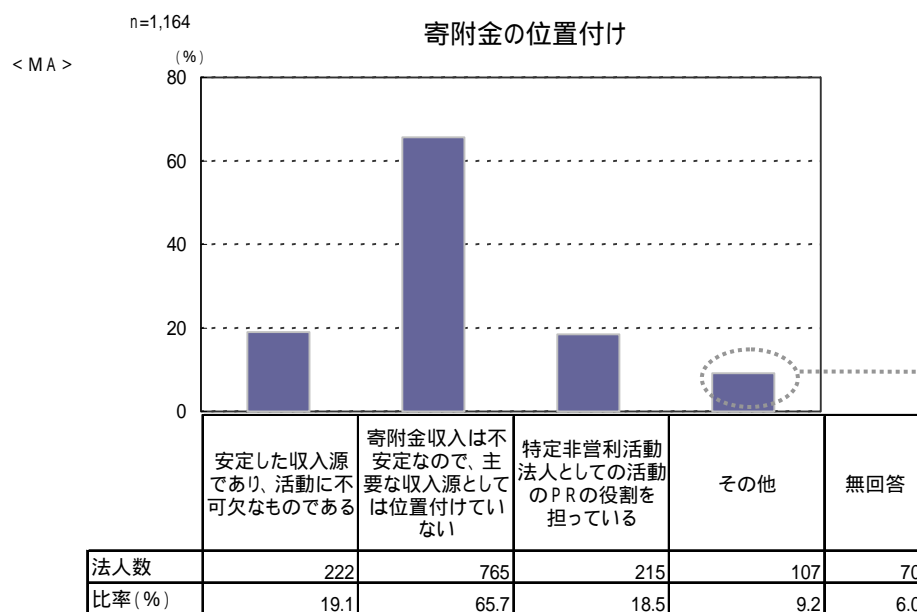


寄附金の位置付け

問 10-2. 貴法人の活動において、寄附金はどういった位置付けにありますか。該当する番号全てに を付けてください。(MA)

前述した問 8 において、「寄附金総額」に金額を記入した法人に対して、寄附金が法人の活動においてどのような位置付けとなっているかについて尋ねたところ、「寄附金収入は不安定なので、主要な収入源としては位置付けていない」とする回答が 65.7% (765 件) を占め最も多く、次いで「安定した収入源であり活動に不可欠なものである」や「特定非営利活動法人としての活動のPRの役割を担っている」などが 2 割弱で続いている。

「その他」の回答内容としては、「不安定な収入源だが、活動には不可欠」、「不足分を理事長等がカバーしている」、「独立した事業収入による経営の安定化が重要で、不安定な寄附金をあてにすべきではないと考えている」などがあつた。



その他の意見(抜粋)

- ・ 安定した収入源ではないが、活動に不可欠なものである。
- ・ 不足分を事務長、副理事長がカバーしている。
- ・ 支出超過を補填する役割を担っている。役員が事業欠損を補うことがほとんどである。
- ・ 会の運営上、経費不足に陥る場合等の補填財源として考えている。
- ・ 特定非営利活動法人であっても独立した事業収入を主として経営の安定を図っていくことが大切であり、寄附金を事業収入の主なものとは考えていない。
- ・ 特に積極的に寄附金を集めてはいない。むしろ収入源としてあてにすべきではないと考えている。
- ・ 活動の 70%は、事業系特定非営利活動であり、事業活動の収益により運営しているため、寄附金は収入源として位置付けられていない。

(4) 補助金・助成金

問 11. 問 8-1 の「補助金・助成金」に金額を記入された法人の方にお尋ねします。
下記の提供元ごとに、受けている件数と合計金額についてご記入ください。(数量)

前述した問 8 において、「補助金・助成金」に金額を記入した法人(前事業年度 980 件、前々事業年度 769 件)のうち無回答を除く法人に対して、「補助金・助成金」の提供元の内訳を提供件数及び合計金額各々について尋ねたところ、件数では、地方公共団体や財団法人・社団法人などの公益法人によるものが、また、合計金額では 1 法人あたり平均値では、国や地方公共団体によるものが、他の項目と比べて特に高くなっている。

補助金・助成金受け入れ額(内訳) - 前々事業年度 -

	有効回答数		前々事業年度					
	法人数	比率 (%)	1法人あたり平均値		1法人あたり中央値		1件あたり平均	
			件数 件	合計金額 円	件数 件	合計金額 円	平均値 円	中央値 円
国から提供	86	12.6	2.1	7,535,186	1.0	1,718,805	4,786,675	1,102,371
地方公共団体から提供	451	65.8	37.6	5,143,977	1.0	1,000,000	3,313,355	673,000
国際機関から提供	2	0.3	1.0	155,000	1.0	155,000	155,000	155,000
独立行政法人から提供	57	8.3	1.1	1,417,435	1.0	820,764	1,354,514	783,000
国立大学法人から提供	2	0.3	1.0	1,122,831	1.0	1,122,831	1,122,831	1,122,831
大学共同利用機関法人から提供	1	0.1	6.0	5,140,825	6.0	5,140,825	856,804	856,804
特殊法人から提供	3	0.4	1.0	1,537,958	1.0	1,341,000	1,537,958	1,341,000
財団法人や社団法人などの公益法人から提供	162	23.6	1.4	1,083,926	1.0	475,000	760,480	370,000
学校法人から提供	4	0.6	1.5	150,000	1.5	125,000	88,750	87,500
社会福祉法人から提供	122	17.8	1.3	320,337	1.0	150,000	253,255	130,000
医療法人から提供	3	0.4	5.0	500,000	2.0	480,000	350,000	40,000
特定非営利活動法人から提供	20	2.9	1.2	616,151	1.0	280,960	585,853	250,000
企業から提供	78	11.4	1.9	741,070	1.0	300,000	628,544	300,000
その他から提供	91	13.3	3.6	2,483,807	1.0	222,500	592,476	176,500
無回答	84	-						
全体	769	-						

補助金・助成金受け入れ額(内訳) - 前事業年度 -

	有効回答数		前事業年度					
	法人数	比率 (%)	1法人あたり平均値		1法人あたり中央値		1件あたり平均	
			件数 件	合計金額 円	件数 件	合計金額 円	平均値 円	中央値 円
国から提供	122	13.5	1.9	7,594,687	1.0	1,500,000	4,586,652	1,100,000
地方公共団体から提供	575	63.5	21.6	6,224,661	1.0	1,410,000	3,869,436	853,547
国際機関から提供	5	0.6	1.6	1,358,465	1.0	500,000	1,291,291	500,000
独立行政法人から提供	85	9.4	1.1	1,681,887	1.0	1,377,000	1,544,280	1,223,000
国立大学法人から提供	2	0.2	1.0	352,500	1.0	352,500	352,500	352,500
大学共同利用機関法人から提供	0	0.0						
特殊法人から提供	10	1.1	1.0	851,924	1.0	650,000	851,924	650,000
財団法人や社団法人などの公益法人から提供	237	26.2	1.4	997,904	1.0	500,000	780,081	344,629
学校法人から提供	3	0.3	1.0	227,579	1.0	172,738	227,579	172,738
社会福祉法人から提供	155	17.1	1.4	337,655	1.0	160,000	252,873	125,000
医療法人から提供	4	0.4	3.8	895,000	1.0	740,000	785,000	550,000
特定非営利活動法人から提供	30	3.3	1.2	443,321	1.0	265,000	391,467	250,000
企業から提供	97	10.7	1.5	615,062	1.0	300,000	527,729	220,000
その他から提供	109	12.0	3.8	2,550,715	1.0	269,149	677,742	150,000
無回答	75	-						
全体	980	-						

1 法人あたりの平均値、1 法人あたりの中央値は 1 法人あたりの合計値に対する値
1 件あたり平均は、補助金・助成金の合計金額 ÷ 件数

2. 活動及び財務状況について

提供元毎に、「補助金・助成金」の受け入れ額について分布状況をみると、前事業年度、前々事業年度とも国や地方公共団体から提供される「補助金・助成金」は他の提供元と比較して500万円以上の比率が高くなっている。

その他、提供元として上位にあがっている、財団法人・社団法人などの公益法人、社会福祉法人、企業などからの「補助金・助成金」の大半は「1円以上100万円未満」、「100万円以上500万円未満」の区分に分布している。

提供元別にみた補助金・助成金の分布 - 前々事業年度 -

	有効回答数	1円以上100万円未満	100万円以上500万円未満	500万円以上1000万円未満	1000万円以上2000万円未満	2000万円以上3000万円未満	3000万円以上5000万円未満	5000万円以上
国から提供	86	22	41	15	2	2	0	4
地方公共団体から提供	451	224	117	56	28	12	6	8
国際機関から提供	2	2	0	0	0	0	0	0
独立行政法人から提供	57	32	22	3	0	0	0	0
国立大学法人から提供	2	1	1	0	0	0	0	0
大学共同利用機関法人から提供	1	0	0	1	0	0	0	0
特殊法人から提供	3	0	3	0	0	0	0	0
財団法人や社団法人などの公益法人から提供	162	117	41	1	2	1	0	0
学校法人から提供	4	4	0	0	0	0	0	0
社会福祉法人から提供	122	111	11	0	0	0	0	0
医療法人から提供	3	2	1	0	0	0	0	0
特定非営利活動法人から提供	20	17	3	0	0	0	0	0
企業から提供	78	63	14	1	0	0	0	0
その他から提供	91	76	11	2	0	1	0	1

提供元別にみた補助金・助成金の分布 - 前事業年度 -

	有効回答数	1円以上100万円未満	100万円以上500万円未満	500万円以上1000万円未満	1000万円以上2000万円未満	2000万円以上3000万円未満	3000万円以上5000万円未満	5000万円以上
国から提供	122	28	59	12	13	7	0	3
地方公共団体から提供	575	257	133	86	54	24	11	10
国際機関から提供	5	3	2	0	0	0	0	0
独立行政法人から提供	85	33	47	5	0	0	0	0
国立大学法人から提供	2	2	0	0	0	0	0	0
大学共同利用機関法人から提供	0	0	0	0	0	0	0	0
特殊法人から提供	10	7	3	0	0	0	0	0
財団法人や社団法人などの公益法人から提供	237	168	65	2	2	0	0	0
学校法人から提供	3	3	0	0	0	0	0	0
社会福祉法人から提供	155	143	12	0	0	0	0	0
医療法人から提供	4	2	2	0	0	0	0	0
特定非営利活動法人から提供	30	26	4	0	0	0	0	0
企業から提供	97	77	19	1	0	0	0	0
その他から提供	109	87	14	4	3	0	0	1

(5) 特定非営利活動事業による収入

特定非営利活動事業の内、収入が多い事業分野

問 12. 問 8-1 の「事業による収入」に金額を記入した法人の方にお尋ねします。

問 12-1. 定款に記載した特定非営利活動の事業の中で、事業収入が大きい上位3つの事業名及びその事業に最も関連すると思われる特定非営利活動の分野について、下記の 17 分野の番号でご記入ください。(SA)

前述した問 8 において、「特定非営利活動事業による収入」に金額を記入した法人(前事業年度 1,584 件)に対して、定款に記載した特定非営利活動事業の内、事業収入が大きい上位 3 つの活動分野を尋ねたところ、上位 1 位～3 位の全てで、「保険・医療又は福祉の増進を図る活動」が最も多く、4～5 割程度を占めている。その他は分散しているが、「まちづくりの推進を図る活動」、「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」、「環境の保全を図る活動」、「子どもの健全育成を図る活動」などが比較的多くあげられている。

特定非営利活動事業の内、収入が多い事業分野(上位3つ) - 前事業年度 -

< SA >

号数	活動分野	1位		2位		3位	
		法人数	構成比 (%)	法人数	構成比 (%)	法人数	構成比 (%)
1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	657	48.1	332	41.5	180	37.7
2	社会教育の推進を図る活動	73	5.3	61	7.6	33	6.9
3	まちづくりの推進を図る活動	102	7.5	68	8.5	43	9.0
4	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	112	8.2	73	9.1	47	9.8
5	環境の保全を図る活動	117	8.6	69	8.6	45	9.4
6	災害救援活動	6	0.4	3	0.4	3	0.6
7	地域安全活動	12	0.9	6	0.8	5	1.0
8	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	11	0.8	6	0.8	3	0.6
9	国際協力の活動	18	1.3	17	2.1	5	1.0
10	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	16	1.2	8	1.0	4	0.8
11	子どもの健全育成を図る活動	103	7.5	82	10.3	40	8.4
12	情報化社会の発展を図る活動	23	1.7	13	1.6	9	1.9
13	科学技術の振興を図る活動	9	0.7	7	0.9	6	1.3
14	経済活動の活性化を図る活動	29	2.1	20	2.5	14	2.9
15	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	43	3.2	17	2.1	15	3.1
16	消費者の保護を図る活動	8	0.6	4	0.5	2	0.4
17	上記活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	26	1.9	14	1.8	24	5.0
	無回答	219	-	784	-	1,107	-
	全体	1,584	100.0	1,584	100.0	1,585	100.0

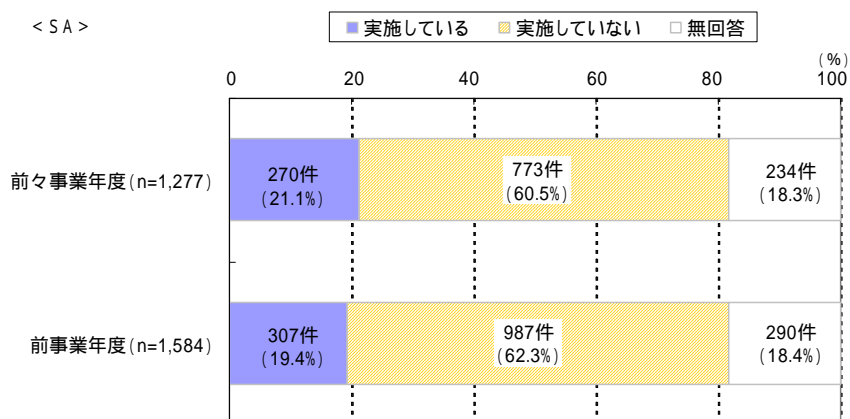
介護保険法に基づく事業の実施状況

問 12. 問 8-1 の「事業による収入」に金額を記入した法人の方にお尋ねします。
 問 12-2. 介護保険法に基づく事業の実施の有無について、「1」、「2」のいずれかに を付け、「1」の場合はその事業収入の金額を
 ご記入ください。(SA・数量)

前述した問 8 において、「特定非営利活動事業による収入」に金額を記入した法人（前事業年度 1,584 件、前々事業年度 1,277 件）に対して、介護保険法に基づく事業の実施状況について尋ねたところ、「実施している」と回答した法人は、前事業年度、前々事業年度共に全体の約 2 割を占めている。

介護保険事業収入に金額を記載した法人（前事業年度 291 件、前々事業年度 254 件）について、介護保険事業額の平均値、中央値を算出したところ、前事業年度では、平均値が 3,834 万円、中央値が 2,337 万円となっており、前々事業年度の平均値 3,719 万円、中央値 2,410 万円から大きな変化は見られないが、特定非営利活動事業全体¹ 法人あたり定款上の特定非営利活動事業の収支金額の図表（P42）参照の平均値、中央値と比べると共に高くなっている。また、金額区分別にみると、前事業年度では 1,000 万円以上では 7 割強、3,000 万円以上で見ても 4 割強を占めている。

介護保険法に基づく事業の実施状況



介護保険法に基づく事業収入規模別法人数、平均値、中央値

	前々事業年度		前事業年度	
	法人数 件	構成比 %	法人数 件	構成比 %
1円以上100万円未満	11	4.3	11	3.8
100万円以上500万円未満	33	13.0	31	10.7
500万円以上1000万円未満	29	11.4	33	11.3
1000万円以上2000万円未満	39	15.4	50	17.2
2000万円以上3000万円未満	35	13.8	40	13.7
3000万円以上5000万円未満	49	19.3	51	17.5
5000万円以上	58	22.8	75	25.8
有効回答数	254		291	
平均値(円)	37,190,935		38,340,372	
中央値(円)	24,102,590		23,369,003	

(6) 委託事業費

問 13. 問 8-1 の「事業による収入」に金額を記入され、事業収入のうち委託事業による収入がある法人の方にお尋ねします。下記の委託元ごとに、受けている件数と合計金額についてご記入ください。(数量)

前述した問 8 において、「特定非営利活動事業による収入」に金額を記入した法人のうち、委託事業による収入がある法人に対して、委託元ごとに受けている件数と合計金額を尋ねたところ、前事業年度で 580 件、前々事業年度で 419 件の法人から回答を得ている。

件数が多いもののうち前事業年度でみると、国からの委託が 1 法人あたり平均値で 1,283 万円、1 法人あたり中央値で 486 万円、地方公共団体からによるものが、1 法人あたり平均値で 1,249 万円、1 法人あたり中央値で 323 万円となっている。

前事業年度、前々事業年度とも件数、金額双方を勘案すると、地方公共団体や国からの委託が多いといえる。

委託事業の委託元内訳 - 前々事業年度 -

	有効回答数		前々事業年度					
	法人数	比率 (%)	1法人あたり平均値		1法人あたり中央値		1件あたり平均	
			件数 件	合計金額 円	件数 件	合計金額 円	平均値 円	中央値 円
国から委託	52	12.4	22.5	16,092,479	1.0	4,247,448	10,403,548	3,768,900
地方公共団体から委託	313	74.7	67.5	12,122,349	1.0	3,181,690	7,646,420	1,949,000
国際機関から委託	2	0.5	2.0	42,105,000	2.0	42,105,000	14,645,000	14,645,000
独立行政法人から委託	13	3.1	1.2	4,744,002	1.0	4,106,368	4,489,091	3,213,000
国立大学法人から委託	1	0.2	1.0	866,775	1.0	866,775	866,775	866,775
大学共同利用機関法人から委託	1	0.2	1.0	4,198,000	1.0	4,198,000	4,198,000	4,198,000
特殊法人から委託	0	0.0						
財団法人や社団法人などの公益法人から委託	44	10.5	4.3	4,396,007	1.0	940,810	1,845,200	524,000
学校法人から委託	5	1.2	2.6	388,052	1.0	144,000	187,850	144,000
社会福祉法人から委託	23	5.5	2.5	2,765,327	1.0	1,080,000	2,627,802	423,627
医療法人から委託	3	0.7	2.5	21,763,000	2.0	2,500,000	7,161,000	500,000
特定非営利活動法人から委託	12	2.9	15.6	6,855,779	1.0	556,398	333,732	297,680
企業から委託	29	6.9	4.3	3,076,071	2.0	577,500	3,121,694	1,371,540
その他から委託	33	7.9	3.9	9,669,365	2.0	578,890	3,914,783	270,720

委託事業の委託元内訳 - 前事業年度 -

	有効回答数		前事業年度					
	法人数	比率 (%)	1法人あたり平均値		1法人あたり中央値		1件あたり平均	
			件数 件	合計金額 円	件数 件	合計金額 円	平均値 円	中央値 円
国から委託	58	10.0	13.2	12,833,675	1.0	4,859,155	6,642,898	4,088,500
地方公共団体から委託	426	73.4	53.3	12,494,725	1.0	3,229,000	7,559,912	1,968,000
国際機関から委託	0	0.0						
独立行政法人から委託	16	2.8	1.1	2,511,097	1.0	1,572,313	2,425,646	1,586,126
国立大学法人から委託	5	0.9	1.0	6,411,094	1.0	915,600	763,868	607,800
大学共同利用機関法人から委託	0	0.0						
特殊法人から委託	1	0.2	1.0	998,424	1.0	998,424	998,424	998,424
財団法人や社団法人などの公益法人から委託	54	9.3	2.1	2,876,039	1.0	946,728	1,605,197	473,364
学校法人から委託	11	1.9	8.9	1,476,050	1.0	246,120	322,427	124,875
社会福祉法人から委託	30	5.2	2.8	1,403,832	1.0	900,000	1,052,796	315,000
医療法人から委託	7	1.2	2.3	12,941,450	1.0	700,000	3,966,525	490,000
特定非営利活動法人から委託	21	3.6	8.2	3,145,839	1.0	432,000	812,141	359,820
企業から委託	80	13.8	5.1	3,875,697	1.0	861,560	1,274,948	431,560
その他から委託	67	11.6	4.2	5,871,035	2.0	600,000	2,240,119	297,600

1 法人あたり平均値、1 法人あたり中央値は 1 法人あたりの合計値に対する値
1 件あたり平均は、補助金・助成金の合計金額 ÷ 件数

2. 活動及び財務状況について

委託元毎に、委託事業費の分布状況についてみると、前事業年度、前々事業年度ともにすべての委託元において、「1万円以上100万円未満」、「100万円以上500万円未満」が中心となっている。ただし、国や地方公共団体からの委託事業費は、他の委託元と比較して3000万円以上のレンジにも一定の件数が分散している。

委託元別にみた委託事業費の分布 - 前々事業年度 -

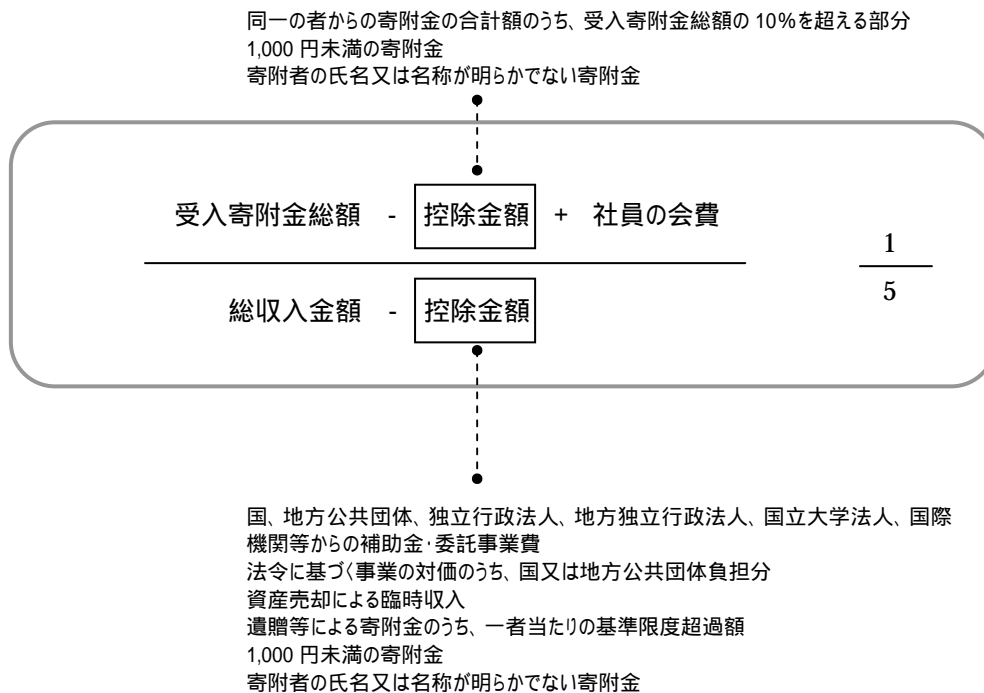
	有効回答数	1円以上100万円未満	100万円以上500万円未満	500万円以上1000万円未満	1000万円以上2000万円未満	2000万円以上3000万円未満	3000万円以上5000万円未満	5000万円以上
国から委託	52	8	19	7	8	2	3	5
地方公共団体から委託	313	89	102	46	35	10	12	19
国際機関から委託	2	0	1	0	0	0	0	1
独立行政法人から委託	13	4	6	1	1	1	0	0
国立大学法人から委託	1	1	0	0	0	0	0	0
大学共同利用機関法人から委託	1	0	1	0	0	0	0	0
特殊法人から委託	0	0	0	0	0	0	0	0
財団法人や社団法人などの公益法人から委託	44	23	12	4	3	1	0	1
学校法人から委託	5	4	1	0	0	0	0	0
社会福祉法人から委託	23	10	12	0	0	0	1	0
医療法人から委託	3	1	1	0	0	0	0	1
特定非営利活動法人から委託	12	10	1	0	0	0	0	1
企業から委託	29	17	7	1	3	1	0	0
その他から委託	33	19	5	3	3	0	1	2

委託元別にみた委託事業費の分布 - 前事業年度 -

	有効回答数	1円以上100万円未満	100万円以上500万円未満	500万円以上1000万円未満	1000万円以上2000万円未満	2000万円以上3000万円未満	3000万円以上5000万円未満	5000万円以上
国から委託	58	14	15	11	8	4	3	3
地方公共団体から委託	426	122	126	66	45	19	18	30
国際機関から委託	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人から委託	16	4	9	2	1	0	0	0
国立大学法人から委託	5	3	1	0	0	1	0	0
大学共同利用機関法人から委託	0	0	0	0	0	0	0	0
特殊法人から委託	1	1	0	0	0	0	0	0
財団法人や社団法人などの公益法人から委託	54	30	16	4	3	0	1	0
学校法人から委託	11	8	2	1	0	0	0	0
社会福祉法人から委託	30	15	13	2	0	0	0	0
医療法人から委託	7	4	2	0	0	0	0	1
特定非営利活動法人から委託	21	16	3	1	0	0	1	0
企業から委託	80	43	28	3	4	0	1	1
その他から委託	67	35	20	5	3	1	1	2

(7) パブリック・サポート・テスト

認定特定非営利活動法人制度においては、経常収入金額に占める寄附金等の収入金額が一定の基準値以上であるという要件を満たす必要がある。



2事業年度を経過した法人数：1,656件（母集団）

< 前々事業年度 >

- ・ 問8において寄附金総額に記入していないもしくは0円の法人数：937件（56.6%）

< 前事業年度 >

- ・ 問8において寄附金総額に記入していないもしくは0円の法人数：862件（52.0%）

(8) 法人税法上の収益事業

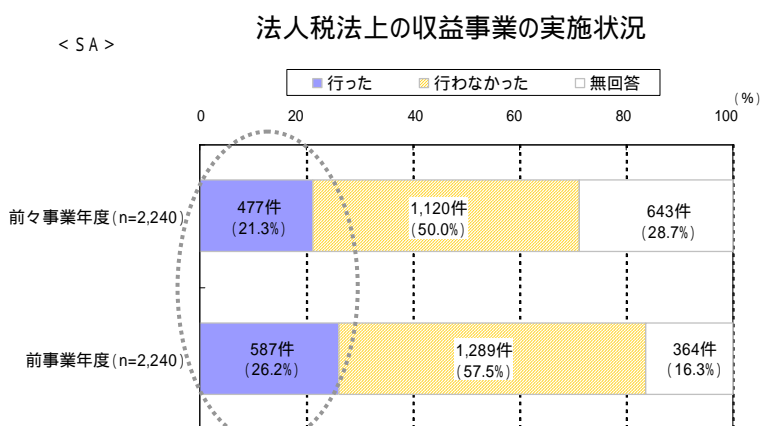
法人税法上の収益事業の実施状況

問 14. 法人税法上の収益事業についてお尋ねします。

問 14-1. 貴法人は、前事業年度、前々事業年度それぞれにおいて、法人税法上の収益事業を実施しましたか。「1」、「2」のいずれかに付けてください。また、「1」を選択された法人は、行った収益事業の番号を下記の34業種の表より選択し、ご記入ください。(SA)

法人税法上の収益事業の実施状況について尋ねたところ、「行った」と回答した法人は前事業年度で26.2% (587件)、前々事業年度で21.3% (477件) を占めている。

行った収益事業の内容としては、「請負業」、「医療保険業」、「物品販売業」が多い。



< SA >

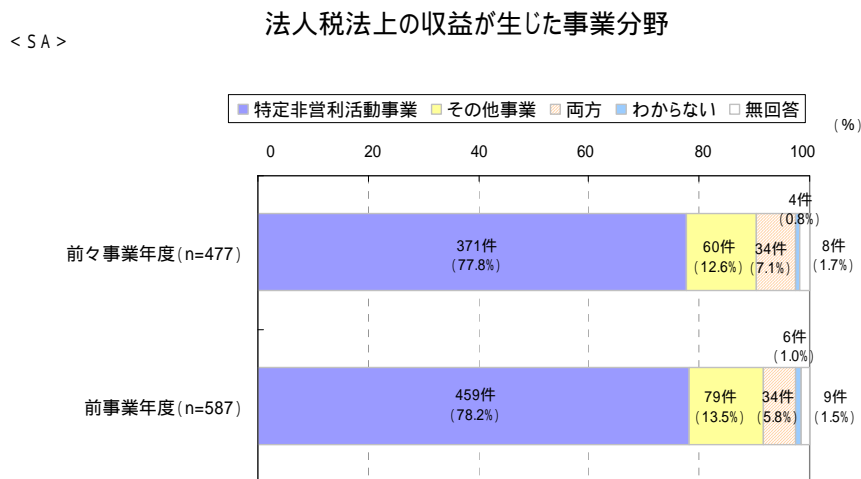
▼ 行った法人税法上の収益事業

	前々事業年度		前事業年度	
	法人数 件	比率 %	法人数 件	比率 %
1 物品販売業	98	20.5	123	21.0
2 不動産販売業	1	0.2	0	0.0
3 金銭貸付業	0	0.0	0	0.0
4 物品貸付業	4	0.8	5	0.9
5 不動産貸付業	6	1.3	7	1.2
6 製造業	4	0.8	7	1.2
7 通信業	2	0.4	1	0.2
8 運送業	14	2.9	17	2.9
9 倉庫業	0	0.0	0	0.0
10 請負業	122	25.6	138	23.5
11 印刷業	2	0.4	3	0.5
12 出版業	7	1.5	10	1.7
13 写真業	0	0.0	0	0.0
14 席貸業	2	0.4	3	0.5
15 旅館業	5	1.0	8	1.4
16 料理店業その他飲食店業	1	0.2	7	1.2
17 周旋業	1	0.2	2	0.3
18 代理業	4	0.8	7	1.2
19 仲立業	2	0.4	1	0.2
20 問屋業	0	0.0	1	0.2
21 鉱業	0	0.0	0	0.0
22 土石採取業	0	0.0	0	0.0
23 浴場業	0	0.0	0	0.0
24 理容業	2	0.4	2	0.3
25 美容業	0	0.0	0	0.0
26 興行業	6	1.3	9	1.5
27 遊技所業	2	0.4	2	0.3
28 遊覧所業	0	0.0	0	0.0
29 医療保険業	113	23.7	132	22.5
30 技芸教授業	4	0.8	6	1.0
31 駐車場業	0	0.0	0	0.0
32 信用保証業	0	0.0	0	0.0
33 無体財産権提供業	1	0.2	1	0.2
34 労働者派遣業	5	1.0	7	1.2
無回答	69	14.5	88	15.0
全体	477	100.0	587	100.0

法人税法上の収益の生じた事業活動分野

問 14-2 問 14-1 で法人税法上の収益事業を「1. 行った」と回答された法人の方にお尋ねします。
 法人税法上の収益は、定款上の特定非営利活動事業とその他事業のどちらから生じましたか、該当する番号ひとつに
 を付けてください(SA)

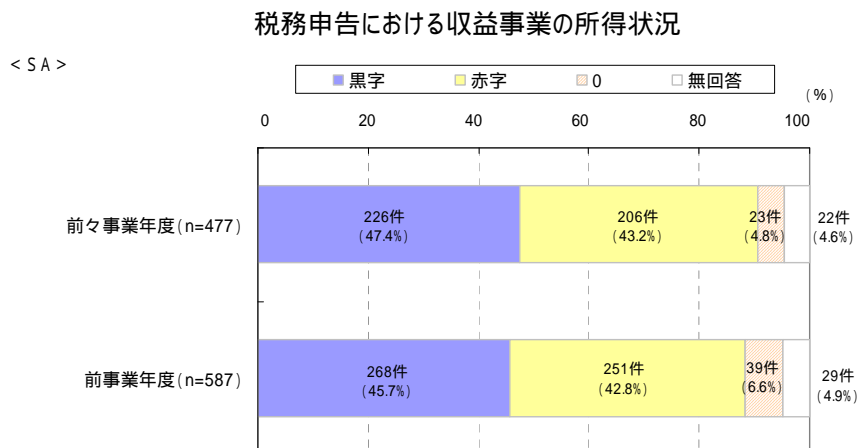
法人税法上の収益事業を「行った」と回答した法人に対して、その収益が、定款上の特定非
 営利活動事業とその他事業のどちらから生じたかについて尋ねたところ、前事業年度、前々事
 業年度とも「特定非営利活動事業から生じた」と回答した法人が 8 割弱を占め、他方、「その
 他事業」は 1 割強となっている。



税務申告における収益事業の所得

問 14-3 問 14-1 で法人税法上の収益事業を「1. 行った」と回答された法人の方にお尋ねします。
 前事業年度、前々事業年度のそれぞれにおいて行った税務申告における収益事業の所得について、該当する番号のひ
 とつに を付けてください。(SA)

法人税法上の収益事業における収益状況についてみると、前事業年度では、「黒字」が 45.7%
 (268 件)「赤字」が 42.8% (251 件)、「0」が 6.6% (39 件)となっている。この傾向は前々
 事業年度もほぼ変わっていない。



(9) 経理の状況

認定特定非営利活動法人の認定を受けるためには、申請時に実績判定期間に係わる申請書類を作成し、所轄税務署に提出する必要がある、寄附者名簿や帳簿などを日々記録・保存する必要がある。

経理担当者の状況

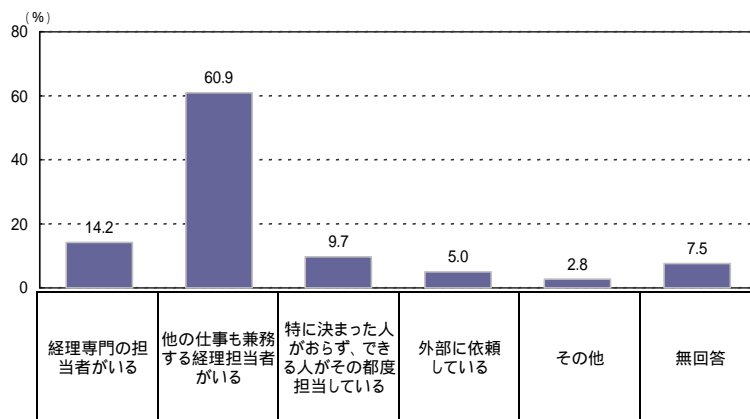
問 15-1. 貴法人では、日常の経理について決まった担当者(常勤・非常勤)はいますか。
該当する番号ひとつに を付けてください。(SA)

日常の経理で、決まった担当者があるかどうかについて尋ねたところ、「他の仕事も兼務する担当者がある」が 60.9% (1,364 件) と他の項目と比べて特になくなってきている。「経理専門の担当者がある」と回答した法人の割合が 14.2% (317 件)、「外部に依頼」が 5.0% (111 件) と、合わせて全体の 2 割近くの法人において専任で経理業務を行っている者がいるといえる。

< SA >

経理担当者の状況

n=2,240



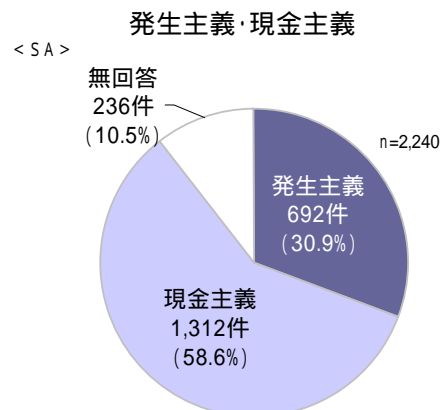
発生主義・現金主義

問 15-2. 貴法人では、発生主義を採用していますか、それとも現金主義を採用していますか。
該当する番号ひとつに を付けてください。(SA)

現金の収支により収益や費用を計上する

「現金主義」が 58.6% (1,312 件) 現金の収支に関係なく取引の発生により収益や費用を計上する

「発生主義」が 30.9% (692 件) を占めている。

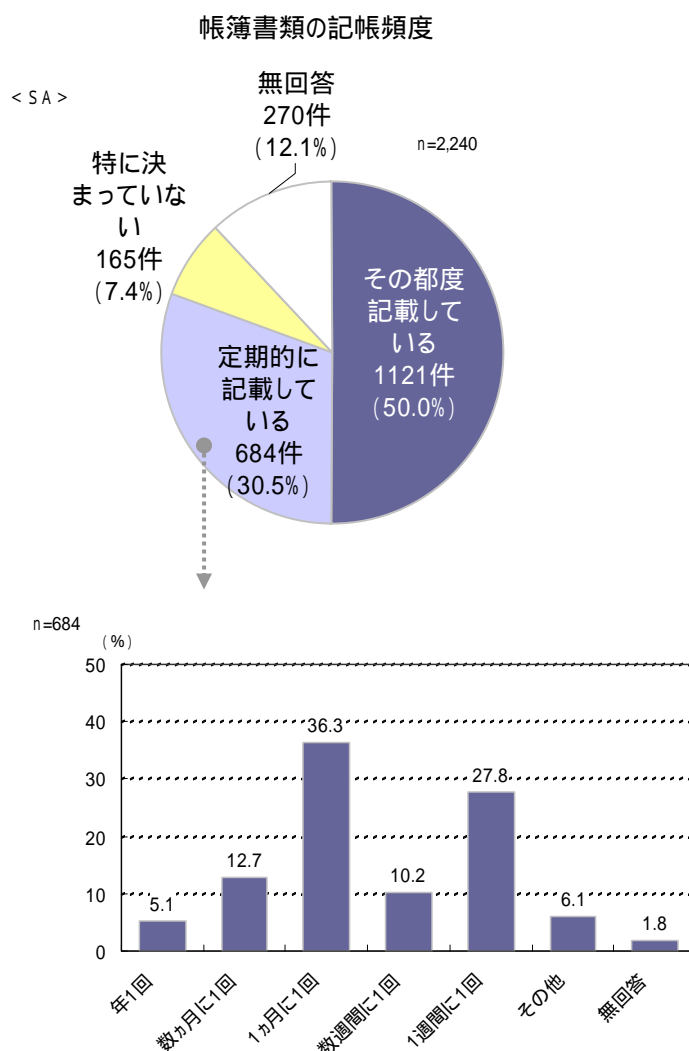


帳簿書類の記帳頻度

問 15-3. 貴法人では、帳簿書類をどのくらいの頻度で記帳していますか。
 該当する番号ひとつに を付けてください。(SA)

帳簿書類の記帳頻度について尋ねたところ、「その都度記載している」と回答した法人が 50.0% (1,121 件)、「定期的に記載している」と回答した法人が 30.5% (684 件) となっているのに対し、「特に決まっていない」と回答した法人は 7.4% (165 件) となっている。

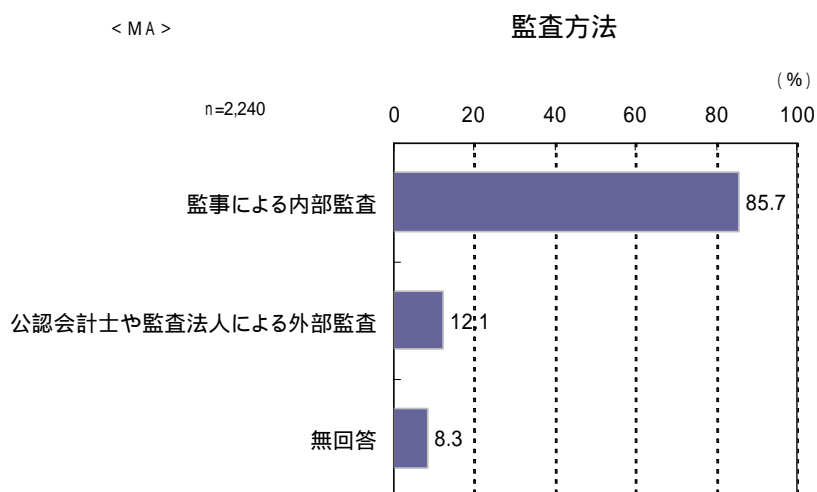
「定期的に記載している」と回答した法人 (684 件) に対して、その頻度を尋ねたところ、「1 月に 1 回」が 36.3% (248 件) で最も多く、次いで、「1 週間に 1 回」が 27.8% (190 件) となっている。



監査方法

問 15-4. 貴法人では、どのような監査を行っていますか。該当する番号全てに を付けてください。(MA)

監査方法について尋ねたところ、「監事による内部監査」が 85.7% (1,920 件) と他の項目と比べて最も高くなっている。なお、「公認会計士や監査法人による外部監査」と回答した法人の割合は 12.1% (270 件) となっている。



3. 認定特定非営利活動法人制度の利用状況について

(1) 「認定特定非営利活動法人」制度の認知度

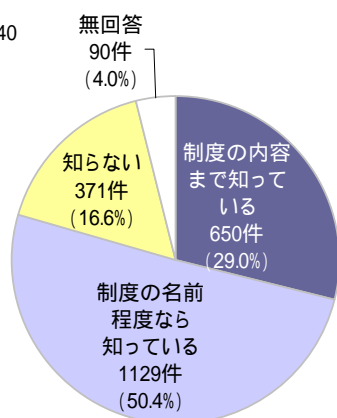
問 16. 貴法人は「認定特定非営利活動法人」制度をご存知ですか。該当する番号ひとつに を付けてください。(SA)

「認定特定非営利活動法人」制度の認知状況について尋ねたところ、「制度の内容まで知っている」法人が 29.0% (650 件)、「制度の名前程度なら知っている」が 50.4% (1,129 件)、「知らない」が 16.6% (370 件) となっている。

「認定特定非営利活動法人」制度の認知状況

< SA >

n=2,240



	法人数 件	比率 %
制度の内容まで知っている	650	29.0
制度の名前程度なら知っている	1129	50.4
知らない	371	16.6
無回答	90	4.0
全体	2240	100.0

(注1) 本章では、これ以降の質問については「制度の内容まで知っている」法人(650 件)を対象としている。

(2) 「認定特定非営利活動法人」制度の利用意向

問 17. 問 16 で「制度の内容まで知っている」を選択した法人にお尋ねします。

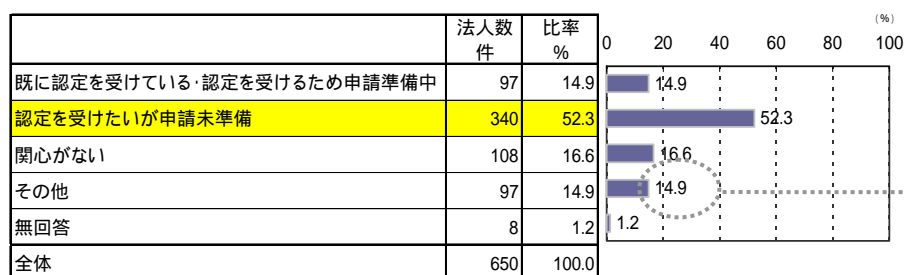
貴法人は「認定特定非営利活動法人」制度を利用したいと思いますか。該当する番号ひとつに を付けてください。(SA)

「制度の内容まで知っている」法人(650件)を対象に、認定特定非営利活動法人の利用意向について尋ねたところ、「既に認定を受けている・認定を受けるため申請準備中」が14.9%(97件)、「認定を受けたいと思っているが申請の準備を進めていない」が52.3%(340件)、「関心が無い」が16.6%(108件)となっている。

「その他」の内容としては、「認定要件を満たすことができない」、「認定を受けるほど、基盤がしっかり出来ていない」、「パブリックサポートテストの敷居が高く、あきらめている」などの意見が挙がっている。

「認定特定非営利活動法人」制度の利用意向

< SA >



その他の意見(抜粋)

- ・ 認定要件を満たすことができない。
- ・ 申請書類が煩雑で作成に手間がかかり、それに見合うメリットがあるか疑問である。
- ・ 認定を受けるほど、基盤がしっかり出来ていない。
- ・ パブリックサポートの敷居が高く、あきらめている。
- ・ 認定のハードルが高く、事業活動実績をあげるの方が先決と考える。
- ・ 当法人の運営状況からみて、まだ多くの寄附を期待できる段階ではない。
- ・ 事業規模が大きく、規定の寄附金を集めることが現状では不可能であるため。
- ・ 寄附者の名簿提出は、実際問題としては寄附者が了承しないため無理である。
- ・ 幅広く寄附金を集めるより、事業による収益で活動したいと考えているため。
- ・ 「役員に占める特定の法人の役員等の割合が3分の1以下であること」という条件を満たすことができない。

(注2) 本章では、これ以降の質問については「既に認定を受けている・認定を受けるため申請準備中」(97件)、「認定を受けたいと思っているが申請の準備を進めていない」(340件)と回答した法人(合計437件)を対象としている。

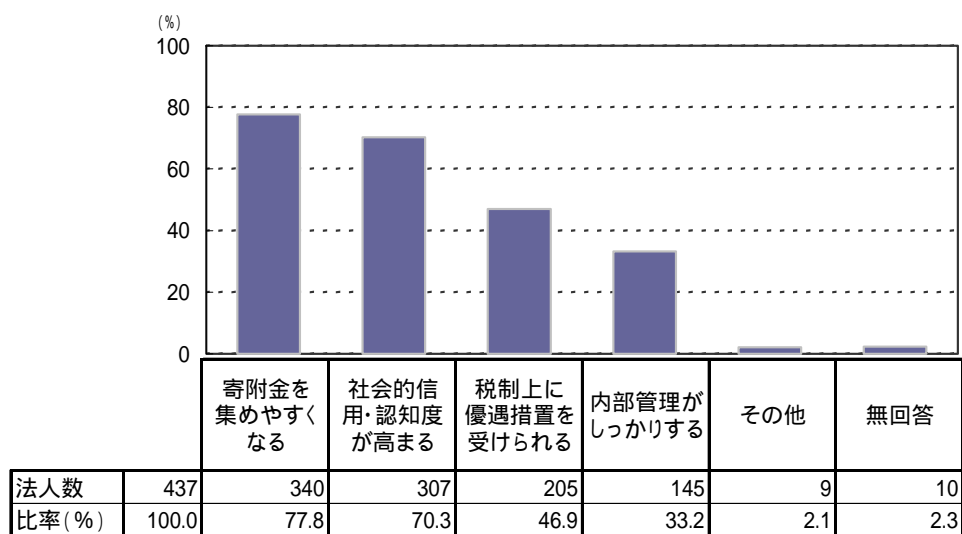
(3) 「認定特定非営利活動法人」になることで得られるメリット

問 18. 問 17 で「1. 既に認定を受けている」、「2. 認定を受けたいと思っており、申請の準備を進めている」及び「3. 認定を受けたいと思っているが、申請の準備を進めていない」を選択した法人にお尋ねします。

「認定特定非営利活動法人」になることで得られるメリットはどのようなものであると思いますか。
該当する番号全てに を付けてください。(MA)

問 17 で、「既に認定を受けている・認定を受けるため申請準備中」及び「認定を受けたいと思っているが、申請の準備を進めていない」と回答した法人(437 件)に対して、「認定特定非営利活動法人」になることで得られると想定されるメリットについて尋ねたところ、「寄附者が税制優遇措置を受けられるので、寄附金を集めやすくなる」77.8%(340 件)と、「社会的信用・認知度が高まる」70.3%(307 件)の2項目が各々7割以上と他の項目と比べて特に高くなっている。以下、「認定特定非営利活動法人自身が税制上に優遇措置を受けることができる」が46.9%(205 件)、「内部管理がしっかりする」が33.2%(145 件)と続いている。

< MA > 「認定特定非営利活動法人」になることで得られるメリット

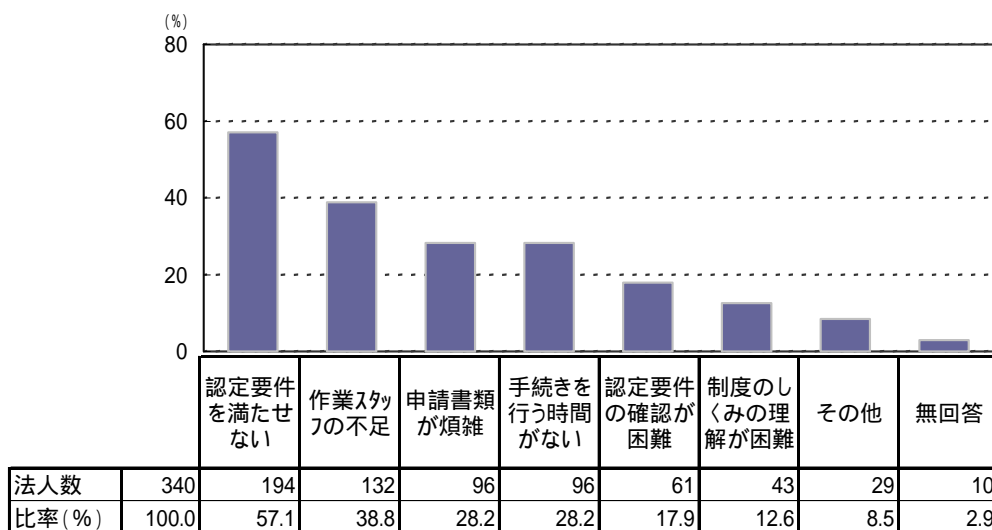


(4) 「認定特定非営利活動法人」の申請の準備を進めていない理由

問 19. 問 17 において、「3. 認定を受けたいと思っているが、申請の準備を進めていない」を選択した法人へお尋ねします。
認定特定非営利活動法人の申請の準備を進めていない理由は何ですか。
該当する番号全てに を付けてください。(MA)

問 17 で、「認定を受けたいと思っているが、申請の準備を進めていない」と回答した法人(340 件)に対して、申請の準備を進めていない理由について尋ねたところ、「認定要件(小規模法人の特例を含む)を満たすことができない」が 57.1%(194 件)で最も多くなっている。以下、「申請作業を行うスタッフが不足している」が 38.8%(132 件)、「申請書類が煩雑である」、「認定に必要な手続きを行う時間がない」が各々 28.2%(各々 96 件)、「認定要件(小規模法人の特例を含む)の確認が困難である」が 17.9%(61 件)、「制度のしくみの理解が困難」が 12.6%(43 件)と続いている。

< MA > 「認定特定非営利活動法人」の申請の準備を進めていない理由



3. 認定特定非営利活動法人制度の利用状況について

満たすことができない認定要件

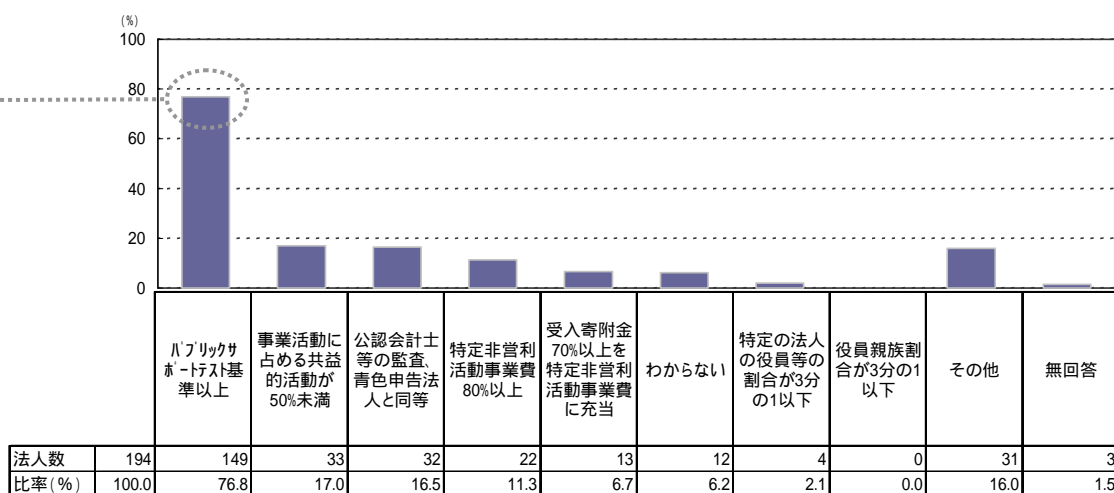
- 問 20. 問 19 において、「認定要件(小規模法人の特例を含む)を満たすことができない」を選択した法人へお尋ねします。
 満たすことができない要件はどの要件ですか。該当する番号すべてに を付けてください。(MA)
- 問 21. 問 20 において、「1. 経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合(パブリックサポートテスト)が一定基準以上(実績判定期間において5分の1以上)であること」を選択した法人へお尋ねします。
 パブリックサポートテストの基準値を満たせない理由について、該当する番号全てに を付けてください。(MA)

問 19 で、「認定要件(小規模法人の特例を含む)を満たすことができない」と回答した法人(194 件)に対して、満たすことができない要件について尋ねたところ、「経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合(パブリックサポートテスト)が一定基準以上(実績判定期間において5分の1以上)であること」が 76.8%(149 件)と他の項目と比べ特に高くなっている。次いで、「事業活動に占める共益的活動の割合が 50%未満であること」が 17.0%(33 件)、「会計について、公認会計士等の監査を受けているか、もしくは、青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること」が 16.5%(32 件)、「事業費総額に占める特定非営利活動に係る事業費が 80%以上であること」が 11.3%(22 件)となっている。

問 20 で「経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合(パブリックサポートテスト)が一定基準以上(実績判定期間において5分の1以上)であること」が満たすことができない認定要件であると回答した法人(149 件)に対して、パブリックサポートテストの基準値を満たせない理由について尋ねたところ、「寄附金の収入が少ない」と回答した法人が 90.6%(135 件)と他の項目と比べて特に高くなっている。

< MA >

満たすことができない認定要件



< MA >

	法人数 件	比率 %
寄附金の収入が少ない	135	90.6
寄附者名簿を管理していない	4	2.7
その他	11	7.4
無回答	7	4.7
全体	149	100.0

3. 認定特定非営利活動法人制度の利用状況について

確認が困難な認定要件

問 22. 問 19 において、「認定要件(小規模法人の特例を含む)の確認が困難である」を選択した法人へお尋ねします。

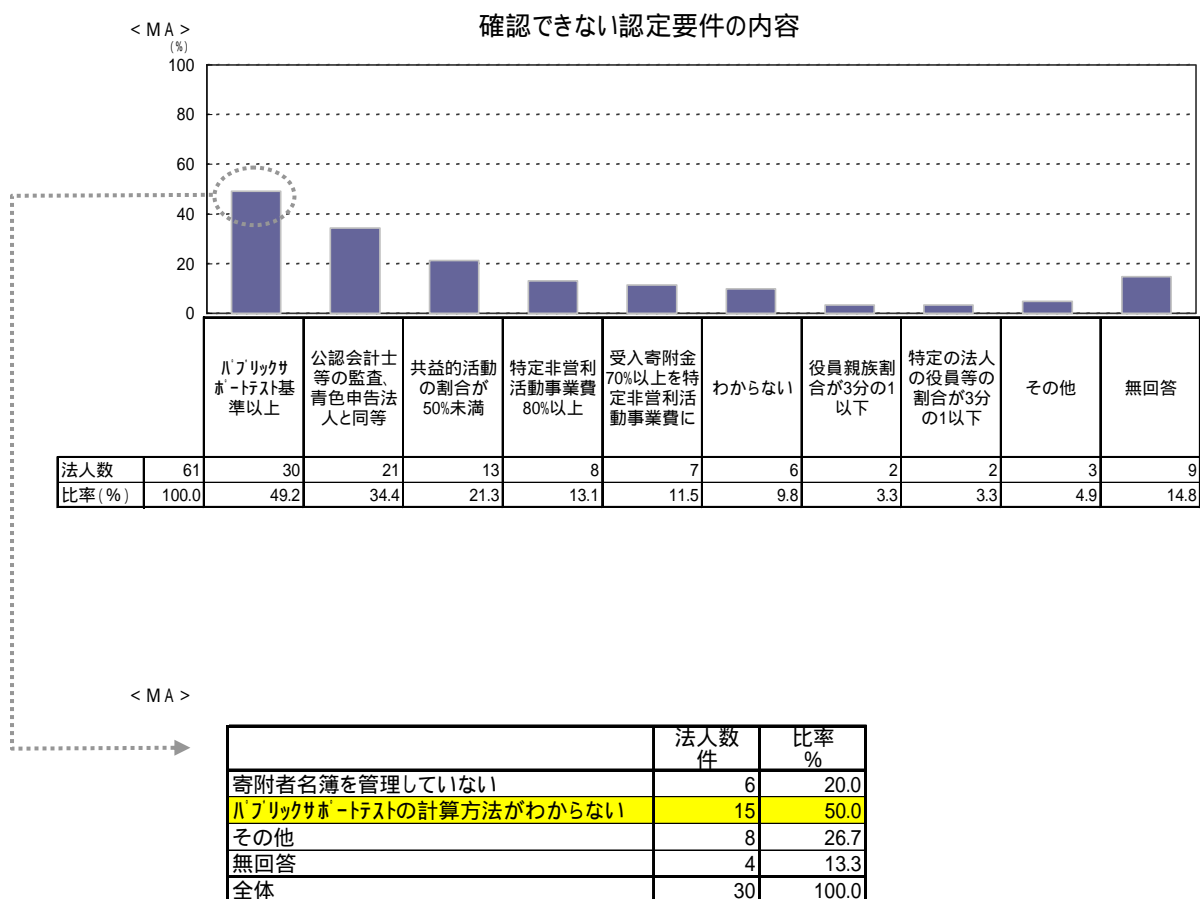
確認することができない要件はどの要件ですか。該当する番号全てに を付けてください。(MA)

問 23. 問 22 において、「1. 経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合(パブリックサポートテスト)が一定基準以上(実績判定期間において5分の1以上)であること」を選択した法人にお尋ねします。

パブリックサポートテストの基準値を確認できない理由について、該当する番号全てに を付けてください。(MA)

問 19 で認定特定非営利活動法人の申請の準備を進めていない理由として、「認定要件(小規模法人の特例を含む)の確認が困難である」と回答した法人(61件)に対して、確認できない要件について尋ねたところ、「経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合(パブリックサポートテスト)が一定基準以上(実績判定期間において5分の1以上)であること」が49.2%(30件)で最も多く、次いで、「会計について、公認会計士等の監査を受けているか、もしくは、青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること」が34.4%(21件)、「事業活動に占める共益的活動の割合が50%未満であること」が21.3%(13件)で続いている。

さらに、問 22 で「経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合(パブリックサポートテスト)が一定基準以上(実績判定期間において5分の1以上)であること」を確認できないと回答した法人(30件)に対して、その理由について尋ねたところ、「計算の仕方がわからない」との回答が過半を占めている。



3. 認定特定非営利活動法人制度の利用状況について

作成が煩雑な申請書類

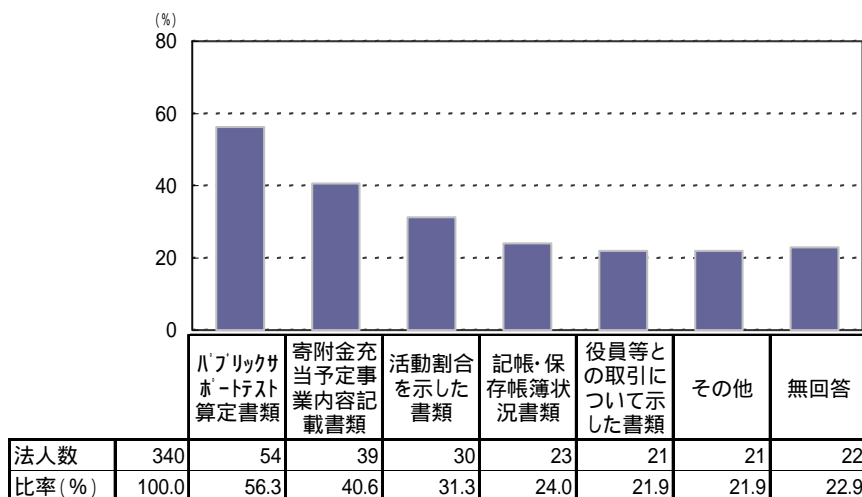
問 24. . 問 19 において「申請書類が煩雑である」を選択した法人の方にお尋ねします。
申請時にはいくつかの書類の提出が必要ですが、作成が煩雑である書類全てに を付け、その問題点を具体的に記載してください。(MA)

問 19 で、「認定を受けたいと思っているが、申請の準備を進めていない」と回答した法人(340 件)のうち、申請の準備を進めていない理由として、「申請書類が煩雑である」をあげた法人(96 件)に対して、作成が煩雑である書類について尋ねたところ、「パブリックサポートテストの算定に係わる書類」が 56.3%(54 件)で最も多くなっている。以下、「寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類」が 40.6%(39 件)、「会員等に対する活動の割合を示した書類」が 31.3%(30 件)、「記帳及び保存している帳簿の状況を示した書類」が 24.0%(23 件)、「役員、社員、従業員又は寄附者との取引について示した書類」が 21.9%(21 件)で続いている。

作成が煩雑な書類について具体的な問題点についてみると、個別の書類内容によるものだけでなく、「専任の担当者がいない」、「設置できる余裕がないため、書類作成に係わる時間・人員の余裕がない」などといった法人のリソース不足に係わる意見が多かった。

< MA >

作成が煩雑である申請書類



3. 認定特定非営利活動法人制度の利用状況について

<FA>

作成が煩雑である書類の主な問題点

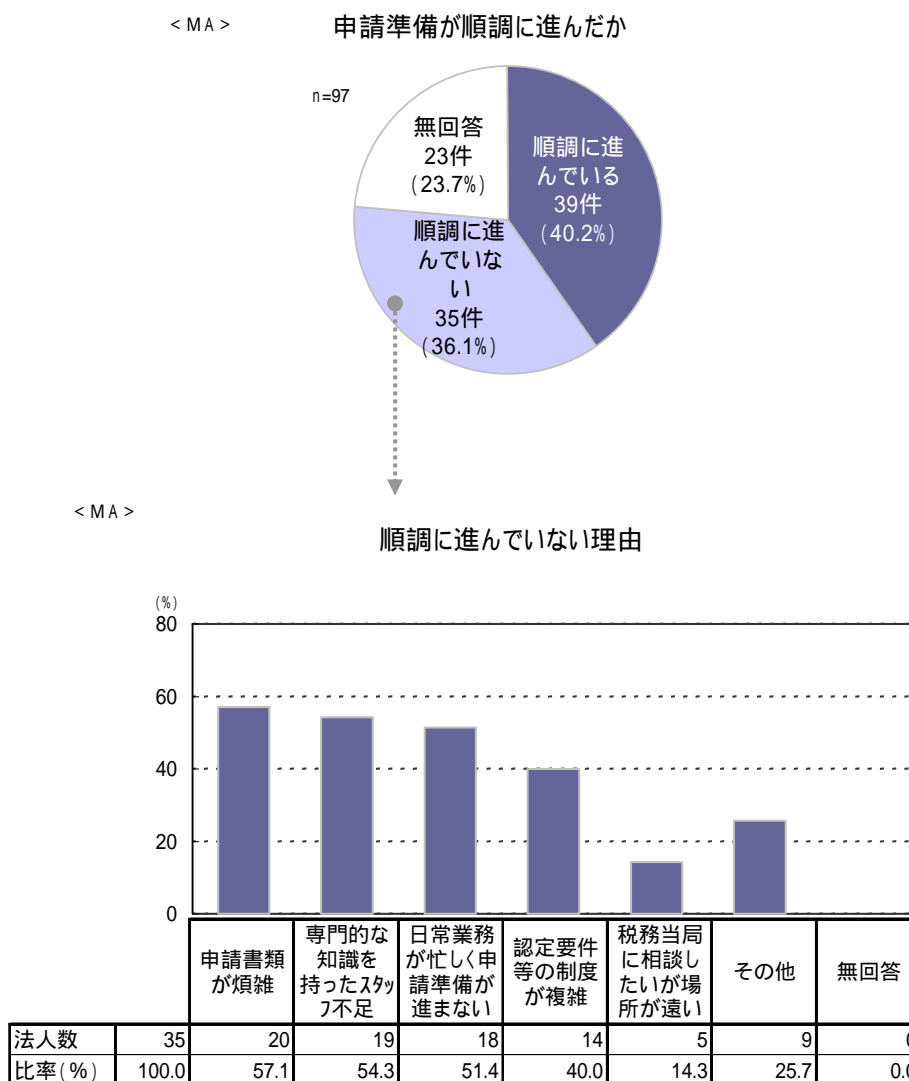
申請書類	主な問題点の例(自由回答)
パブリックサポートテストの算定に係る書類	<ul style="list-style-type: none"> ・制度内容の理解が不十分なため、書類の整備ができない。 ・事務局を専任とする者がいないため時間がない。書類の雛形があればわかりやすい。 ・会計士や税理士も依頼せずメンバーで会計、税務等を行っているため業務に負担が大きすぎ、手がつけられない。 ・経験がないため、「認定NPO法人制度の手引(国税庁)」だけでは手がかからない。
寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・細かい寄附金を支出毎に区分することは困難。 ・海外送金について現地の正式な領収書を求められたが、領収書が通用しない国に寄附金を支援するケースが多いため書類の準備が不可能。 ・予定が今のところ立たない。新しい書類が必要になるという点で煩雑。
会員等に対する活動の割合を示した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の会員区分に該当する会員がいるため、区分が困難。
記帳及び保存している帳簿の状況を示した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記を採っていない。 ・経理ソフトを持っていないため、整理に手間がかかる。 ・「青色申告法人と同等の取引記録帳簿」の雛形や作成事例がなく、項目の判断基準が明確になっていないような感じがする。
役員、社員、従業員又は寄附者との取引について示した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・役員、社員の身元確認の設問が多く、個々に聞いて廻る必要があり、負担が大きい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・他に仕事を持っている正会員が多く、日常活動に追われているため、申請書類に取り組むゆとりがない。 ・専任職員を雇用する力がなく、別の仕事を持っている職員だけで活動を行う状況では、全ての面で対応不十分である。 ・内部で作成するにも人件費等のコスト負担が大きい。そのようなコストをかけるのであれば認定を取得するよりも実活動へ資金を回したい。 ・内容の概略は理解できるものの、個々の具体的な申請項目で理解・判断がしにくい。

(5) 申請準備の進捗状況

問 25. 問 17 において、認定特定非営利活動法人について「1. 既に認定を受けている」及び「2. 認定を受けたいと思っており、申請の準備を進めている」を選択された法人の方にお尋ねします。
 申請の準備は順調に進んでいますか(進みましたか)。「1」「2」のいずれかに を付け、「2」の場合、その理由について ~ のうち該当する番号全てに を付けてください。(MA)

問 17 で「既に認定を受けている・認定を受けるため申請準備中」と回答した法人(97 件)に対して、申請の準備が順調に進んでいるかを尋ねたところ、「順調に進んでいる(進んだ)」が 40.2%(39 件)に対し、「順調に進んでいない(進まなかった)」が 36.1%(35 件)となっており、わずかに前者が後者を上回っている。

「順調に進んでいない(進まなかった)」と回答した法人(35 件)に対してその理由について尋ねたところ、「申請書類が煩雑で作成に手間がかかる」、「会計や税務に関する専門的な知識を持ったスタッフが足りない」、「日常業務で忙しいため申請準備が思い通り進まない」、「認定要件等の制度が複雑すぎて理解が困難」などが主な理由として挙げられている。



(6) 税制改正(認定要件の緩和等)に対する見解

問 26. 問 17 において、認定特定非営利活動法人について、「1. 既に認定を受けている」「2. 認定を受けたいと思っており、申請の準備を進めている」及び「3. 認定を受けたいと思っているが、申請の準備を進めていない」のいずれかを選択した法人にお尋ねします。

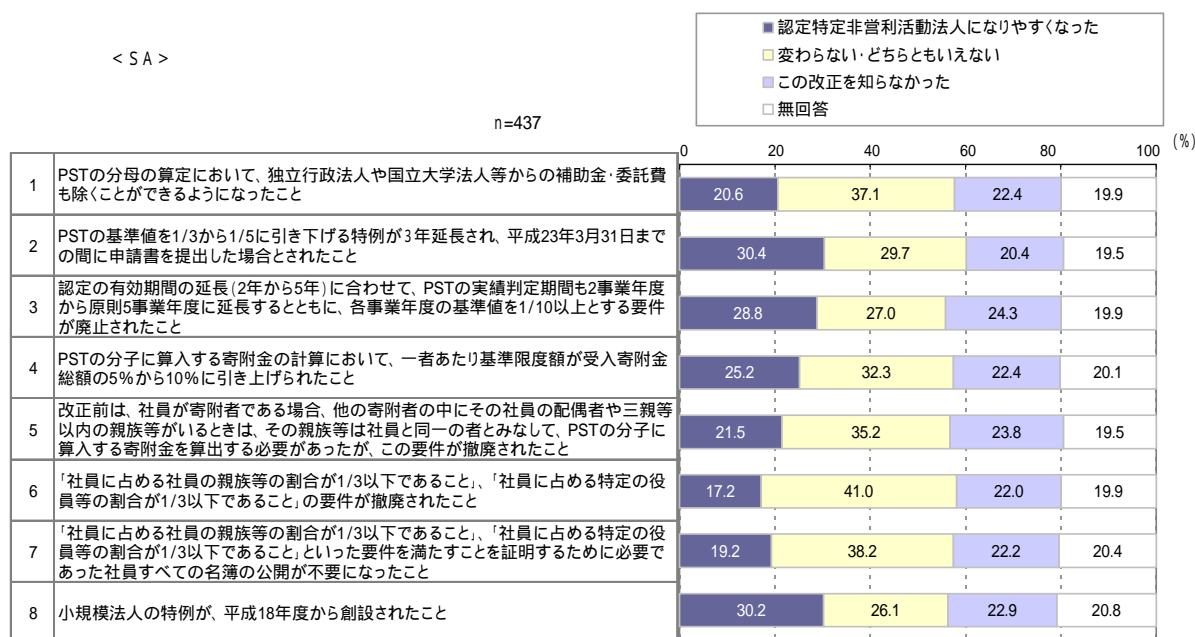
平成13年に認定特定非営利活動法人制度が発足して以来、数次にわたり税制改正が行われ、認定特定非営利活動法人になりやすくするために、認定要件の緩和などが行われてきました。直近では平成20年に税制改正が行われました。以下の各税制改正項目により、認定特定非営利活動法人になりやすくなったかどうかについて、該当する番号にひとつづつを付けてください。(各 SA)

問 17 で、「既に認定を受けている・認定を受けるため申請準備中」及び「認定を受けたいと思っているが、申請の準備を進めていない」と回答した法人(437件)に対して、各税制改正項目により、認定特定非営利活動法人になりやすくなったかどうかを尋ねた。

「認定特定非営利活動法人になりやすくなった」と回答した法人の割合が特に高かったのは、「PSTの基準値を1/3から1/5に引き下げる特例が3年延長され、平成23年3月31日までの間に申請書を提出した場合とされたこと」が30.4%(133件)、「小規模法人の特例が、平成18年度から創設されたこと」が30.2%(132件)であった。

一方、「変わらない・どちらともいえない」と回答した法人の割合が高いのは、「『社員に占める社員の親族等の割合が1/3以下であること』、『社員に占める特定の役員等の割合が1/3以下であること』の要件が撤廃されたこと」が41.0%(179件)、「『社員に占める社員の親族等の割合が1/3以下であること』、『社員に占める特定の役員等の割合が1/3以下であること』といった要件を満たすことを証明するために必要であった社員すべての名簿の公開が不要になったこと」が38.2%(167件)であった。

各税制改正項目による認定特定非営利活動法人に対するなりやすさに対する見解



4. 公益法人制度改革について

新しい公益法人制度（平成 20 年 12 月 1 日）の認知状況

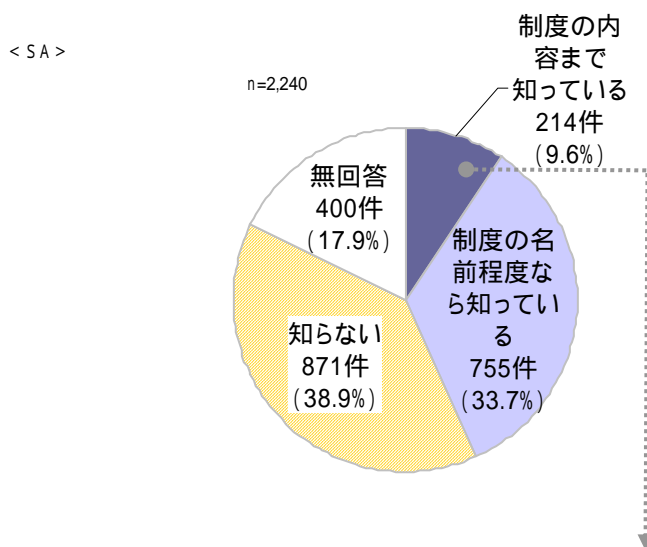
問 27. 平成 20 年 12 月 1 日に、新しい公益法人制度が施行されたことをご存知でしたか。
該当する番号のひとつに を付けてください。(SA)

問 28. 問 27 において、「1. 制度の内容まで知っている」を選択した法人にお尋ねします。
一般社団法人・一般財団法人は公益認定を受けると公益社団法人・公益財団法人となり、税制上の優遇措置を受けることができます。このことをご存知でしたか。該当する番号のひとつに を付けてください。(SA)

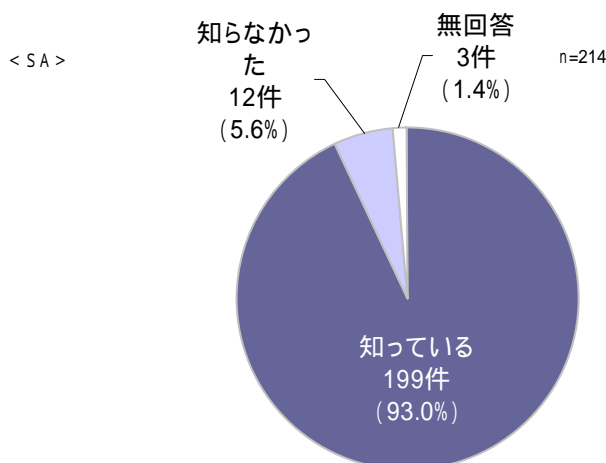
平成 20 年 12 月 1 日に、新しい公益法人制度が施行されたことの認知状況について尋ねたところ、「制度の内容まで知っている」法人は 9.6%（214 件）に過ぎず、「制度の名前程度なら知っている」は 33.7%（755 件）、他方、「知らない」は 38.9%（871 件）となっている。

「制度の内容まで知っている」と回答した法人（214 件）に対して、「一般社団法人・一般財団法人は公益認定を受けると公益社団法人・公益財団法人となり、税制上の優遇措置を受けることができること」を知っているか否かについて尋ねたところ、93.0%（199 件）が「知っている」と回答している。

新しい公益法人制度が施行されたことの認知状況



公益認定による税制上の優遇措置に対する認知状況



5. 認定特定非営利活動法人に対するアンケート
調査結果

1. 認定特定非営利活動法人の概要について

(1) 設立時期・認定有効期間

問2. 貴法人が設立された年月(設立登記した年月)はいつですか。(数量)

問3. 貴法人の認定有効期間をご記入ください。(数量)

認定特定非営利活動法人が特定非営利活動法人を設立した時期についてみると平成11年が10件と最も多く、次に平成14年が9件となっている。

認定有効期間は、「平成21年まで」の法人が57.8%(26件)を占め最も多く、これに「平成22年まで」が31.1%(14件)で続いている。

法人の設立年

	法人数 件	比率 %
平成11年	10	22.7
平成12年	6	13.6
平成13年	7	15.9
平成14年	9	20.5
平成15年	5	11.4
平成16年	5	11.4
平成18年	2	4.5
全体	44	100.0

認定有効期間(期限)

	法人数 件	比率 %
平成21年	26	57.8
平成22年	14	31.1
平成25年	4	8.9
平成26年	1	2.2
全体	45	100.0

(注1) 特定非営利活動法は平成10年12月より施行

(注2) 認定特定非営利活動法人制度は平成13年10月より施行

(注3) 平成20年4月以降の申請に対する認定有効期間は5年間となっている

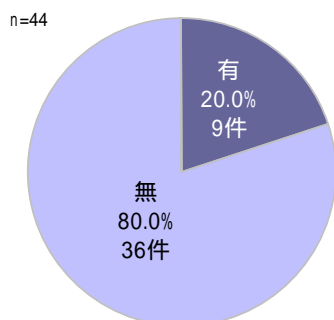
(2) 小規模法人の適用状況

問4. 貴法人は、認定を受けたときに、小規模法人の特例を適用しましたか。

該当する番号ひとつに を付けてください。また、「1.有」を選択した法人は、適用した年月をご記入ください。(SA)

認定を受けた際に、小規模法人の特例を適用したかについて尋ねたところ、44法人中9件(20.0%)が適用「有」と回答している。なお、そのうち4件が平成19年に適用されている。

< SA > 小規模法人の特例の適用状況



小規模法人の特例を適用した年月

	法人数 件	比率 %
平成18年	1	12.5
平成19年	4	50.0
平成20年	2	25.0
無回答	1	12.5
全体	8	100.0

「平成16年」と回答した法人が1件あったが、小規模法人の特例制度の創設が平成18年度税制改正以降であるため、集計から除外している。

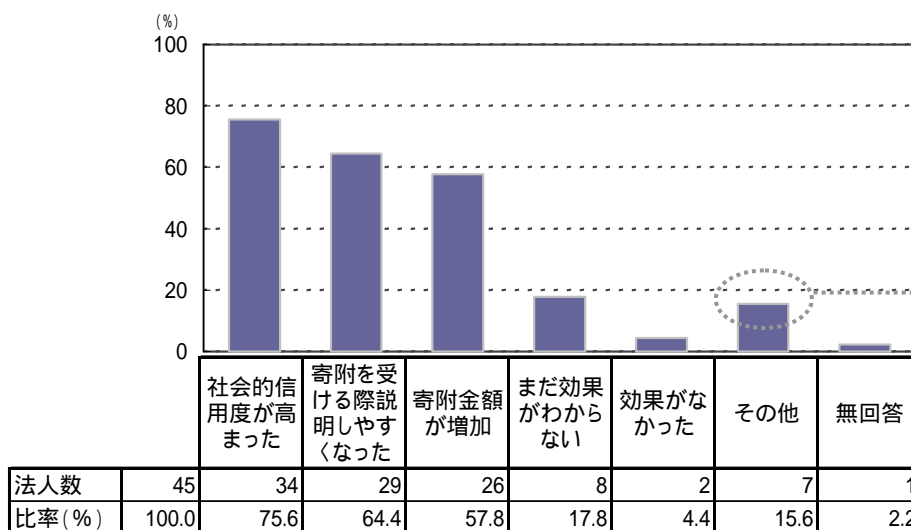
2. 認定の効果について

問5. 貴法人では、認定特定非営利活動法人になったことにより寄附の募集活動や寄附の受入れ状況においてどのような効果がありましたか。該当する番号全てに を付けてください。(MA)

認定特定非営利活動法人になったことの効果についてみると、「社会的信用度が高まった」が75.6%（34件）で最も多くなっている。以下、「寄附を受ける際に説明しやすくなった」が64.4%（29件）、「寄附金額が増加した」が57.8%（26件）の順で続いている。

< MA >

認定特定非営利活動法人になったことの効果



その他の意見

- ・ 対企業と交渉する際に、話し合いに入る段階から一定の信頼を持たれていると感じる。
- ・ 寄附者の幅が広がった(今まで関わりのなかった一般の方など)
- ・ 寄附については、社会情勢などの変化要因との関係がはっきりしないため、確かなことは言えない。
- ・ 賛成会員制度の導入とほぼ同時に認定を取得したためか、寄附の増減および効果については不明。
- ・ 会員が増加した。
- ・ 会員の意欲が向上した。

3. 活動及び財務状況について

(1) 特定非営利活動事業の収支状況

問6. 貴法人が所轄庁に提出した収支計算書に基づき、前事業年度及び前々事業年度の、定款上の特定非営利活動事業と定款上のその他事業(特定非営利活動以外の事業)のそれぞれの収支金額を、以下の科目にしたがってご記入ください。(一般に、所轄庁に提出した収支計算書は区分経理されています)(数量)

定款上の特定非営利活動事業における収入金額の1法人あたりにおける平均値をみると、前事業年度で1億5,114万円(前々事業年度1億3,832万円)、中央値は2,142万円(同2,310万円)となっている。平均値と中央値との乖離が大きく、認定特定非営利活動法人間で規模の格差が大きくなっているものと見られる。

その他の事業における収入金額の平均値は、前事業年度で273万円(前々事業年度177万円)、中央値は0円(同0円)となっている。これはその他の事業を行っていない法人が多数あるためと考えられる。

定款上の特定非営利活動事業の収入金額の内訳を平均値でみると、前事業年度で収入の約60%が寄附金となっており、次いで、補助金・助成金が約20%となっている。このように、特定非営利活動法人向けの調査(P42参照)では、寄附金による収入割合が5%に達していなかったことと比較すると、認定特定非営利活動法人では寄附金による収入割合が相対的に高いことがわかる。

1 法人あたりの定款上の特定非営利活動事業の収支金額(内訳)

収入部門	前々事業年度				前事業年度			
	有効 回答数 件	平均値 円	平均値 構成比 %	中央値 円	有効 回答数 件	平均値 円	平均値 構成比 %	中央値 円
会費収入	43	2,883,452	1.8	1,750,000	43	2,988,732	1.9	1,798,000
寄附金総額	43	77,264,046	47.6	6,388,228	43	94,687,517	61.3	8,109,200
補助金・助成金	40	63,815,340	39.3	2,136,850	41	31,478,519	20.4	1,070,000
事業による収入	40	9,260,665	5.7	1,992,580	40	10,486,235	6.8	2,749,407
その他収入	40	9,084,034	5.6	67,100	39	14,853,949	9.6	100,736
上記 ~ の合計	43	138,322,775	-	23,095,326	43	151,140,297	-	21,424,805

:(~ を除く、特定非営利活動事業による収入。国等からの委託の対価としての収入を含む)

支出部門	前々事業年度				前事業年度			
	有効 回答数 件	平均値 円	平均値 構成比 %	中央値 円	有効 回答数 件	平均値 円	平均値 構成比 %	中央値 円
事業費	42	127,661,942	88.0	13,706,099	43	157,566,905	90.8	15,035,708
管理費	42	12,091,063	8.3	5,234,102	43	14,794,387	8.5	6,053,076
その他支出	35	5,270,073	3.6	0	36	1,104,554	0.6	0
上記 ~ の合計	42	144,144,717	-	20,048,058	43	171,092,772	-	20,571,784

(注)各収入項目によって有効回答数が異なるため、平均値の合計値と各収入項目の合算値は一致しない。
平均値構成比については、便宜上、各収入項目の合算値をもとに算出している。

1 法人あたりの定款上のその他の事業(特定非営利活動以外の事業)の収支金額(内訳)

収入部門	前々事業年度				前事業年度			
	有効 回答数 件	平均値 円	平均値 構成比 %	中央値 円	有効 回答数 件	平均値 円	平均値 構成比 %	中央値 円
事業による収入	25	1,875,368	94.4	0	25	2,951,158	96.2	0
その他収入	25	110,411	5.6	0	24	115,452	3.8	0
上記 ~ の合計	28	1,773,016	-	0	28	2,733,921	-	0

支出部門	前々事業年度				前事業年度			
	有効 回答数 件	平均値 円	平均値 構成比 %	中央値 円	有効 回答数 件	平均値 円	平均値 構成比 %	中央値 円
事業費	25	419,884	23.9	0	25	1,360,339	54.5	0
管理費	25	1,133,583	64.4	0	25	1,045,152	41.9	0
その他支出	24	206,828	11.7	0	25	90,682	3.6	0
上記 ~ の合計	28	1,564,305	-	0	28	2,228,725	-	0

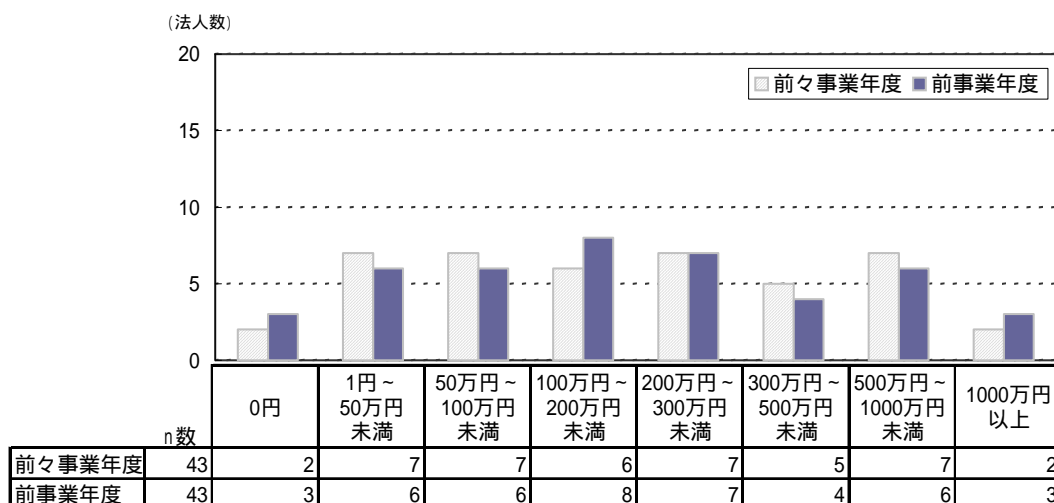
「定款上の特定非営利活動事業の収入金額」の合計について、収入規模ごとに法人の分布状況をみると、前事業年度で「5,000万円以上」が37.2%(16件)が最も多く、その他は、「100万円～500万円未満」が18.6%(8件)、「500万円～1,000万円未満」が18.6%(8件)となるなど、収入規模が100万円以上の各区分に分散している。(P82:図表 参照)

同様に、収入項目毎の分布を前事業年度でみると

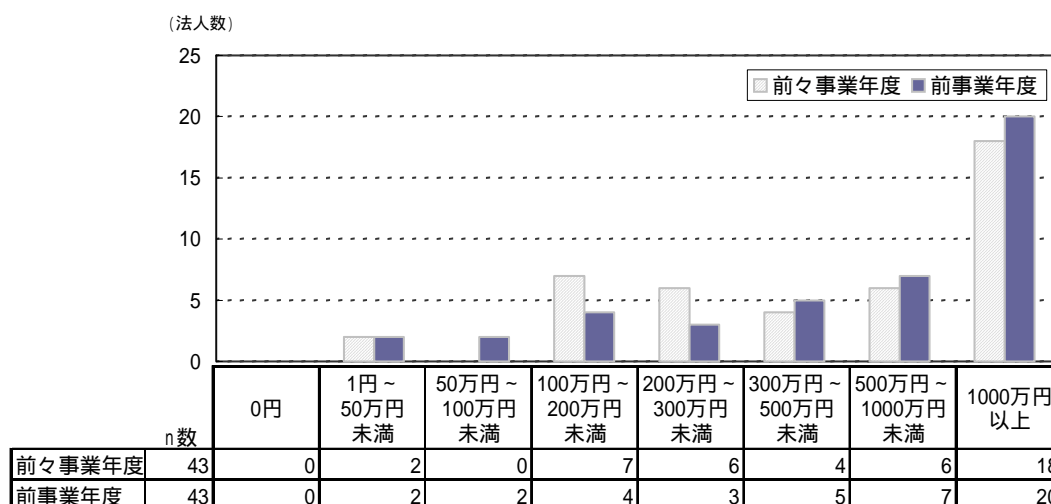
- ・「会費収入」についてみると、「100万円～200万円未満」が18.6%(8件)、「200万円～300万円未満」が16.3%(7件)の順となっているが、各金額区分にある程度分散する傾向にある。(P81:図表 参照)
- ・「寄附金収入」についてみると、「1,000万円以上」が46.5%(20件)と他の項目と比べて特に高くなっており、次いで、「500万円～1,000万円未満」が16.3%(7件)、「300万円～500万円未満」が11.6%(5件)となっている。(P81:図表 参照)
- ・「補助金・助成金」についてみると、「0円」が31.7%(13件)であるのに対して、「1,000万円以上」が29.3%(12件)となっており、「補助金・助成金」を受けている団体と受けていない団体の差が大きくなっている。(P81:図表 参照)
- ・「特定非営利活動事業による収入」についてみると、「1,000万円以上」が32.5%(13件)、「0円」が27.5%(11件)とが他に比べ特に高くなっているが、その他の各区分においてもある程度分散している。(P82:図表 参照)

3. 活動及び財務状況について

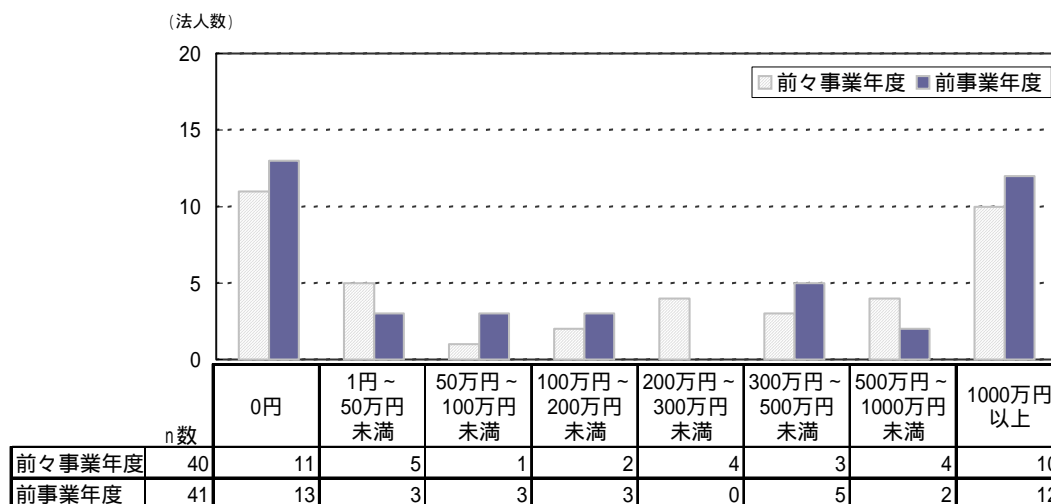
会費（収入規模別）



寄附金（収入規模別）

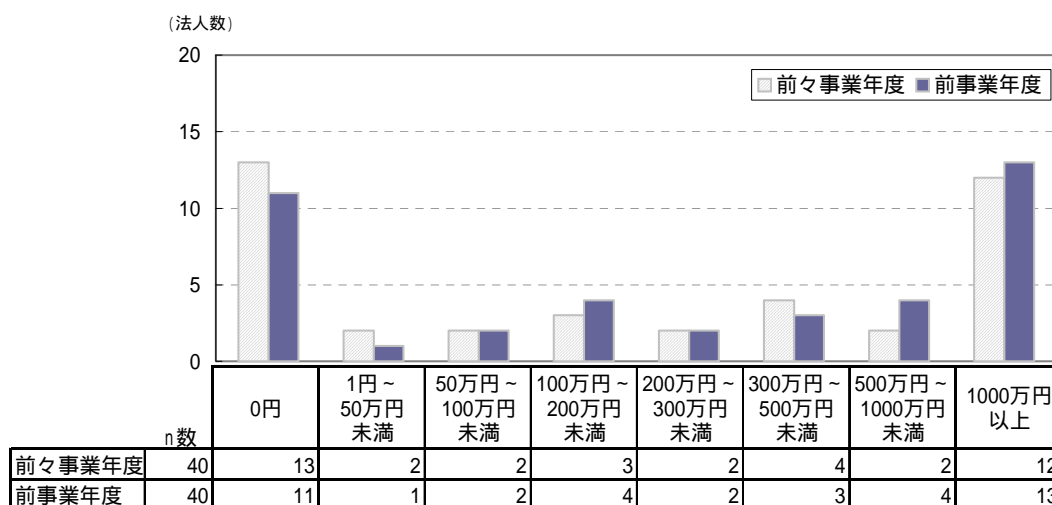


補助金・助成金（収入規模別）

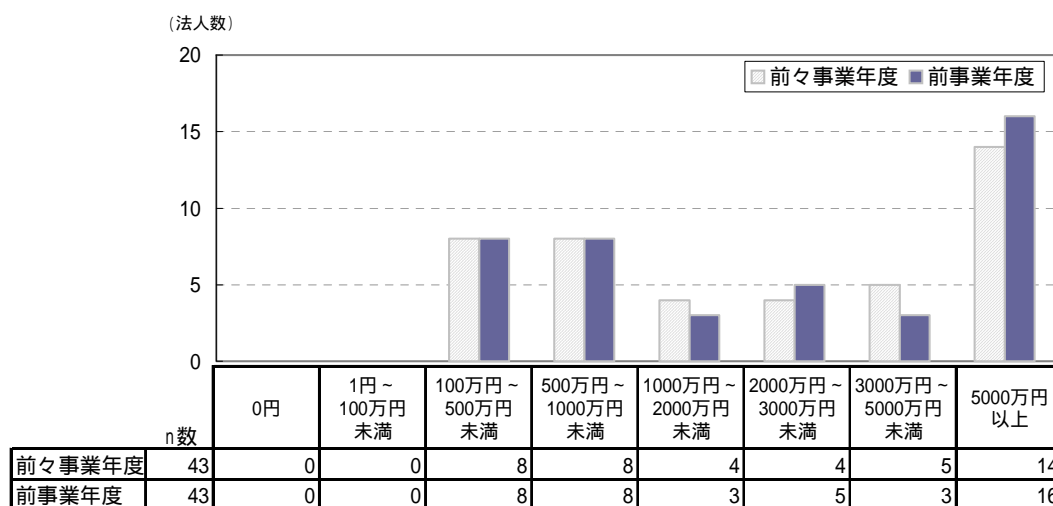


3. 活動及び財務状況について

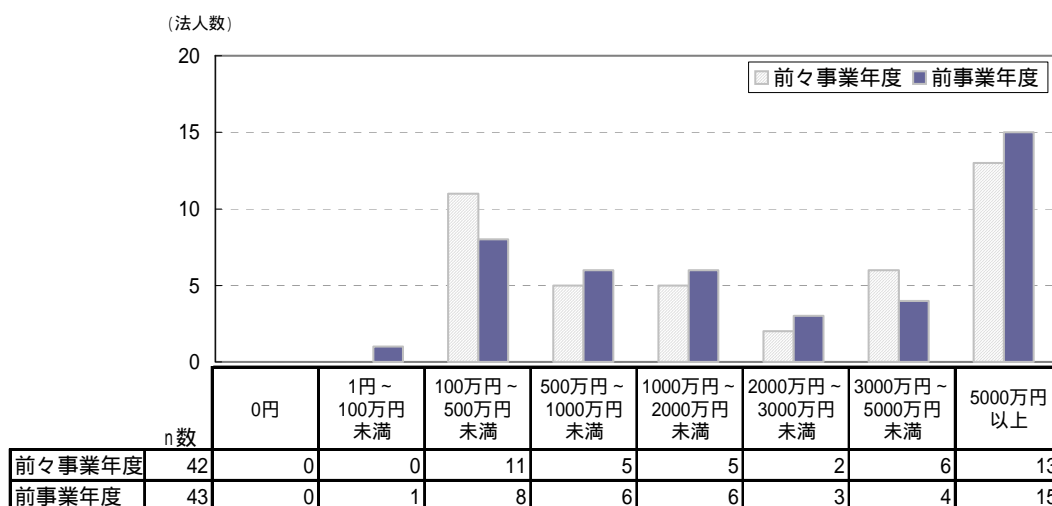
特定非営利活動事業による収入(会費・寄附金・補助金・助成金を除く、国等からの委託の対価としての収入を含む)



定款上の特定非営利活動事業の収入金額・合計 (収入規模別)



定款上の特定非営利活動事業の支出金額・合計 (支出規模別)



3. 活動及び財務状況について

「定款上の特定非営利活動事業による収入」全体（前事業年度）に対して、各収入項目がどの程度の割合を占めているかについてみると、「会費収入」については、「0%」が7.5%（3件）、「1～9%」が57.5%（23件）、「10～19%」が20.0%（8件）となっており、「定款上の特定非営利活動事業による収入」のうち「会費収入」が占める割合が20%未満の法人が77.5%（34件）を占めている。

「寄附金」についてみると、「10%～19%」が22.5%（9件）を占めており、「60%～69%」が15.0%（6件）、「90%～100%」が15.0%（6件）の順となっている。「補助金・助成金」では「0%」が32.5%（13件）、「1%～9%」が20.0%（8件）と、10%未満で52.5%（21件）となっている。また、「特定非営利活動事業による収入」は「0%」から「10～19%」までの区分を累計すると67.5%（27件）となっている。

なお、前々事業年度についても前事業年度とほぼ同様の傾向が見られる。

定款上の特定非営利活動事業による収入全体に占める各収入項目の割合別法人数及び比率

前々事業年度	会費収入	寄付金	補助金・助成金	事業による収入	前事業年度	
					上段: 法人数	下段: 比率(%)
0%	2	0	12	14	3	13
	5.0	0.0	30.0	35.0	7.5	32.5
1%～9%	22	4	9	8	23	6
	55.0	10.0	22.5	20.0	57.5	15.0
10%～19%	8	9	3	5	8	8
	20.0	22.5	7.5	12.5	20.0	20.0
20%～29%	4	5	4	2	2	2
	10.0	12.5	10.0	5.0	5.0	5.0
30%～39%	2	1	2	2	2	4
	5.0	2.5	5.0	5.0	10.0	10.0
40%～49%	2	5	3	1	0	2
	5.0	12.5	7.5	2.5	0.0	5.0
50%～59%	0	4	2	4	1	1
	0.0	10.0	5.0	10.0	2.5	2.5
60%～69%	0	4	1	3	1	3
	0.0	10.0	2.5	7.5	2.5	7.5
70%～79%	0	2	1	1	0	1
	0.0	5.0	2.5	2.5	0.0	2.5
80%～89%	0	2	2	0	0	0
	0.0	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0
90%～100%	0	4	1	0	0	0
	0.0	10.0	2.5	0.0	0.0	0.0
無回答	5	5	5	5	5	5
全体	45	45	45	45	45	45
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 各収入項目の数値の合算値と、合計金額が一致する回答についてのみ集計し、合算値が一致しないものについては「無回答」と見なしている。そのため、前述の収支金額の数値と一致しない。

(2) 会費

年会費・入会金の状況

問7. 問6-1の「会費収入」に回答された法人の方にお尋ねします。

貴法人の会費収入について、記入例に従って以下の表にご記入ください。

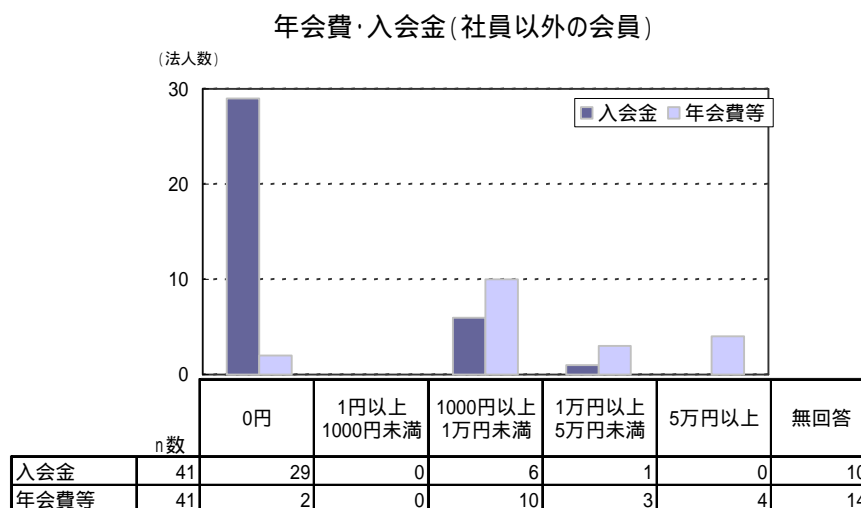
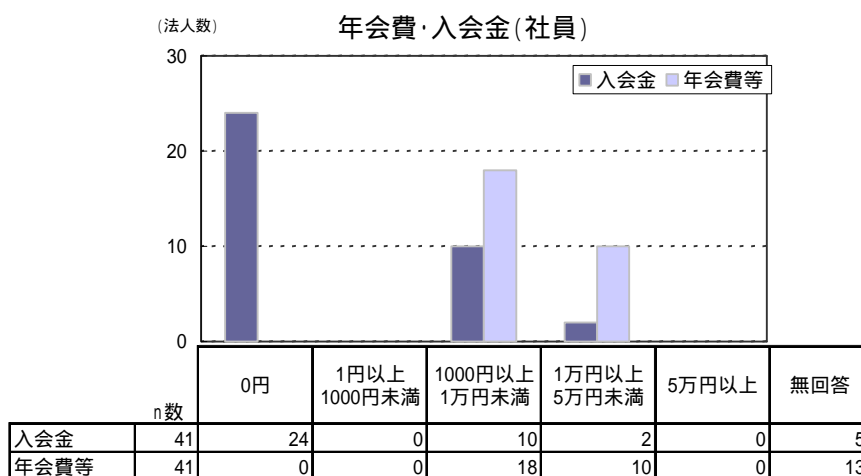
また、会費を支払った会員に対して財・サービスの提供内容がない場合は、「なし」とご記入ください。(数量)

前問6において、「会費収入」項目に回答した39法人について、1会員あたりの年会費・入会金の状況について無回答を除く平均値、中央値を見ると以下の通りとなる。

会費の分布を金額区分で見ると、社員、社員以外の会員とも、入会金「0円」、年会費「1,000円～1万円未満」が各々ボリュームゾーンとなっている。

年会費・入会金

	母集団	平均値			中央値		
		会員数 人	年会費 円	入会金 円	会員数 人	年会費 円	入会金 円
社員	39	220	1,472	7,089	70	0	5,635
社員以外の会員		193	611	17,396	55	0	5,000



3. 活動及び財務状況について

財・サービスの提供内容

「会費収入」がある法人の会員に対する、財・サービスの提供内容についてみると、会報誌、広報誌、ニュースレター、正会員専用ホームページ、メールマガジンなどを通じた情報提供などの回答が挙げられている。

(3) 寄附金

寄附金内訳

問 8. 問 6-2 の「寄附金総額」に金額を記入した法人の方へお尋ねします。

問 8-1. 個人から受け入れた寄附金の内訳について、寄附者1者あたりの年間寄附金額に基づき、次の表の区分にしたがって、それぞれの人数と合計金額をご記入ください。(数量)

問 6 において、「寄附金総額」に金額を記入した法人(前事業年度・前々事業年度共に 43 件)のうち無回答を除く法人について、個人からの寄附金の受け入れ状況を見ると、前事業年度における1法人あたりの寄附金総額の平均は1億609万円(前々事業年度8472万円)、中央値は533万円(同333万円)となっている。前々事業年度と比較すると、寄附金総額の平均値、中央値とも増加している。

金額区分で見ると、1者あたり「5,000円超～100,000円以下」のレンジが他の項目と比べて特に高くなっている。

1法人あたりの個人からの寄附金受け入れ額(内訳) - 前々事業年度 -

	前々事業年度				
	有効 回答数	平均		中央値	
		件数 件数	合計金額 円	件数 件	合計金額 円
1者あたり100万円超のもの	24	6.2	27,802,312	1.0	1,300,000
1者あたり10万円超100万円以下のもの	31	88.2	16,302,858	4.0	880,000
1者あたり5千円超10万円以下のもの	34	1,253.8	50,477,133	33.5	714,300
1者あたり1千円以上5千円以下のもの	31	270.8	900,322	36.5	71,000
1者あたり1千円未満のもの	26	-	2,944	-	333
寄附者の氏名が不明なもの	26	-	940,756	-	2,867
合計	36	-	84,718,109	-	3,329,025

1法人あたりの個人からの寄附金受け入れ額(内訳) - 前事業年度 -

	前事業年度				
	有効 回答数	平均		中央値	
		件数 件	合計金額 円	件数 件	合計金額 円
1者あたり100万円超のもの	26	6.3	33,839,329	1.0	2,000,000
1者あたり10万円超100万円以下のもの	30	109.0	20,581,907	6.0	1,577,330
1者あたり5千円超10万円以下のもの	35	1,536.8	61,346,194	49.0	872,000
1者あたり1千円以上5千円以下のもの	33	268.7	878,842	44.0	118,000
1者あたり1千円未満のもの	25	-	3,570	-	0
寄附者の氏名が不明なもの	25	-	1,371,944	-	2,399
合計	36	-	106,085,629	-	5,328,893

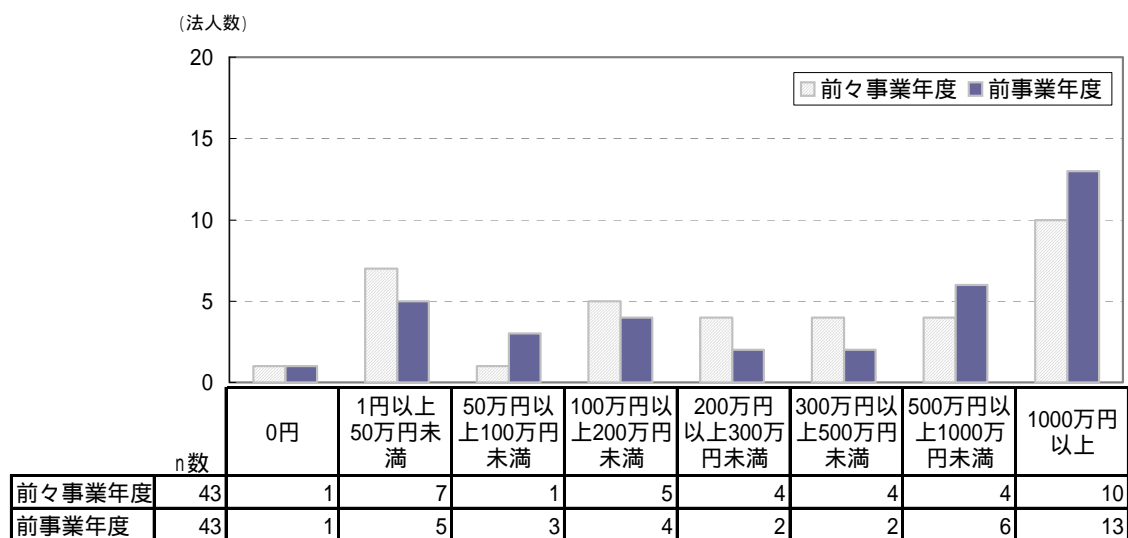
寄附金のうち1千円未満及び寄附者の氏名が不明なものは、寄附件数としてカウントされない。

3. 活動及び財務状況について

法人の寄附金受入総額についての分布状況を見ると、寄附金総額が1,000万円以上の法人が13件と多数を占めている。

なお、特定非営利活動法人向けの調査（P50）では「50万円未満」が7割以上となっていたことと比較すると、認定特定非営利活動法人の寄附金受け入れ総額が高いことがわかる。

1 法人あたりの合計寄附金受け入れ額別法人数



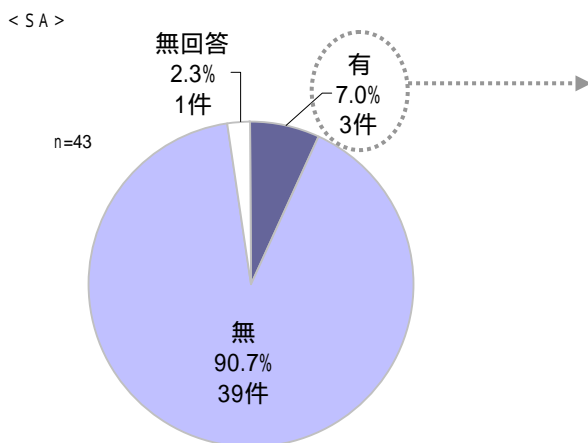
寄附のうちの相続財産

問 8. 問 6-2 の「寄附金総額」に金額を記入した法人の方へお尋ねします。

問 8-2. 個人から受け入れた寄附金のうち、相続財産はありましたか。「1」、「2」のいずれかに を付けてください。なお、「1」を選択した法人は、それぞれの件数と合計金額をご記入ください。(SA・数量)

問 6 において、「寄附金総額」に金額を記入した法人(前事業年度・前々事業年度共に 43 件)のうち無回答を除く法人について、「寄附金」のうち、相続財産についてみると、「有」と回答した法人が 7.0% (3 件) となっている。

個人からの寄附金のうち、相続財産の有無



具体的な件数・合計金額

n=3

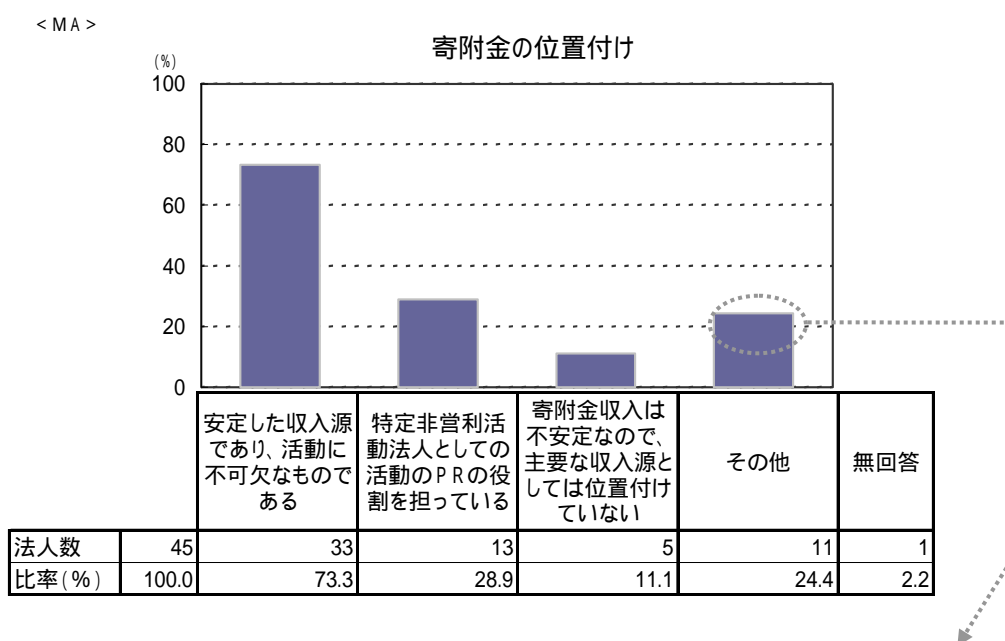
前々事業年度		前事業年度	
件数	合計金額(円)	件数	合計金額(円)
0	0	2	3,000,000
-	-	1	1,000,000
2	9,000,000	1	16,500,000

寄附金の位置付け

問 8-3. 貴法人の活動において、寄附金はどういった位置付けにありますか。該当する番号全てに を付けてください。(MA)

問 6 において、「寄附金総額」に金額を記入した法人に対して、寄附金が法人の活動においてどのような位置付けとなっているかについて尋ねたところ、「安定した収入源であり活動に不可欠」とする回答が 73.3% (33 件) を占め最も多く、次いで「活動のPRの役割を担う」が 28.9% (13 件)、「寄附金収入は不安定なので、主要な収入源としては位置付けていない」が 11.1% (5 件) となっている。

その他の回答内容としては、「不安定な収入源だが、活動には不可欠」、「今後、より安定した収入源にするべく増額に努めるべきもの」、「法人(企業)からの寄附金拡大のために、認定資格を活用したいが、成果を得るためには時間と努力を要す」などの意見が挙がっている。



その他の意見(抜粋)

- ・ 今後の活動継続のためにかかせないもの。補助金、助成金では賄えない管理費の貴重な財源。
- ・ 今後、より安定した収入源にするべく増額に努めるべきもの。
- ・ 寄附金は拠出金として拠出する。
- ・ 寄附金収入は不安定だが、活動に不可欠なもの。そのため、認定を受けて少しでも安定化させたい。
- ・ 不景気の中、益々厳しくなるだろう。
- ・ 安定した収入源ではないが、活動に不可欠なものとして主要な収入源として位置づけている。

(4) 補助金・助成金

問9. 問6-1の「補助金・助成金」に金額を記入された法人の方にお尋ねします。
下記の提供元ごとに、受けている件数と合計金額についてご記入ください。(数量)

問6において、「補助金・助成金」に金額を記入した法人(前事業年度41件、前々事業年度40件)のうち無回答を除く法人について、「補助金・助成金」の提供元の内訳を提供件数及び合計金額各々について尋ねた。提供件数では、財団法人や社団法人などの公益法人や、地方公共団体が多くなっている。合計金額では、国、国際機関からによるものが、1法人あたり平均値、1法人あたり中央値、1件あたり平均のいずれについても、他の項目と比べて高くなっている。

補助金・助成金の内訳 - 前々事業年度 -

	有効回答数		前々事業年度					
	法人数	比率 (%)	1法人あたり平均値		1法人あたり中央値		1件あたり平均	
			件数 件	合計金額 円	件数 件	合計金額 円	平均値 円	中央値 円
国から提供	9	36.0	1.3	213,853,889	1.0	12,754,511	206,333,631	12,754,511
地方公共団体から提供	9	20.0	1.2	1,471,405	1.0	555,505	1,232,076	555,505
国際機関から提供	5	28.0	1.6	23,115,881	1.0	12,079,446	13,508,325	12,079,446
独立行政法人から提供	7	0.0	1.6	8,619,040	1.0	6,977,417	6,449,741	5,500,000
国立大学法人から提供	0	0.0						
大学共同利用機関法人から提供	0	4.0						
特殊法人から提供	1	60.0	1.0	15,888,920	1.0	15,888,920	15,888,920	15,888,920
財団法人や社団法人などの公益法人から提供	15	0.0	2.5	3,366,085	2.0	2,000,000	1,306,337	1,085,846
学校法人から提供	0	16.0						
社会福祉法人から提供	4	0.0	1.5	1,225,000	1.5	1,250,000	925,000	1,000,000
医療法人から提供	0	20.0						
特定非営利活動法人から提供	5	24.0	6.0	931,453	2.0	800,000	384,899	400,000
企業から提供	6	36.0	1.8	1,436,352	2.0	575,000	1,015,133	412,500
その他から提供	9		1.9	1,924,156	1.0	2,000,000	1,368,730	1,029,647
無回答	2	-						
全体	27	-						

補助金・助成金の内訳 - 前事業年度 -

	有効回答数		前事業年度					
	法人数	比率 (%)	1法人あたり平均値		1法人あたり中央値		1件あたり平均	
			件数 件	合計金額 円	件数 件	合計金額 円	平均値 円	中央値 円
国から提供	8	29.6	1.9	119,650,493	1.5	41,555,274	77,282,809	24,293,501
地方公共団体から提供	11	40.7	1.5	4,182,996	1.0	1,000,000	2,158,304	1,000,000
国際機関から提供	4	14.8	2.0	25,931,251	2.0	11,827,195	12,175,167	10,594,250
独立行政法人から提供	6	22.2	1.2	5,443,426	1.0	5,202,223	4,864,500	4,481,339
国立大学法人から提供	0	0.0						
大学共同利用機関法人から提供	0	0.0						
特殊法人から提供	2	7.4	1.0	2,426,000	1.0	2,426,000	2,426,000	2,426,000
財団法人や社団法人などの公益法人から提供	17	63.0	2.0	3,165,214	1.0	1,790,000	1,815,066	1,000,000
学校法人から提供	1	3.7	1.0	500,000	1.0	500,000	500,000	500,000
社会福祉法人から提供	3	11.1	1.3	333,333	1.0	400,000	266,667	200,000
医療法人から提供	0	0.0						
特定非営利活動法人から提供	7	25.9	3.3	1,164,290	1.0	1,000,000	894,172	800,038
企業から提供	6	22.2	1.5	2,089,276	1.5	1,936,000	1,725,840	1,198,500
その他から提供	8	29.6	1.8	2,049,063	1.0	1,500,000	1,414,447	984,397
無回答	1	-						
全体	28	-						

1法人あたり平均値、1法人あたり中央値は1法人あたりの合計値に対する値
1件あたり平均は、補助金・助成金の合計金額÷件数

3. 活動及び財務状況について

提供元毎に、「補助金・助成金」の受け入れ額についての分布状況をみると、国からの「補助金・助成金」が、他の提供元と比較して、より高額なレンジに多く分布している。なお、1,000万円以上のレンジには、国、地方公共団体の他にも、国際機関、財団法人や社団法人などの公益法人が提供元であるものがあるが、件数は少ない。総じてみると、「100万円以上500万円未満」のレンジが多くなっている。

提供元別にみた補助金・助成金の分布 - 前々事業年度 -

	有効回答数	1円以上100万円未満	100万円以上500万円未満	500万円以上1000万円未満	1000万円以上2000万円未満	2000万円以上3000万円未満	3000万円以上5000万円未満	5000万円以上
国から提供	9	1	1	2	1	0	1	3
地方公共団体から提供	9	5	3	1	0	0	0	0
国際機関から提供	5	0	0	2	1	1	0	1
独立行政法人から提供	7	0	2	3	2	0	0	0
国立大学法人から提供	0	0	0	0	0	0	0	0
大学共同利用機関法人から提供	0	0	0	0	0	0	0	0
特殊法人から提供	1	0	0	0	1	0	0	0
財団法人や社団法人などの公益法人から提供	15	4	8	2	1	0	0	0
学校法人から提供	0	0	0	0	0	0	0	0
社会福祉法人から提供	4	1	3	0	0	0	0	0
医療法人から提供	0	0	0	0	0	0	0	0
特定非営利活動法人から提供	5	4	1	0	0	0	0	0
企業から提供	6	4	2	0	0	0	0	0
その他から提供	9	4	4	1	0	0	0	0

提供元別にみた補助金・助成金の分布 - 前事業年度 -

	有効回答数	1円以上100万円未満	100万円以上500万円未満	500万円以上1000万円未満	1000万円以上2000万円未満	2000万円以上3000万円未満	3000万円以上5000万円未満	5000万円以上
国から提供	8	0	1	0	2	1	0	4
地方公共団体から提供	11	5	4	0	1	1	0	0
国際機関から提供	4	0	0	1	2	0	0	1
独立行政法人から提供	6	0	3	3	0	0	0	0
国立大学法人から提供	0	0	0	0	0	0	0	0
大学共同利用機関法人から提供	0	0	0	0	0	0	0	0
特殊法人から提供	2	1	1	0	0	0	0	0
財団法人や社団法人などの公益法人から提供	17	5	8	2	2	0	0	0
学校法人から提供	1	1	0	0	0	0	0	0
社会福祉法人から提供	3	3	0	0	0	0	0	0
医療法人から提供	0	0	0	0	0	0	0	0
特定非営利活動法人から提供	7	3	4	0	0	0	0	0
企業から提供	6	3	3	0	0	0	0	0
その他から提供	8	3	5	0	0	0	0	0

(5) 特定非営利活動事業による収入

事業収入が多い特定非営利活動事業の分野

問 10. 問 6-1 の「事業による収入」に金額を記入した法人の方にお尋ねします。

問 10-1. 定款に記載した特定非営利活動の事業の中で、事業収入が大きい上位3つの事業名及びその事業に最も関連すると思われる特定非営利活動の分野について、下記に記載した17分野の番号でご記入ください。(SA)

問 6 において、「特定非営利活動事業による収入」に金額を記入した法人（前事業年度）に対して、定款に記載した特定非営利活動の事業の内、事業収入が大きい上位3つの活動分野について尋ねたところ、1位としてあげられた分野のうち、「保険・医療又は福祉の増進を図る活動」と「環境の保全を図る活動」が最も多くなっている。その他の分野は比較的分散しているが、「社会教育の推進を図る活動」、「国際協力の活動」、「子どもの健全育成を図る活動」などが次に多く挙げられている。

特定非営利活動事業の内、収入が多い活動分野(上位3つ) - 前事業年度 -

< SA >

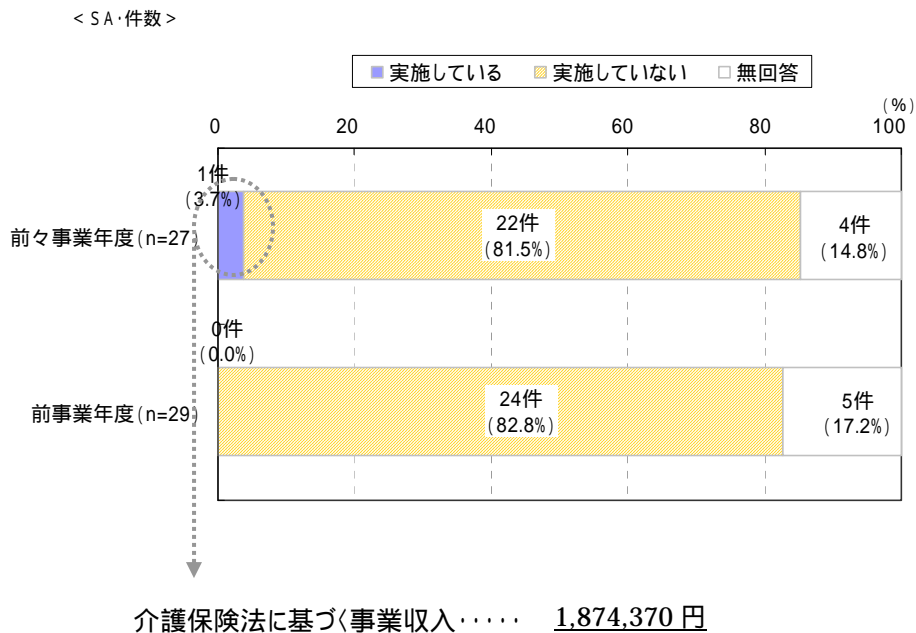
号数	活動分野	1位		2位		3位	
		法人数	構成比 (%)	法人数	構成比 (%)	法人数	構成比 (%)
1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	6	33.3	4	22.2	3	16.7
2	社会教育の推進を図る活動	3	16.7	1	5.6	1	5.6
3	まちづくりの推進を図る活動	1	5.6	0	0.0	0	0.0
4	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	1	5.6	2	11.1	0	0.0
5	環境の保全を図る活動	6	33.3	4	22.2	2	11.1
6	災害救援活動	1	5.6	0	0.0	0	0.0
7	地域安全活動	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	1	5.6	2	11.1	2	11.1
9	国際協力の活動	3	16.7	1	5.6	1	5.6
10	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	0	0.0	0	0.0	0	0.0
11	子どもの健全育成を図る活動	3	16.7	1	5.6	0	0.0
12	情報化社会の発展を図る活動	0	0.0	0	0.0	0	0.0
13	科学技術の振興を図る活動	1	5.6	0	0.0	0	0.0
14	経済活動の活性化を図る活動	0	0.0	0	0.0	0	0.0
15	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	0	0.0	0	0.0	0	0.0
16	消費者の保護を図る活動	0	0.0	0	0.0	0	0.0
17	上記活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	0	0.0	2	11.1	1	5.6
	無回答	11	-	11	-	11	-
	全体	29	100.0	29	100.0	29	100.0

介護保険法に基づく事業の実施状況

問 10. 問 6-1 の「事業による収入」に金額を記入した法人の方にお尋ねします。
 問 10-2. 介護保険法に基づく事業の実施の有無について、「1」、「2」のいずれかに を付け、「1」の場合はその事業収入の金額を
 ご記入ください。(SA・数量)

問 6 において、「特定非営利活動事業による収入」に金額を記入した法人(前事業年度・前々事業年度共に 40 件)に対して、介護保険法に基づく事業の実施状況について尋ねたところ、前事業年度において「実施している」と回答した法人はなかった。なお、前々年事業年度では「実施している」と回答した法人が 1 件あり、介護保険法に基づく事業収入は 187 万 4,370 円となっている。なお、特定非営利活動法人向けの調査結果(P55 参照)で、介護保険法に基づく事業を「実施している」と回答した法人は約 2 割を占めていたことと比較すると、著しく少ないといえる。これは、介護保険法に基づく事業を実施する場合、PST の分母である総収入額が相対的に大きくなりやすいことが理由として考えられる。

介護保険法に基づく事業の実施状況



(6) 委託事業費

問 11. 問 6-1 の「事業による収入」に金額を記入され、事業収入のうち委託事業による収入がある法人の方にお尋ねします。下記の委託元ごとに、受けている件数と合計金額についてご記入ください。(数量)

問 6 において、「特定非営利活動事業による収入」に金額を記入した法人のうち、委託事業による収入がある法人に対して、委託元ごとに受けている件数と合計金額について尋ねたところ、前事業年度で 19 件、前々事業年度で 16 件の法人から回答を得ている。

件数が多いもののうち、平均額で見ると、独立行政法人によるものが 1,300 万円以上、国からの委託が 1,100 万円～1,200 万円弱となっており、1 法人あたり中央値、1 件あたり平均共に、独立行政法人、国から委託される金額は他の委託元と比較して金額が大きくなっている。

委託事業の委託元内訳 - 前々事業年度 -

	有効回答数		前々事業年度					
	法人数	比率 (%)	1法人あたり平均値		1法人あたり中央値		1件あたり平均	
			件数 件	合計金額 円	件数 件	合計金額 円	平均値 円	中央値 円
国から委託	5	31.3	1.2	12,915,094	1.0	6,129,599	12,302,134	5,103,380
地方公共団体から委託	10	62.5	1.8	4,234,928	1.0	2,879,500	2,736,412	1,801,667
国際機関から委託	1	6.3	1.0	9,733,346	1.0	9,733,346	9,733,346	9,733,346
独立行政法人から委託	4	25.0	2.0	13,450,758	2.0	7,728,071	7,059,610	7,728,071
国立大学法人から委託	1	6.3	2.0	770,000	2.0	770,000	385,000	385,000
大学共同利用機関法人から委託	0	0.0						
特殊法人から委託	0	0.0						
財団法人や社団法人などの公益法人から委託	2	12.5	1.0	1,416,670	1.0	1,416,670	1,416,670	1,416,670
学校法人から委託	1	6.3	1.0	450,000	1.0	450,000	450,000	450,000
社会福祉法人から委託	1	6.3	1.0	45,224,000	1.0	45,224,000	45,224,000	45,224,000
医療法人から委託	0	0.0						
特定非営利活動法人から委託	0	0.0						
企業から委託	2	12.5	9.0	5,260,070	9.0	5,260,070	1,257,160	1,257,160
その他から委託	1	6.3	22.0	8,696,000	22.0	8,696,000	395,273	395,273

委託事業の委託元内訳 - 前事業年度 -

	有効回答数		前事業年度					
	法人数	比率 (%)	1法人あたり平均値		1法人あたり中央値		1件あたり平均	
			件数 件	合計金額 円	件数 件	合計金額 円	平均値 円	中央値 円
国から委託	6	31.6	1.2	11,478,516	1.0	5,202,751	10,986,391	3,750,000
地方公共団体から委託	10	52.6	2.0	4,147,814	1.0	1,212,675	2,082,323	786,000
国際機関から委託	0	0.0						
独立行政法人から委託	4	21.1	1.5	13,708,395	1.0	9,246,251	7,688,215	8,260,839
国立大学法人から委託	2	10.5	4.0	2,453,963	4.0	2,453,963	1,928,534	1,928,534
大学共同利用機関法人から委託	0	0.0						
特殊法人から委託	0	0.0						
財団法人や社団法人などの公益法人から委託	1	5.3	1.0	2,279,400	1.0	2,279,400	2,279,400	2,279,400
学校法人から委託	1	5.3	4.0	630,000	4.0	630,000	157,500	157,500
社会福祉法人から委託	1	5.3	1.0	45,224,000	1.0	45,224,000	45,224,000	45,224,000
医療法人から委託	0	0.0						
特定非営利活動法人から委託	2	10.5	1.5	3,575,323	1.5	3,575,323	3,362,661	3,362,661
企業から委託	3	15.8	4.7	3,858,058	2.0	3,224,952	1,694,808	1,612,476
その他から委託	1	5.3	23.0	7,441,000	23.0	7,441,000	323,522	323,522

1 法人あたり平均値、1 法人あたり中央値は 1 法人あたりの合計値に対する値
1 件あたり平均は、補助金・助成金の合計金額 ÷ 件数

3. 活動及び財務状況について

委託元毎に委託事業費の分布状況についてみると、1000万円以上の高額区分に分布があるのは、国、独立行政法人、地方公共団体、社会福祉法人であるが件数は少なく、総じてみると、「100万円以上500万円未満」のレンジが多くなっている。

委託元別にみた委託事業費の分布 - 前々事業年度 -

	有効回答数	1円以上 100万円 未満	100万円以上 500万円 未満	500万円以上 1000万円 未満	1000万円以上 2000万円 未満	2000万円以上 3000万円 未満	3000万円以上 5000万円 未満	5000万円 以上
国から委託	5	0	1	2	0	2	0	0
地方公共団体から委託	10	2	5	1	2	0	0	0
国際機関から委託	1	0	0	1	0	0	0	0
独立行政法人から委託	4	0	1	2	0	0	1	0
国立大学法人から委託	1	1	0	0	0	0	0	0
大学共同利用機関法人から委託	0	0	0	0	0	0	0	0
特殊法人から委託	0	0	0	0	0	0	0	0
財団法人や社団法人などの公益法人から委託	2	1	1	0	0	0	0	0
学校法人から委託	1	1	0	0	0	0	0	0
社会福祉法人から委託	1	0	0	0	0	0	1	0
医療法人から委託	0	0	0	0	0	0	0	0
特定非営利活動法人から委託	0	0	0	0	0	0	0	0
企業から委託	2	0	1	1	0	0	0	0
その他から委託	1	0	0	1	0	0	0	0

委託元別にみた委託事業費の分布 - 前事業年度 -

	有効回答数	1円以上 100万円 未満	100万円以上 500万円 未満	500万円以上 1000万円 未満	1000万円以上 2000万円 未満	2000万円以上 3000万円 未満	3000万円以上 5000万円 未満	5000万円 以上
国から委託	6	1	2	1	0	1	1	0
地方公共団体から委託	10	3	4	1	2	0	0	0
国際機関から委託	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人から委託	4	1	1	0	1	0	1	0
国立大学法人から委託	2	0	2	0	0	0	0	0
大学共同利用機関法人から委託	0	0	0	0	0	0	0	0
特殊法人から委託	0	0	0	0	0	0	0	0
財団法人や社団法人などの公益法人から委託	1	0	1	0	0	0	0	0
学校法人から委託	1	1	0	0	0	0	0	0
社会福祉法人から委託	1	0	0	0	0	0	1	0
医療法人から委託	0	0	0	0	0	0	0	0
特定非営利活動法人から委託	2	1	0	1	0	0	0	0
企業から委託	3	0	2	1	0	0	0	0
その他から委託	1	0	0	1	0	0	0	0

(7) 法人税法上の収益事業

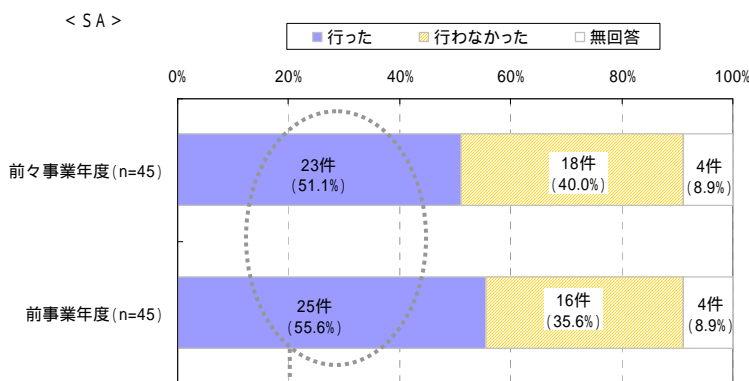
法人税法上の収益事業の実施状況

問 12. 法人税法上の収益事業についてお尋ねします。

問 12-1. 貴法人は、前事業年度、前々事業年度それぞれにおいて、法人税法上の収益事業を実施しましたか。「1」、「2」のいずれかに付けてください。また、「1」を選択された法人は、行った収益事業の番号を下記の34業種の表より選択し、ご記入ください。(SA)

法人税法上の収益事業の実施状況について尋ねたところ、「行った」と回答した法人が前事業年度で55.6%（25件）、前々事業年度で51.1%（23件）を占め、行った収益事業の内容をみると、前事業年度、前々事業年度共に「物品販売業」、「請負業」が多く、両者合わせて8割弱を占めている。

法人税法上の収益事業の実施状況



< SA >

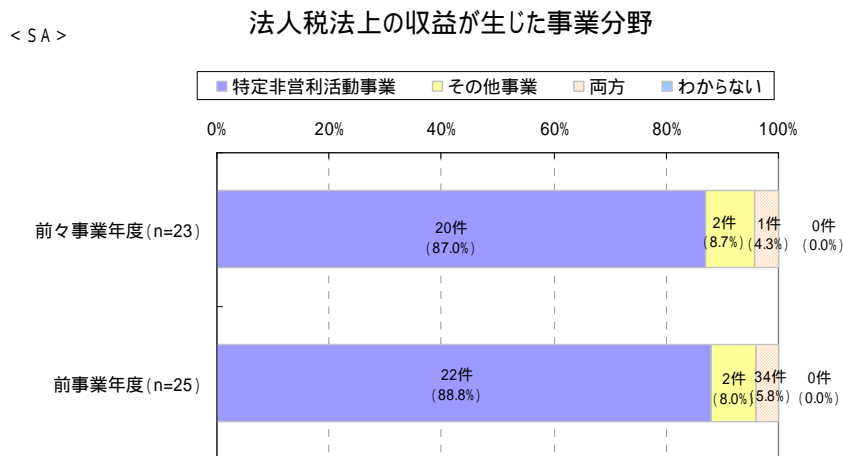
行った法人税法上の収益事業

	前々事業年度		前事業年度	
	法人数 件	比率 %	法人数 件	比率 %
1 物品販売業	10	43.5	11	44.0
2 不動産販売業	0	0.0	0	0.0
3 金銭貸付業	0	0.0	0	0.0
4 物品貸付業	1	4.3	1	4.0
5 不動産貸付業	1	4.3	1	4.0
6 製造業	0	0.0	0	0.0
7 通信業	0	0.0	0	0.0
8 運送業	0	0.0	0	0.0
9 倉庫業	0	0.0	0	0.0
10 請負業	8	34.8	8	32.0
11 印刷業	0	0.0	0	0.0
12 出版業	2	8.7	2	8.0
13 写真業	0	0.0	0	0.0
14 席貸業	0	0.0	0	0.0
15 旅館業	0	0.0	0	0.0
16 料理店業その他飲食店業	0	0.0	0	0.0
17 周旋業	0	0.0	0	0.0
18 代理業	0	0.0	1	4.0
19 仲立業	0	0.0	0	0.0
20 問屋業	0	0.0	0	0.0
21 鉱業	0	0.0	0	0.0
22 土石採取業	0	0.0	0	0.0
23 浴場業	0	0.0	0	0.0
24 理容業	0	0.0	0	0.0
25 美容業	0	0.0	0	0.0
26 興行業	0	0.0	0	0.0
27 遊技所業	0	0.0	0	0.0
28 遊覧所業	0	0.0	0	0.0
29 医療保険業	1	4.3	1	4.0
30 技芸教授業	0	0.0	0	0.0
31 駐車場業	0	0.0	0	0.0
32 信用保証業	0	0.0	0	0.0
33 無体財産権提供業	0	0.0	0	0.0
34 労働者派遣業	0	0.0	0	0.0
無回答	0	0.0	0	0.0
全体	23	100.0	25	100.0

法人税法上の収益が生じた事業活動分野

問 12-2 問 12-1 で法人税法上の収益事業を「1. 行った」と回答された法人の方にお尋ねします。
 法人税法上の収益は、定款上の特定非営利活動事業とその他事業のどちらから生じましたか、該当する番号ひとつに
 を付けてください(SA)

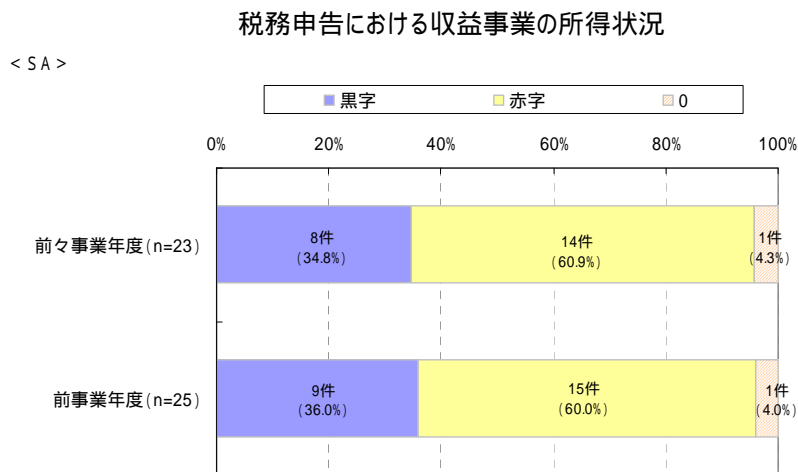
法人税法上の収益事業を「行った」と回答した法人に対して、その収益が、定款上の特定非
 営利活動事業とその他事業のどちらから生じたかについて尋ねたところ、「特定非営利活動事
 業から生じた」と回答した法人が前事業年度では 88.8% (22 件)、前々事業年度においては
 87.0% (20 件) と、どちらも 9 割弱を占めている。



税務申告における収益事業の所得

問 12-3 問 12-1 で法人税法上の収益事業を「1. 行った」と回答された法人の方にお尋ねします。
 前事業年度、前々事業年度のそれぞれにおいて行った税務申告における収益事業の所得について、該当する番号のひ
 とつに を付けてください。(SA)

法人税法上の収益事業における収益状況についてみると、前事業年度で、「赤字」が 60.0%
 (15 件)、「黒字」が 36.0% (9 件)、「0」が 4.0% (1 件) となっている。



4. みなし寄附金制度の活用について

問 13. 問 12-1 で法人税法上の収益事業を「1. 行った」と回答された法人の方にお尋ねします。

貴法人は、認定後、法人税法上の収益事業で得た利益を非収益事業へ繰り入れを行い、みなし寄附金制度を活用しましたか。「1」、「2」のいずれかに を付けてください。(SA)

問 14. 問 13 でみなし寄附金制度「2. 活用しなかった」を選択した法人の方にお尋ねします。

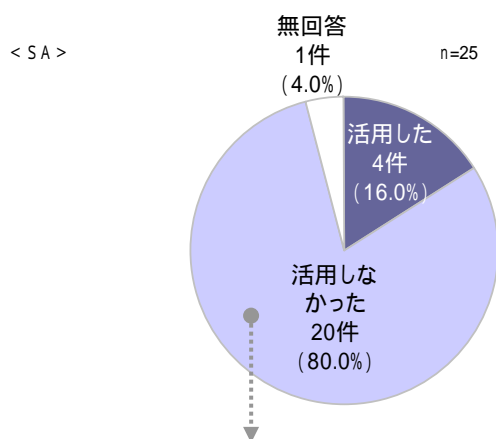
今後、みなし寄附金制度を活用する意向はありますか。該当する番号いずれかに を付けて、「2」または「3」を選択された法人の方はその理由もご記入ください。(SA)

法人税法上の収益事業を行った法人に対して、みなし寄附金制度(特定非営利活動法人認定後に法人税法上の収益事業で得た利益を非収益事業へ繰り入れる制度)を活用したかについて尋ねたところ、「活用した」が 16.0% (4 件)、「活用しなかった」が 80.0% (20 件)となっている。

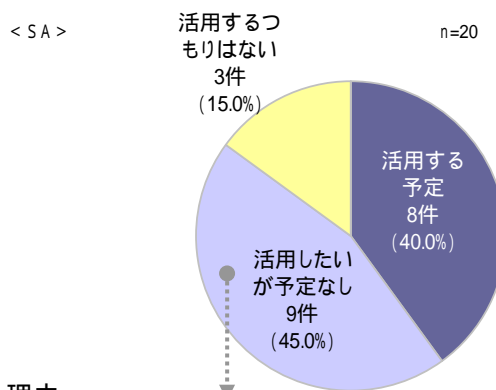
また、「活用しなかった」と回答した法人に対し、今後の活用意向について尋ねたところ、「活用する予定である」が 40.0% (8 件)、「活用したいと思うが、今のところ予定はない」が 45.0% (9 件)、「活用するつもりはない」が 15.0% (3 件)となっている。

なお、「活用したいと思うが、今のところ予定はない」の主な理由として、「税法上の収益事業が収支赤字のため」、「会計が複雑になると聞いているが、現在その余力がない」などが挙げられている。

みなし寄附金制度の活用状況



今後のみなし寄附金制度の活用意向



理由

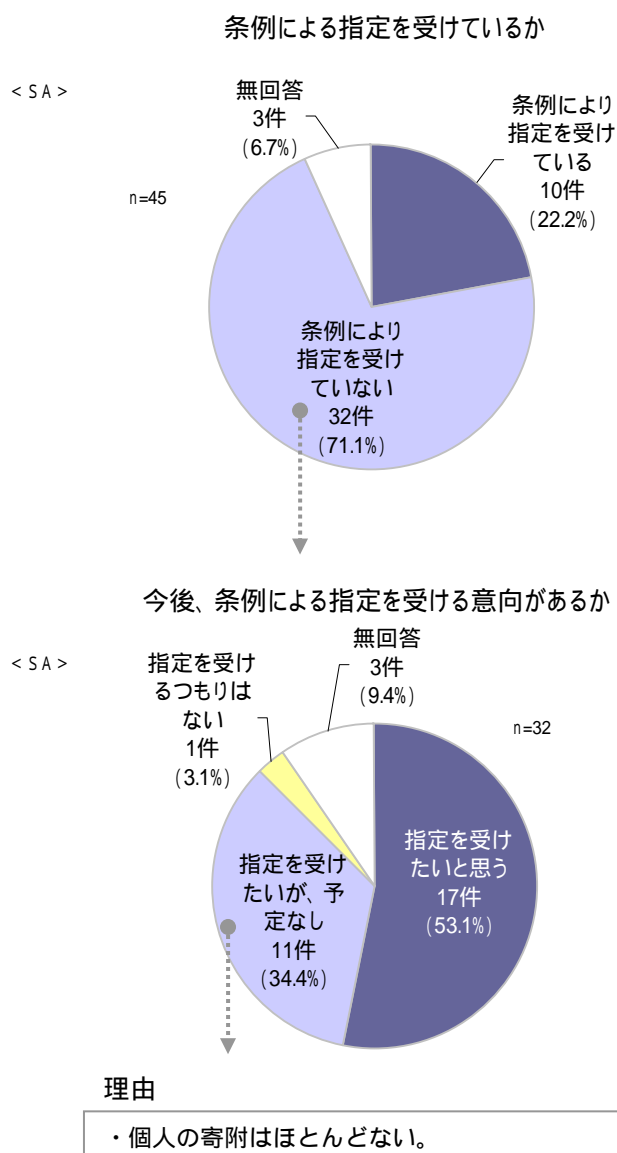
- ・税法上の収益事業の収支が赤字であるため。
- ・認定後最初の収支計算書がまだ未提出のため。
- ・会計が複雑になると聞いているが、現在その余力がない。

5. 個人住民税（地方税）の寄附金控除について

- 問 15. 貴法人は、個人住民税（地方税）の寄附金控除の適用につき、都道府県又は市区町村から条例により指定を受けていますか。
 該当する番号いずれかに を付けてください。また、「1」を選択した法人は、どちらの都道府県又は市区町村から指定を受けているか、合わせてご回答ください。(SA)
- 問 16. 問 15 で「2. 条例により指定を受けていない」を選択した法人にお尋ねします。
 今後、都道府県又は市区町村から条例により指定を受ける意向はありますか。
 該当する番号いずれかに を付けてください。(SA)

個人住民税（地方税）の寄附金控除の適用につき、都道府県又は市区町村から条例により指定を受けているかについて尋ねたところ、「条例により指定を受けている」が 22.2%（10 件）、「条例により指定を受けていない」が 71.1%（32 件）となっている。

また、「条例により指定を受けていない」と回答した法人に対して、今後条例により指定を受ける意向について尋ねたところ、「指定を受けたいと思う」が 53.1%（17 件）、「指定を受けたいが、今のところ予定はない」が 34.4%（11 件）、「指定を受けるつもりはない」が 3.1%（1 件）となっている。その主な理由は、「個人の寄附はほとんどない」ためとなっている。



6. 税制改正（認定要件の緩和等）に対する見解

問 17. 平成13年に認定特定非営利活動法人制度が発足して以来、数次にわたり税制改正が行われ、認定を受けやすくするために、認定要件の緩和などが行われてきました。直近では平成20年に税制改正が行われました。以下の各税制改正項目により、認定を受けやすくなったかどうかについて、該当する番号にひとつに を付けてください。（各 SA）

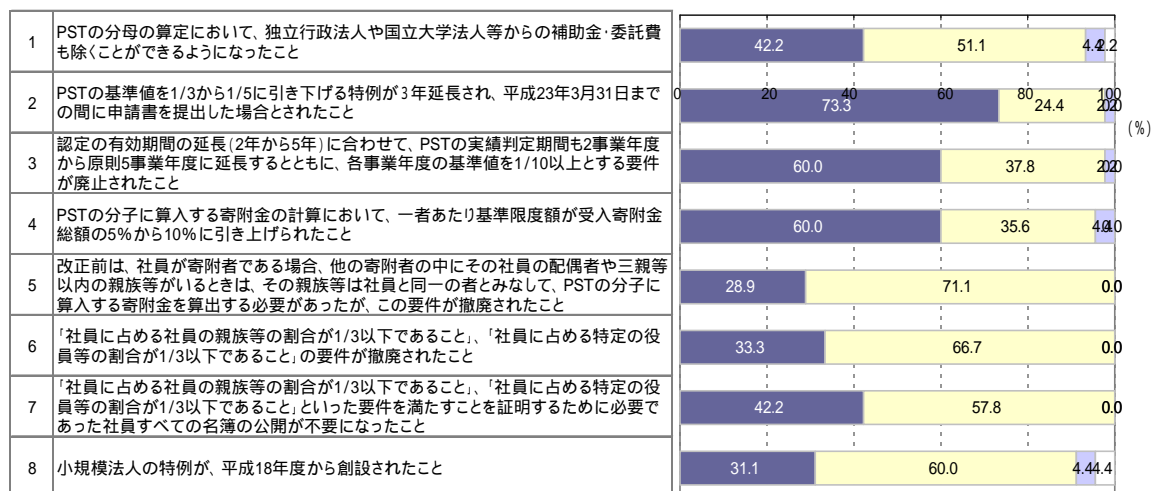
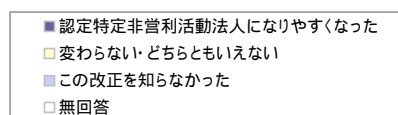
「認定特定非営利活動法人になりやすくなった」と回答した法人が選んだ項目として割合が高いのは、「PST の基準値を 1/3 から 1/5 に引き下げる特例が 3 年延長され、平成 23 年 3 月 31 日までの間に申請書を提出した場合とされたこと」が 73.3%（33 件）で最も多くなっている。次いで「認定の有効期間の延長（2 年から 5 年）に合わせて、PST の実績判定期間も 2 事業年度から原則 5 事業年度に延長するとともに、各事業年度の基準値を 1/10 以上とする要件が廃止されたこと」、「PST の分子に算入する寄附金の計算において、一者あたり基準限度額が受入寄附金総額の 5% から 10% に引き上げられたこと」がいずれも 60.0%（27 件）となっている。

一方、「変わらない・どちらともいえない」と回答した法人が選択した項目として割合が高いのは、「改正前は、社員が寄附者である場合、他の寄附者の中にその社員の配偶者や三親等以内の親族等がいるときは、その親族等は社員と同一の者とみなして、パブリックサポートテストの分子に算入する寄附金を算出する必要があった（いわゆる「親族合算」）が、この要件が撤廃されたこと」71.1%（32 件）、「『社員に占める社員の親族等の割合が 1/3 以下であること』、『社員に占める特定の役員等の割合が 1/3 以下であること』の要件が撤廃されたこと」66.7%（30 件）などとなっている。

各税制改正項目による認定特定非営利活動法人に対するなりやすさに対する見解

< SA >

n=45



7.パブリックサポートテストについて

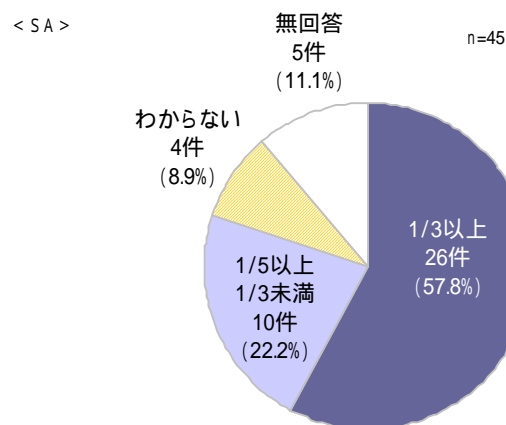
問 18. 前回認定を受けた際のパブリックサポートテストの基準値は、以下のどの範囲にあてはまりますか。いずれかの番号に を付けてください。(SA)

問 19. 次回、再度認定を受ける際に、パブリックサポートテストの基準値を満たすことは難しいと思いますか。いずれかの番号に を付け、その理由もご回答ください。(SA)

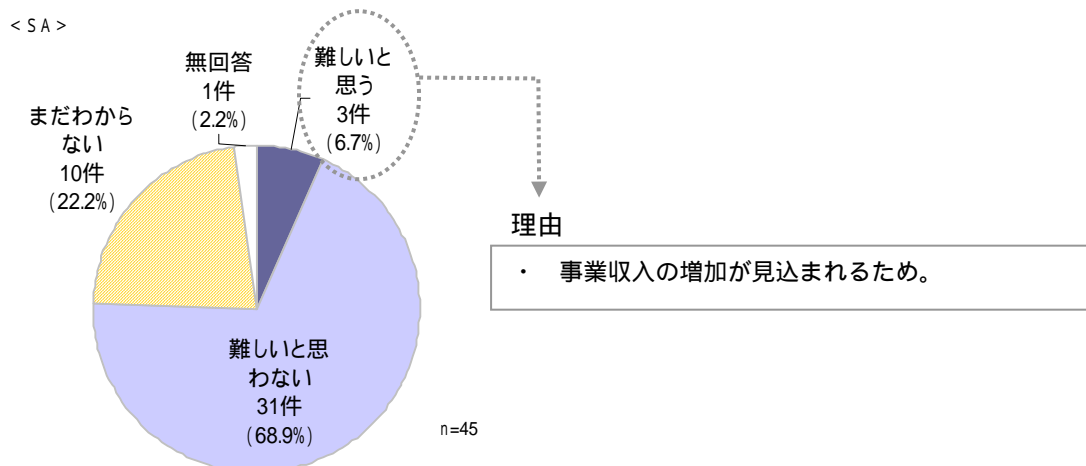
法人が前回認定を受けた際のパブリックサポートテストの基準値について尋ねたところ、「1/3以上」が57.8%（26件）、「1/5以上 1/3未滿」が22.2%（10件）となっている。

また、再度認定を受ける際のパブリックサポートテストの基準値を満たせるかどうかについて尋ねたところ、「難しいと思う」が6.7%（3件）、「難しいと思わない」が68.9%（31件）、「まだわからない」が22.2%（10件）となっている。難しいと感じる主な理由については、「事業収入が増加している（見込まれる）ため」が挙げられている。

前回認定を受けた際の該当するPST基準値範囲



次回、再度認定を受ける際の基準値についての見解



8.申請手続きについて

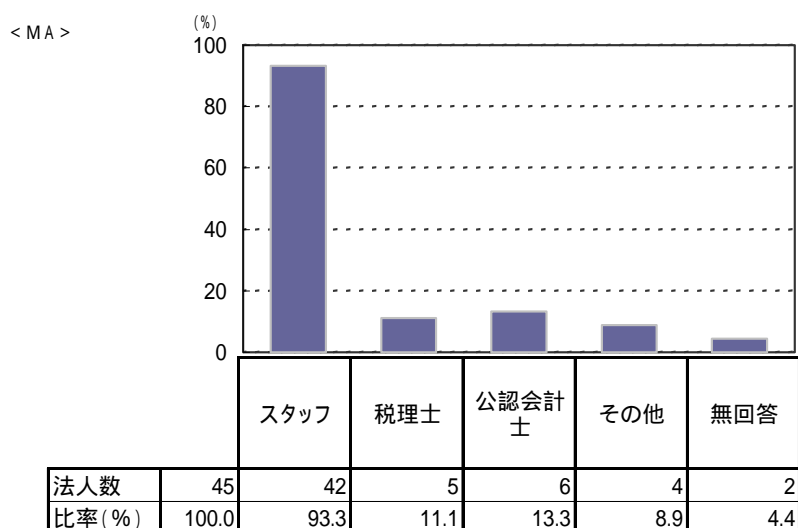
(1) 申請手続きを行ったスタッフ

問 21. 現在の認定を取得するために、申請手続きは誰が行いましたか。
該当する番号全てに を付け、それぞれその人数をご記入ください。(MA / FA)

認定を取得するための申請手続きを誰が行ったかについて尋ねたところ、「スタッフ」が 93.3% (42 件) と最も多くなっている。また、申請手続きを行う人数については、平均人数が 1.9 人、中央値が 1.5 人と、比較的少人数となっている。

その他、「公認会計士」が 13.3% (6 件) 「税理士」が 11.1% (5 件) の順で続いている。

現在の認定を取得するために申請手続きを行った人 / 人数



< FA >

	有効 回答数	平均 人	中央値 人
スタッフ	42	1.9	1.5
税理士	5	1.2	1.0
公認会計士	6	1.2	1.0
その他	4	1.8	1.5

(2) 作成が煩雑な申請書類

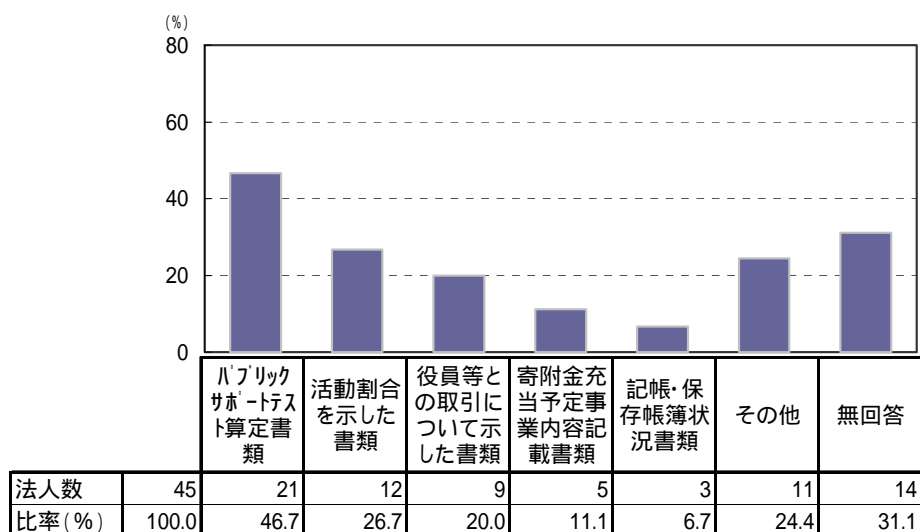
問 22. 申請時にはいくつかの書類の提出が必要ですが、作成が煩雑である書類全てに を付け、その問題点を具体的に記載してください。(MA)

作成が煩雑である書類について尋ねたところ、「パブリックサポートテストの算定に係る書類」が 46.7% (21 件)、次いで「会員等に対する活動の割合を示した書類」26.7% (12 件)、「役員、社員、従業員又は寄附者との取引について示した書類」20.0% (9 件)、「寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類」11.1% (5 件)となっている。

作成が煩雑な書類の具体的な問題点としては、「用語の定義がわかりにくい」、「書類の記載要項がわかりにくい」、「記入項目が多くて手間がかかる」などが挙げられている。

< MA >

作成が煩雑である申請書類



作成が煩雑である書類の問題点(自由回答)

<FA>

申請書類	主な問題点の例(自由回答)
パブリックサポートテストの算定に係る書類	<ul style="list-style-type: none"> ・用語が指している数字の定義や計算の仕方がわかりにくい。 ・分子、分母から控除する金額が多岐にわたり煩雑。 ・記入項目のページや種類が多く煩雑。 ・過去5年分までさかのぼって資料作成する負担が大きい。 ・寄附・賛助会費を個人毎に集計をかけるのに手間がかかる。住所入りのデータを求められるので、住所録との照合も必要となり、時間がかかる。 ・会員・寄付金の収入データが多く、ボリュームが大きいため整理に時間がかかる。 ・補助金・助成金・寄附金の算定が入金ベースである。
寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・受け入れた寄付金の明細第1表、付表の数字の定義と入れ方・各欄の関連がよくわからない。
会員等に対する活動の割合を示した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・記載要領がわかりにくい。 ・活動に係る金額の算出が困難。例えば、会の事業が、会員・非会員の区別なしに行ったとき(例えば講演会等)参加者の氏名を完全に把握出来ないことがあり、割合は出せない。 ・共益的活動の定義が判りにくい。 ・すべての事業活動に係る金額(第2表)の算出資料をそろえるのは負担。 ・「会員」と呼ぶ対象者の線引きが難しい。
記帳及び保存している帳簿の状況を示した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・一覧表を作成するのが大変。
役員、社員、従業員又は寄附者との取引について示した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・取引の範囲がどこまでを指すかが不明確である。 ・資産の譲渡、役務の提供と年月日とその価額の個別明細等5年分の取引を整理するのに手間がかかる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・名寄せ作業に大変労力がかかる。非公開とは言え、5年分を一つの表にまとめるのは大変で、寄附者が故人となったり、転居して住所がわからない場合もあるほか、寄附した日時を複数回の場合にどう処理するか等、不明な点が多い。 ・申請書以外の提出を求められる書類が多く、本来活動に支障がでる。審査期間中の拘束がスタッフの大きな負担になっている。 ・書類の種類が多すぎる。 ・海外現地スタッフの給与受給者数の把握が煩雑。

9. 認定後の運営について

問 23. 今後、認定特定非営利活動法人としてどのような事業活動や広報活動を計画していますか。ご記入ください。(FA)

今後どのような事業活動や広報活動を行っていくか具体的に尋ねたところ、法人の事業内容に加え、認定特定非営利活動法人制度の内容を周知して寄附者への税制優遇措置があるということ積極的にアピールし、より多くの寄附が集まるようにしたいといった回答が多く見られた。

主な広報手段としては、ホームページによる情報提供、シンポジウム等のイベント開催、出版物等が挙げられた。このほか、認定特定非営利活動法人制度自体の社会における信頼性を確保するために努力したいといった意見もあった。

資料: アンケート調査票

．はじめに、貴法人の概要についてお尋ねします。

問1．お差し支えなければ、貴法人およびご回答者名・連絡先をご記入ください。

[2009年1月1日現在でご記入ください]

貴法人名			
事務所所在地 (主たる事務所)			
ご回答者氏名		役職名	
連絡先	TEL		FAX
	e-mail		

問2．貴法人の活動分野についてお尋ねします。

特定非営利活動促進法別表に掲げる特定非営利活動の分野のうち、貴法人の定款上に記載されている活動分野及び実際に活動している分野について、下表の区分により、該当する番号全てに を付けてください。

(1) 定款上に記載されている分野

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17

(2) 実際に活動している分野

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17

<特定非営利活動促進法別表に掲げる活動分野>

- 1．保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2．社会教育の推進を図る活動
- 3．まちづくりの推進を図る活動
- 4．学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5．環境の保全を図る活動
- 6．災害救援活動
- 7．地域安全活動
- 8．人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9．国際協力の活動
- 10．男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11．子どもの健全育成を図る活動
- 12．情報化社会の発展を図る活動
- 13．科学技術の振興を図る活動
- 14．経済活動の活性化を図る活動
- 15．職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 16．消費者の保護を図る活動
- 17．上記活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

問3．貴法人が設立された年月（設立登記した年月）はいつですか。

平成 _____ 年 _____ 月

問4．貴法人は回答日現在において、設立何期目ですか。

_____ 期目

問5．貴法人の現在の所轄庁について、該当する番号ひとつに を付けてください。
また、「2」を選択した法人は、都道府県名までご記入ください。

1．内閣府
2．都道府県 （都道府県名： _____）

問6．貴法人が特定非営利活動事業を行う区域についてお尋ねします。

問6-1. 貴法人が特定非営利活動事業を行う区域について、該当する番号ひとつに を付けてください。

1．ひとつの市町村及び東京都の特別区内において事業を行っている
2．ひとつの都道府県内において、複数の市町村（東京都にあっては複数の特別区を含む）にわたって事業を行っている
3．日本国内において、複数の都道府県にわたって事業を行っている。（4を除く）
4．日本国内において、全国にわたって事業を行っている

問6-2. 貴法人は海外において、特定非営利活動事業を行っていますか。
該当する番号ひとつに を付けてください。

1．行っている
2．行っていない

問7. 貴法人の会員（社員 1 と社員以外の会員 2）と役員（理事と監事）の数をご記入ください。

なお、会員については、個人と団体（企業やその他の法人などを含む）の別にご記入ください。

また、団体会員のなかに、特定非営利活動法人及び公益法人 3 が含まれる場合はその団体数をご記入ください。

	会員		役員	
	社員 (いわゆる正会員)	社員以外の会員 (賛助会員等)	理事	監事
個人	人	人	人	人
団体	団体	団体	X	X
	うち特定非営利活動法人	うち特定非営利活動法人		
	団体	団体		
	うち公益法人	うち公益法人		

注) 前事業年度末時点の数字をご記入ください。

- 1 社員とは、特定非営利活動促進法上の社員のことで、総会で議決権を有するいわゆる正会員を指します。(以下同じです)
- 2 社員以外の会員とは、総会で議決権の無い会員全てを指します。
(例：賛助会員、名誉会員、特別会員、ジュニア会員等)
- 3 平成20年12月より新しい公益法人制度が施行されておりますが、ここでは、旧制度における公益法人を指します。(以下同じです)

．活動及び財務状況について

問 8 . 貴法人が所轄庁に提出した収支計算書に基づき、前事業年度及び前々事業年度の、**定款上の特定非営利活動事業と定款上のその他事業(特定非営利活動以外の事業)**のそれぞれの収支金額を、以下の科目にしたがってご記入ください。(一般に、所轄庁に提出した収支計算書は区分経理されています。)

問 8-1 . 定款上の特定非営利活動事業の収支金額

【収入部門】

	前事業年度 (年 月 日 ~ 年 月 日)	前々事業年度 (年 月 日 ~ 年 月 日)
会費収入 (入会金および会費)	円	円
寄附金総額 (補助金・助成金は除く)	円	円
補助金・助成金 (国・地方公共団体・国際機関・財団法人や社団法人などの公益法人・独立行政法人・企業等から)	円	円
事業による収入 (~ を除く、特定非営利活動事業による収入。国等からの委託の対価としての収入を含む。)	円	円
その他収入 (科目名 :)	円	円
上記 ~ の合計	円	円

【支出部門】

	前事業年度	前々事業年度
事業費	円	円
管理費	円	円
その他支出 (科目名 :)	円	円
上記 ~ の合計	円	円

問 8-2 . 定款上のその他の事業（特定非営利活動以外の事業）の収支金額

【収入部門】

	前事業年度 (年 月 日 ~ 年 月 日)	前々事業年度 (年 月 日 ~ 年 月 日)
事業による収入 (その他の事業による収入)	円	円
その他収入 (科目名 :)	円	円
上記 ~ の合計	円	円

【支出部門】

	前事業年度	前々事業年度
事業費	円	円
管理費	円	円
その他支出 (科目名 :)	円	円
上記 ~ の合計	円	円

問9. 問8-1の「会費収入」に回答された法人の方にお尋ねします。

貴法人の会費収入について、記入例に従って以下の表にご記入ください。

また、会費を支払った会員に対して財・サービスの提供内容がない場合は、「なし」とご記入ください。

- ・ 社員とは、特定非営利活動促進法上の社員のことで、総会で議決権を有するいわゆる正会員を指します。(以下同じです)
- ・ 社員以外の会員とは、総会で議決権の無い会員全てを指します(例：賛助会員、名誉会員、特別会員、ジュニア会員等)。
- ・ 会員数は、人・団体を合計した数をご記入ください。単位は団体も含めて「人」で教えてください。
- ・ 入会金と会費の金額は前事業年度末時点のものをご記入ください。
- ・ 会費は、一年間の会費金額をご記入ください。例えば、1ヶ月 1,000 円の会費を定めている場合は、年会費は 12,000 円としてご記入ください。
- ・ 口数制度(例:一口 1,000 円で 3 口以上)を設けている法人におかれましては、金額に 3,000 円以上と記入し、下に一口 1,000 円とご記入ください。

記入例

会員の種類	会員数	入会金	年会費等の額	財・サービスの提供内容
社員の名称 (記入例 正会員)	50人 (団体含む)	10,000円	12,000円	会報(月1回)
社員以外の会員名称 (記入例 賛助会員)	40人 (団体含む)	0円	10,000円	会報(月1回)、セミナー受講料の1回分の免除
社員以外の会員名称 (記入例 特別会員)	30人 (団体含む)	0円	3,000円以上 1円 一口1,000円	会報(月1回)

【回答欄】

会員の種類	会員数	入会金	年会費等の額	財・サービスの提供内容
社員の名称 ()	人 (団体含む)	円	円	
社員以外の会員名称 ()	人 (団体含む)	円	円	
社員以外の会員名称 ()	人 (団体含む)	円	円	
社員以外の会員名称 ()	人 (団体含む)	円	円	

問 10. 問 8-1 の「 寄附金総額」に金額を記入した法人の方へお尋ねします。

問 10- 1 . 寄附金総額のうち、個人から受け入れた寄附金の内訳について、寄附者 1 者あたりの年間寄附金額に基づき、次の表の区分にしたがって、それぞれの人数と合計金額をご記入ください。

例えば、3,000 円の寄附した人が 3 人いた場合、表の中の「 1 者あたり 1 千円以上 5 千円以下のもの」の欄に「 3 人」、「 9,000 円」とご記入ください。

また、寄附者の人数が分からない場合は人数欄に「不明」とお書きください。

区 分	前事業年度		前々事業年度	
	人	円	人	円
1 者あたり 1 0 0 万円超のもの				
1 者あたり 1 0 万円超 1 0 0 万円以下のもの				
1 者あたり 5 千円超 1 0 万円以下のもの				
1 者あたり 1 千円以上 5 千円以下のもの				
1 者あたり 1 千円未満のもの				
寄附者の氏名が不明なもの				
計				

問 10-2 . 貴法人の活動において、寄附金はどういった位置付けにありますか。

該当する番号全てに を付けてください。

- 1 . 安定した収入源であり、活動に不可欠なものである
- 2 . 寄附金収入は不安定なので、主要な収入源としては位置付けていない
- 3 . 特定非営利活動法人としての活動の P R の役割を担っている
- 4 . その他

問 11 . 問 8-1 の「 補助金・助成金」に金額を記入された法人の方にお尋ねします。

下記の提供元ごとに、受けている件数と合計金額についてご記入ください。

補助金・助成金

補助金・助成金の提供元	前事業年度		前々事業年度	
	件数	金額	件数	金額
国から提供	件	円	件	円
地方公共団体から提供	件	円	件	円
国際機関から提供	件	円	件	円
独立行政法人から提供	件	円	件	円
国立大学法人から提供	件	円	件	円
大学共同利用機関法人から提供	件	円	件	円
特殊法人から提供	件	円	件	円
財団法人や社団法人などの公益法人から提供	件	円	件	円
学校法人から提供	件	円	件	円
社会福祉法人から提供	件	円	件	円
医療法人から提供	件	円	件	円
特定非営利活動法人から提供	件	円	件	円
企業から提供	件	円	件	円
その他から提供	件	円	件	円

大学共同利用機関法人とは、人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構をいう。

問 13. 問 8-1 の「事業による収入」に金額を記入され、事業収入のうち委託事業による収入がある法人の方にお尋ねします。下記の委託元ごとに、受けている件数と合計金額についてご記入ください。

委託事業費

補助金・助成金の委託元	前事業年度		前々事業年度	
	件数	金額	件数	金額
国から委託	件	円	件	円
地方公共団体から委託	件	円	件	円
国際機関から委託	件	円	件	円
独立行政法人から委託	件	円	件	円
国立大学法人から委託	件	円	件	円
大学共同利用機関法人から委託	件	円	件	円
特殊法人から委託	件	円	件	円
財団法人や社団法人などの公益法人から委託	件	円	件	円
学校法人から委託	件	円	件	円
社会福祉法人から委託	件	円	件	円
医療法人から委託	件	円	件	円
特定非営利活動法人から委託	件	円	件	円
企業から委託	件	円	件	円
その他から委託	件	円	件	円

大学共同利用機関法人とは、人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構をいう。

問 14. 法人税法上の収益事業についてお尋ねします。

問 14-1. 貴法人は、前事業年度、前々事業年度それぞれにおいて、法人税法上の収益事業を実施しましたか。「1」、「2」のいずれかに を付けてください。

また、「1」を選択された法人は、行った収益事業の番号を下記の34業種の表より選択し、ご記入ください。

前事業年度	前々事業年度
法人税法上の収益事業を 1. 行った 下記表の税法上の業種番号を記載： _____	法人税法上の収益事業を 1. 行った 下記表の税法上の業種番号を記載： _____
2. 行わなかった	2. 行わなかった

- 法人税法上の収益事業は、必ずしも定款に書かれた特定非営利活動法上のその他の事業と一致しません。たとえ特定非営利活動事業であっても、法人税法上の収益事業（34業種）に該当する場合があります。
- 法人税法上の収益事業は、次の34業種です。

1 物品販売業	10 請負業	19 仲立業	28 遊覧所業
2 不動産販売業	11 印刷業	20 問屋業	29 医療保険業
3 金銭貸付業	12 出版業	21 鉱業	30 技芸教授業
4 物品貸付業	13 写真業	22 土石採取業	31 駐車場業
5 不動産貸付業	14 席貸業	23 浴場業	32 信用保証業
6 製造業	15 旅館業	24 理容業	33 無体財産権提供業
7 通信業	16 料理店業その他の飲食店業	25 美容業	34 労働者派遣業
8 運送業	17 周旋業	26 興行業	
9 倉庫業	18 代理業	27 遊技所業	

問 14-2. 問 14-1 で法人税法上の収益事業を「1. 行った」と回答された法人の方にお尋ねします。法人税法上の収益は、定款上の特定非営利活動事業とその他事業のどちらから生じましたか。該当する番号ひとつに を付けてください。

前事業年度	前々事業年度
1. 特定非営利活動事業	1. 特定非営利活動事業
2. その他事業	2. その他事業
3. 両方	3. 両方
4. わからない	4. わからない

認定特定非営利活動法人制度の利用状況について

問 16. 貴法人は「認定特定非営利活動法人」制度をご存知ですか。

該当する番号ひとつに を付けてください。

認定特定非営利活動法人

認定特定非営利活動法人とは、所轄庁の「認証」とは別に、国税庁長官の「認定」を受けた特定非営利活動法人のことです。「認定」を受けると、「認定を受けた特定非営利活動法人」と「認定特定非営利活動法人に寄附した者」は、それぞれ税制の優遇措置を受けることができます。

詳しくは、同封の「認定特定非営利活動法人制度のしくみ」か、内閣府のホームページ http://www.npo-homepage.go.jp/support/nintei_2.html をご覧ください。

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1. 制度の内容まで知っている | 問 17 へ |
| 2. 制度の名前程度なら知っている | 次章 (19 ページ) へ |
| 3. 知らない | 次章 (19 ページ) へ |

問 17. 問 16 で「1. 制度の内容まで知っている」を選択した法人にお尋ねします。

貴法人は「認定特定非営利活動法人」制度を利用したいと思いますか。

該当する番号ひとつに を付けてください。

- | | |
|--------------------------------|---------------|
| 1. 既に認定を受けている | 問 18 へ |
| 2. 認定を受けたいと思っており、申請の準備を進めている | 問 18 へ |
| 3. 認定を受けたいと思っているが、申請の準備を進めていない | 問 18 へ |
| 4. 関心が無い | 次章 (19 ページ) へ |
| 5. その他 | 次章 (19 ページ) へ |

問 18. 問 17 で「1. 既に認定を受けている」、「2. 認定を受けたいと思っており、申請の準備を進めている」及び「3. 認定を受けたいと思っているが、申請の準備を進めていない」を選択した法人にお尋ねします。

「認定特定非営利活動法人」になることで得られるメリットはどのようなものであると思いますか。該当する番号全てに を付けてください。

- | |
|------------------------------------|
| 1. 寄附者が税制優遇措置を受けられるので、寄附金を集めやすくなる |
| 2. 認定特定非営利法人自身が、税制上に優遇措置を受けることができる |
| 3. 社会的信用・認知度が高まる |
| 4. 内部管理がしっかりする |
| 5. その他 |

問 19. 問 17 において、「3. 認定を受けたいと思っているが、申請の準備を進めていない」を選択した法人へお尋ねします。

認定特定非営利活動法人の申請の準備を進めていない理由は何ですか。
該当する番号全てに を付けてください。

1. 認定要件（小規模法人の特例を含む）を満たすことができない
2. 認定要件（小規模法人の特例を含む）の確認が困難である
3. 申請書類が煩雑である
4. 申請作業を行うスタッフが不足している
5. 認定に必要な手続きを行う時間がない
6. 制度のしくみの理解が困難
7. その他

問 20. 問 19 において、「1. 認定要件（小規模法人の特例を含む）を満たすことができない」を選択した法人へお尋ねします。

満たすことができない要件はどの要件ですか。
該当する番号すべてに を付けてください。

1. 経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合（パブリックサポートテスト）が一定基準以上（実績判定期間において5分の1以上）であること
2. 事業活動に占める共益的活動（ ）の割合が50%未満であること
3. 役員に占める役員の親族等の割合が3分の1以下であること
4. 役員に占める特定の法人の役員等の割合が3分の1以下であること
5. 会計について、公認会計士等の監査を受けているか、もしくは、青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること
6. 事業費総額に占める特定非営利活動に係る事業費が80%以上であること
7. 受入寄附金の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充当していること
8. わからない
9. その他

共益的な活動とは、会員等に対するサービスの提供や会員相互の親睦会などの活動をいいます。

問 21. 問 20 において、「1. 経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合（パブリックサポートテスト）が一定基準以上（実績判定期間において5分の1以上）であること」を選択した法人へお尋ねします。
パブリックサポートテストの基準値を満たせない理由について、該当する番号全てに
を付けてください。

1. 寄附金の収入が少ない 2. 附者の名簿を管理していない 3. その他	
---	--

問 22. 問 19 において、「2. 認定要件（小規模法人の特例を含む）の確認が困難である」を選択した法人へお尋ねします。
確認することができない要件はどの要件ですか。
該当する番号全てに を付けてください。

1. 経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合（パブリックサポートテスト）が一定基準以上（実績判定期間において5分の1以上）であること 2. 事業活動に占める共益的活動（ ）の割合が50%未満であること 3. 役員に占める役員の親族等の割合が3分の1以下であること 4. 役員に占める特定の法人の役員等の割合が3分の1以下であること 5. 会計について、公認会計士等の監査を受けているか、もしくは、青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること 6. 事業費総額に占める特定非営利活動に係る事業費が80%以上であること 7. 受入寄附金の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充当していること 8. わからない 9. その他	
---	--

共益的な活動とは、会員等に対するサービスの提供や会員相互の親睦会などの活動をいいます。

問 23. 問 22 において、「1. 経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合（パブリックサポートテスト）が一定基準以上（実績判定期間において5分の1以上）であること」を選択した法人にお尋ねします。
パブリックサポートテストの基準値を確認できない理由について、該当する番号全てに
を付けてください。

1. 寄附者の名簿を管理していない 2. パブリックサポートテストの計算の仕方がわからない 3. その他	
--	--

問 24. 問 19 において「3. 申請書類が煩雑である」を選択した法人の方にお尋ねします。
申請時にはいくつかの書類の提出が必要ですが、作成が煩雑である書類全てに を付
け、その問題点を具体的に記載してください。

作成が煩雑である書類 あてはまるもの全てに を	その問題点（具体的に）
1. パブリックサポートテストの算 定に係る書類	
2. 寄附金を充当する予定の具体的 な事業内容を記載した書類	
3. 会員等に対する活動の割合を示 した書類	
4. 記帳及び保存している帳簿の状 況を示した書類	
5. 役員、社員、従業員又は寄附者 との取引について示した書類	
6. その他（具体的に） （ ）	

問 25. 問 17 において、認定特定非営利活動法人について「1. 既に認定を受けている」及
び「2. 認定を受けたいと思っており、申請の準備を進めている」を選択された法人
の方にお尋ねします。
申請の準備は順調に進んでいますか（進みましたか）。「1」「2」のいずれかに を
付け、「2」の場合、その理由について ~ のうち該当する番号全てに を付けて
ください。

1. 順調に進んでいる（進んだ）

2. 順調に進んでいない（進まなかった）

↓

「2」と回答した方は、以下から当てはまるもの全てに を付けてください。

会計や税務に関する専門的な知識を持ったスタッフが足りない。
 日常業務で忙しいため申請準備が思い通り進まない。
 税務当局に事前相談に行きたいが場所が遠くて通えない。
 申請書類が煩雑で作成に手間がかかる。
 認定要件等の制度が複雑すぎて理解が困難。
 その他（具体的に： _____）

問 26. 問 17 において、認定特定非営利活動法人について、「1. 既に認定を受けている」「2. 認定を受けたいと思っており、申請の準備を進めている」及び「3. 認定を受けたいと思っているが、申請の準備を進めていない」のいずれかを選択した法人にお尋ねします。

平成 13 年に認定特定非営利活動法人制度が発足して以来、数次にわたり税制改正が行われ、認定特定非営利活動法人になりやすくするために、認定要件の緩和などが行われてきました。直近では平成 20 年に税制改正が行われました。

以下の各税制改正項目により、認定特定非営利活動法人になりやすくなったかどうかについて、該当する番号にひとつに を付けてください。

(1) パブリックサポートテストの分母の算定において、独立行政法人や国立大学法人等からの補助金・委託費も除くことができるようになったこと。

- | |
|--|
| 1. 認定特定非営利活動法人になりやすくなったと思う
2. 変わらない
3. どちらともいえない
4. この改正を知らなかった |
|--|

(2) パブリックサポートテストの基準値を 1/3 から 1/5 に引き下げる特例が 3 年延長され、平成 23 年 3 月 31 日までの間に申請書を提出した場合とされたこと。

- | |
|--|
| 1. 認定特定非営利活動法人になりやすくなったと思う
2. 変わらない
3. どちらともいえない
4. この改正を知らなかった |
|--|

(3) 認定の有効期間の延長（2 年から 5 年）に合わせて、パブリックサポートテストの実績判定期間も 2 事業年度から原則 5 事業年度に延長するとともに、各事業年度の基準値を 1/10 以上とする要件が廃止されたこと。

- | |
|--|
| 1. 認定特定非営利活動法人になりやすくなったと思う
2. 変わらない
3. どちらともいえない
4. この改正を知らなかった |
|--|

(4) パブリックサポートテストの分子に算入する寄附金の計算において、一者あたり基準限度額が受入寄附金総額の 5% から 10% に引き上げられたこと。

- | |
|--|
| 1. 認定特定非営利活動法人になりやすくなったと思う
2. 変わらない
3. どちらともいえない
4. この改正を知らなかった |
|--|

- (5) 改正前は、社員が寄附者である場合、他の寄附者の中にその社員の配偶者や三親等以内の親族等がいるときは、その親族等は社員と同一の者とみなして、パブリックサポートテストの分子に算入する寄附金を算出する必要があった（いわゆる「親族合算」）が、この要件が撤廃されたこと。

- 1．認定特定非営利活動法人になりやすくなったと思う
- 2．変わらない
- 3．どちらともいえない
- 4．この改正を知らなかった

- (6) 「社員に占める社員の親族等の割合が1/3以下であること」、「社員に占める特定の役員等の割合が1/3以下であること」の要件が撤廃されたこと。

- 1．認定特定非営利活動法人になりやすくなったと思う
- 2．変わらない
- 3．どちらともいえない
- 4．この改正を知らなかった

- (7) (6)に付随して「社員に占める社員の親族等の割合が1/3以下であること」、「社員に占める特定の役員等の割合が1/3以下であること」といった要件を満たすことを証明するために必要であった社員すべての名簿の公開が不要になったこと。

- 1．認定特定非営利活動法人になりやすくなったと思う
- 2．変わらない
- 3．どちらともいえない
- 4．この改正を知らなかった

- (8) 小規模法人の特例が、平成18年度から創設されたこと。

- 1．認定特定非営利活動法人になりやすくなったと思う
- 2．変わらない
- 3．どちらともいえない
- 4．この改正を知らなかった

公益法人制度改革について

改革の概要

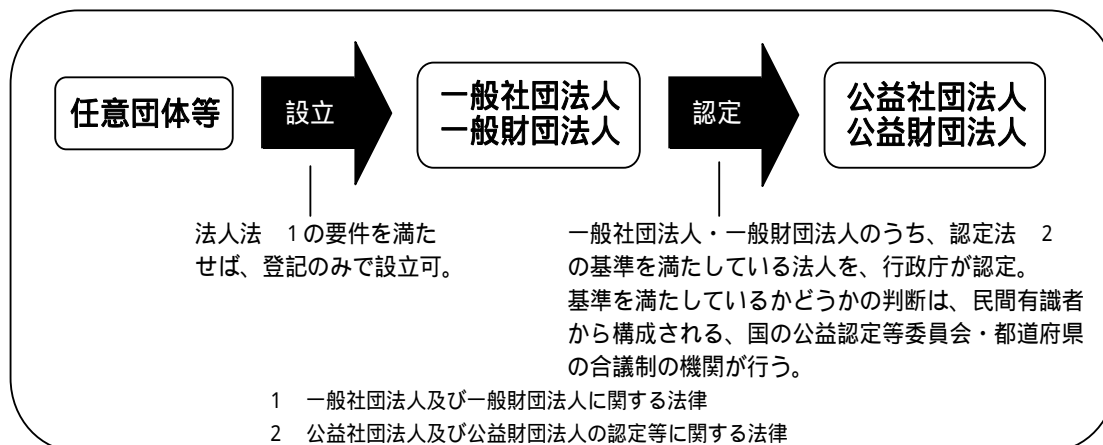
民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、現行の公益法人制度に見られる様々な問題に対応するため、従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度を創設するとともに、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度を創設しました。

詳しくは、公益法人行政総合情報サイトのホームページ

https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/

に掲載されているパンフレットをご覧ください。

参考 新しい公益法人制度の概要



問 27. 平成20年12月1日に、新しい公益法人制度が施行されたことをご存知でしたか。
該当する番号のひとつに を付けてください。

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 制度の内容まで知っている | 問 28 へ |
| 2. 制度の名前程度なら知っている | アンケート終了です |
| 3. 知らない | アンケート終了です |

問 28. 問 27 において、「1. 制度の内容まで知っている」を選択した法人にお尋ねします。
一般社団法人・一般財団法人は公益認定を受けると公益社団法人・公益財団法人となり、
税制上の優遇措置を受けることができます。このことをご存知でしたか。該当する
番号のひとつに を付けてください。

- | |
|-----------|
| 1. 知っている |
| 2. 知らなかった |

アンケートはこれで終了です。ありがとうございました。

貴法人の概要について

問1．お差し支えなければ、貴法人およびご回答者名・連絡先をご記入ください。
[2009年1月1日現在でご記入ください]

貴法人名			
事務所所在地 (主たる事務所)			
ご回答者氏名			役職名
連絡先	TEL		FAX
	e-mail		

問2．貴法人が設立された年月（設立登記した年月）はいつですか。

平成 年 月

問3．貴法人の認定有効期間をご記入ください。

平成 年 月 ~ 平成 年 月
平成 年 月 ~ 平成 年 月

問4．貴法人は、認定を受けたときに、小規模法人の特例を適用しましたか。
該当する番号ひとつに を付けてください。
また、「1.有」を選択した法人は、適用した年月をご記入ください。

1. 有 2. 無

適用した年月

(平成 年 月)
(平成 年 月)

認定の効果について

問5. 貴法人では、認定特定非営利活動法人になったことにより寄附の募集活動や寄附の受入れ状況においてどのような効果がありましたか。

該当する番号全てに_を付けてください。

また、「6.その他」を選択された法人は、その内容をご記入ください。

1. 寄附金額が増加した
2. 社会的信用度が高まった
3. 寄附を受ける際に説明しやすくなった
4. 効果がなかった
3. 5. まだ効果がわからない
6. その他



活動及び財務状況について

問6．貴法人が所轄庁に提出した収支計算書に基づき、前事業年度及び前々事業年度の、**定款上の特定非営利活動事業と定款上のその他事業（特定非営利活動以外の事業）**のそれぞれの収支金額を、以下の科目にしたがってご記入ください。（一般に、所轄庁に提出した収支計算書は区分経理されています。）

問6-1．定款上の特定非営利活動事業の収支金額

【収入部門】

	前事業年度 (年 月 日 ~ 年 月 日)	前々事業年度 (年 月 日 ~ 年 月 日)
会費収入 (入会金および会費)	円	円
寄附金総額 (補助金・助成金は除く)	円	円
補助金・助成金 (国・地方公共団体・国際機関・財団法人や社団法人などの公益法人・独立行政法人・企業等から)	円	円
事業による収入 (~ を除く、特定非営利活動事業による収入。国等からの委託の対価としての収入を含む。)	円	円
その他収入 (科目名 :)	円	円
上記 ~ の合計	円	円

【支出部門】

	前事業年度	前々事業年度
事業費	円	円
管理費	円	円
その他支出 (科目名 :)	円	円
上記 ~ の合計	円	円

平成20年12月より新しい公益法人制度が施行されておりますが、ここでは、旧制度における公益法人を指します。（以下同じです）

問 6-2 . 定款上のその他の事業（特定非営利活動以外の事業）の収支金額

【収入部門】

	前事業年度 (年 月 日 ~ 年 月 日)	前々事業年度 (年 月 日 ~ 年 月 日)
事業による収入 (その他の事業による収入)	円	円
その他収入 (科目名 :)	円	円
上記 ~ の合計	円	円

【支出部門】

	前事業年度	前々事業年度
事業費	円	円
管理費	円	円
その他支出 (科目名 :)	円	円
上記 ~ の合計	円	円

問7. 問6-1の「会費収入」に回答された法人の方にお尋ねします。

貴法人の会費収入について、記入例に従って以下の表にご記入ください。

また、会費を支払った会員に対して財・サービスの提供内容がない場合は、「なし」とご記入ください。

- ・社員とは、特定非営利活動促進法上の社員のことで、総会で議決権を有するいわゆる正会員を指します。(以下同じです)
- ・社員以外の会員とは、総会で議決権の無い会員全てを指します(例：賛助会員、名誉会員、特別会員、ジュニア会員等)。
- ・会員数は、人・団体を合計した数をご記入ください。単位は団体も含めて「人」で教えてください。
- ・入会金と会費の金額は前事業年度末時点のものをご記入ください。
- ・会費は、一年間の会費金額をご記入ください。例えば、1ヶ月1,000円の会費を定めている場合は、年会費は12,000円としてご記入ください。
- ・口数制度(例：一口1,000円で3口以上)を設けている法人におかれましては、金額に3,000円以上と記入し、下に一口1,000円とご記入ください。

記入例

会員の種類	会員数	入会金	年会費等の額	財・サービスの提供内容
社員の名称 (記入例 正会員)	50人 (団体含む)	10,000円	12,000円	会報(月1回)
社員以外の会員名称 (記入例 賛助会員)	40人 (団体含む)	0円	10,000円	会報(月1回)、セミナー受講料の1回分の免除
社員以外の会員名称 (記入例 特別会員)	30人 (団体含む)	0円	3,000円以上 円 一口1,000円	会報(月1回)

【回答欄】

会員の種類	会員数	入会金	年会費等の額	財・サービスの提供内容
社員の名称 ()	人 (団体含む)	円	円	
社員以外の会員名称 ()	人 (団体含む)	円	円	
社員以外の会員名称 ()	人 (団体含む)	円	円	
社員以外の会員名称 ()	人 (団体含む)	円	円	

問 8 . 問 6-2 の「 寄附金総額」に金額を記入した法人の方へお尋ねします。

問 8-1 . 個人から受け入れた寄附金収入の内訳について、寄附者 1 者あたりの年間寄附金額に基づき、次の表の区分にしたがって、それぞれの人数と合計金額をご記入ください。

例えば、3,000 円の寄附した人が 3 人いた場合、表の中の「 1 者あたり 1 千円以上 5 千円以下のもの」の欄に「 3 人」、「 9,000 円」とご記入ください。

また、寄附者の人数が分からない場合は人数欄に「不明」とお書きください。

区 分	前事業年度		前々事業年度	
1 者あたり 1 0 0 万円超のもの	人	円	人	円
1 者あたり 1 0 万円超 1 0 0 万円以下のもの	人	円	人	円
1 者あたり 5 千円超 1 0 万円以下のもの	人	円	人	円
1 者あたり 1 千円以上 5 千円以下のもの	人	円	人	円
1 者あたり 1 千円未満のもの		円		円
寄附者の氏名が不明なもの		円		円
計		円		円

問 8-2 . 個人から受け入れた寄附金のうち、相続財産はありましたか。「 1 」、「 2 」のいずれかに を付けてください。なお、「 1 」を選択した法人は、それぞれの件数と合計金額をご記入ください。

1 . 有	2 . 無
-------	-------



前事業年度		前々事業年度	
件	円	件	円

問 8-3 . 貴法人の活動において、寄附金はこういった位置付けにありますか。

該当する番号全てに を付けてください。

- 1 . 安定した収入源であり、活動に不可欠なものである
- 2 . 寄附金収入は不安定なので、主要な収入源としては位置付けていない
- 3 . 特定非営利活動法人としての活動の P R の役割を担っている
- 4 . その他



問9. 問6-1の「補助金・助成金」に金額を記入された法人の方にお尋ねします。

下記の提供元ごとに、受けている件数と合計金額についてご記入ください。

補助金・助成金

補助金・助成金の提供元	前事業年度		前々事業年度	
	件数	金額	件数	金額
国から提供	件	円	件	円
地方公共団体から提供	件	円	件	円
国際機関から提供	件	円	件	円
独立行政法人から提供	件	円	件	円
国立大学法人から提供	件	円	件	円
大学共同利用機関法人から提供	件	円	件	円
特殊法人から提供	件	円	件	円
財団法人や社団法人などの公益法人から提供	件	円	件	円
学校法人から提供	件	円	件	円
社会福祉法人から提供	件	円	件	円
医療法人から提供	件	円	件	円
特定非営利活動法人から提供	件	円	件	円
企業から提供	件	円	件	円
その他から提供	件	円	件	円

大学共同利用機関法人とは、人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構をいう。

問 11. 問 6-1 の「 事業による収入」に金額を記入され、事業収入のうち委託事業による収入がある法人の方にお尋ねします。下記の委託元ごとに、受けている件数と合計金額についてご記入ください。

委託事業費

補助金・助成金の委託元	前事業年度		前々事業年度	
	件数	金額	件数	金額
国から委託	件	円	件	円
地方公共団体から委託	件	円	件	円
国際機関から委託	件	円	件	円
独立行政法人から委託	件	円	件	円
国立大学法人から委託	件	円	件	円
大学共同利用機関法人から委託	件	円	件	円
特殊法人から委託	件	円	件	円
財団法人や社団法人などの公益法人から委託	件	円	件	円
学校法人から委託	件	円	件	円
社会福祉法人から委託	件	円	件	円
医療法人から委託	件	円	件	円
特定非営利活動法人から委託	件	円	件	円
企業から委託	件	円	件	円
その他から委託	件	円	件	円

大学共同利用機関法人とは、人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構をいう。

問 12. 法人税法上の収益事業についてお尋ねします。

問 12-1. 貴法人は、前事業年度、前々事業年度それぞれにおいて、法人税法上の収益事業を実施しましたか。「1」、「2」のいずれかに を付けてください。

また、「1」を選択された法人は、行った収益事業の番号を下記の34業種の表より選択し、ご記入ください。

前事業年度	前々事業年度
法人税法上の収益事業を 1. 行った 下記表の税法上の業種番号を記載： _____	法人税法上の収益事業を 1. 行った 下記表の税法上の業種番号を記載： _____
2. 行わなかった	2. 行わなかった

- 法人税法上の収益事業は、必ずしも定款に書かれた特定非営利活動法上のその他の事業と一致しません。たとえ特定非営利活動事業であっても、法人税法上の収益事業（34業種）に該当する場合があります。
- 法人税法上の収益事業は、次の34業種です。

1 物品販売業	10 請負業	19 仲立業	28 遊覧所業
2 不動産販売業	11 印刷業	20 問屋業	29 医療保険業
3 金銭貸付業	12 出版業	21 鉱業	30 技芸教授業
4 物品貸付業	13 写真業	22 土石採取業	31 駐車場業
5 不動産貸付業	14 席貸業	23 浴場業	32 信用保証業
6 製造業	15 旅館業	24 理容業	33 無体財産権提供業
7 通信業	16 料理店業その他の飲食店業	25 美容業	34 労働者派遣業
8 運送業	17 周旋業	26 興行業	
9 倉庫業	18 代理業	27 遊技所業	

問 12-2. 問 12-1 で法人税法上の収益事業を「1. 行った」と回答された法人の方にお尋ねします。

法人税法上の収益は、定款上の特定非営利活動事業とその他事業のどちらから生じましたか。該当する番号ひとつに を付けてください。

前事業年度	前々事業年度
5. 特定非営利活動事業	5. 特定非営利活動事業
6. その他事業	6. その他事業
7. 両方	7. 両方
8. わからない	8. わからない

問 12-3 . 問 12-1 で法人税法上の収益事業を「 1 . 行った」と回答された法人の方にお尋ねします。

前事業年度、前々事業年度のそれぞれにおいて行った税務申告における収益事業の所得について、該当する番号のひとつに を付けてください。

前事業年度	前々事業年度
1 . 黒字	1 . 黒字
2 . 赤字	2 . 赤字
3 . 0	3 . 0

みなし寄附金制度の活用について

問 13 . 問 12-1 で法人税法上の収益事業を「 1 . 行った」と回答された法人の方にお尋ねします。

貴法人は、認定後、法人税法上の収益事業で得た利益を非収益事業へ繰り入れを行い、みなし寄附金制度を活用しましたか。「 1 」、「 2 」のいずれかに を付けてください。

みなし寄附金制度の活用状況

- | | |
|-------------|--------|
| 1 . 活用した | 問 15 へ |
| 2 . 活用しなかった | 問 14 へ |

問 14 . 問 13 でみなし寄附金制度「 2 . 活用しなかった」を選択した法人の方にお尋ねします。今後、みなし寄附金制度を活用する意向はありますか。該当する番号いずれかに を付けて、「 2 」または「 3 」を選択された法人の方はその理由もご記入ください。

- | | |
|-----------------------------------|---|
| 1 . 活用する予定である | |
| 2 . 活用したいと思うが、今のところ予定はない
(理由 : |) |
| 3 . 活用するつもりはない
(理由 : |) |

税制改正について

問 17. 平成 13 年に認定特定非営利活動法人制度が発足して以来、数次にわたり税制改正が行われ、認定を受けやすくするために、認定要件の緩和などが行われてきました。直近では平成 20 年に税制改正が行われました。

以下の各税制改正項目により、認定を受けやすくなったかどうかについて、該当する番号にひとつに を付けてください。

(1) パブリックサポートテストの分母の算定において、独立行政法人や国立大学法人等からの補助金・委託費も除くことができるようになったこと。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1. 認定を受けやすくなったと思う 2. 変わらない 3. どちらともいえない 4. この改正について知らなかった |
|--|

(2) パブリックサポートテストの基準値を 1/3 から 1/5 に引き下げる特例が 3 年延長され、平成 23 年 3 月 31 日までの間に申請書を提出した場合とされたこと。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1. 認定を受けやすくなったと思う 2. 変わらない 3. どちらともいえない 4. この改正について知らなかった |
|--|

(3) 認定の有効期間の延長（2 年から 5 年）に合わせて、パブリックサポートテストの実績判定期間も 2 事業年度から原則 5 事業年度に延長するとともに、各事業年度の基準値を 1/10 以上とする要件が廃止されたこと。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1. 認定を受けやすくなったと思う 2. 変わらない 3. どちらともいえない 4. この改正について知らなかった |
|--|

(4) パブリックサポートテストの分子に算入する寄附金の計算において、一者あたり基準限度額を受入寄附金総額の 5% から 10% に引き上げられたこと。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1. 認定を受けやすくなったと思う 2. 変わらない 3. どちらともいえない 4. この改正について知らなかった |
|--|

- (5) 改正前は、社員が寄附者である場合、他の寄附者の中にその社員の配偶者や三親等以内の親族等がいるときは、その親族等は社員と同一の者とみなして、パブリックサポートテストの分子に算入する寄附金を算出する必要があった（いわゆる「親族合算」）が、この要件が撤廃されたこと。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1．認定を受けやすくなったと思う 2．変わらない 3．どちらともいえない 4．この改正について知らなかった |
|--|

- (6) 「社員に占める社員の親族等の割合が1/3以下であること」、「社員に占める特定の役員等の割合が1/3以下であること」の要件が撤廃されたこと。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1．認定を受けやすくなったと思う 2．変わらない 3．どちらともいえない 4．この改正について知らなかった |
|--|

- (7) (6)に付随して「社員に占める社員の親族等の割合が1/3以下であること」、「社員に占める特定の役員等の割合が1/3以下であること」の要件を満たすことを証明するために必要であった社員すべての名簿の公開が不要になったこと。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1．認定を受けやすくなったと思う 2．変わらない 3．どちらともいえない 4．この改正について知らなかった |
|--|

- (8) 小規模法人の特例が、平成18年度から創設されたこと。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1．認定を受けやすくなったと思う 2．変わらない 3．どちらともいえない 4．この改正について知らなかった |
|--|

パブリックサポートテストについて

問 18 . 前回認定を受けた際のパブリックサポートテストの基準値は、以下のどの範囲にあてはまりますか。 いずれかの番号に を付けてください。

- | |
|-----------------------|
| 1 . 1 / 3 以上 |
| 2 . 1 / 5 以上 1 / 3 未満 |
| 3 . わからない |

問 19 . 次回、再度認定を受ける際に、パブリックサポートテストの基準値を満たすことは難しいと思いますか。 いずれかの番号に を付け、その理由もご回答ください。

- | | |
|--------------|--------|
| 1 . 難しいと思う | 問 20 へ |
| 2 . 難しいと思わない | 問 21 へ |
| 3 . まだ、わからない | 問 21 へ |

問 20 . 問 19 において、「1 . 難しいと思う」を選択した法人にお尋ねします。パブリックサポートテストの基準値を満たすことが難しいと思う理由は何ですか。ご記入ください。

(理由)

認定後の運営について

問 23 . 今後、認定特定非営利活動法人としてどのような事業活動や広報活動を計画していますか。ご記入ください。

アンケートはこれで終了です。ありがとうございました。